

中大法曹会

創立50周年記念誌



多摩キャンパス青年像

2001. 9. 25

中央大学法曹会

No.19

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る
丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさばらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学校友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

中央大学法曹会50周年記念行事

平成13年 9 月25日（火）

於 弁護士会館 2 階講堂「クレオ」

式 典



講演

「21世紀の国家戦略と司法制度改革」

保岡興治 元法務大臣



式辞



松家 里明 幹事長

挨拶



滝沢 國雄 実行委員長

祝 辞



阿 部 三 郎 中央大学理事長



大 西 保 中央大学学生会会長



鈴 木 康 司 中央大学学長

祝 賀 会



祝 辞



中山 正 暉 国会白門会会長



高 橋 季 義 中央大学評議員会議長
南 甲 倶 楽 部 会 長

乾 杯



島 田 一 彦 学術研究団体連合会委員長





中大吹奏楽部 アンサンブル演奏



法学会50周年記念行事



校 歌 齐 唱



もくじ

巻頭言

中央大学法曹会幹事長
中央大学理事

松家里明 5

第一部 創立五〇周年記念式典

挨拶

中央大学法曹会五十周年記念行事実行委員会委員長

瀧澤國雄 11

式辞

中央大学法曹会幹事長

松家里明 13

祝辞

中央大学理事長

阿部三郎 17

中央大学学長

鈴木康司 21

中央大学学生会会長

大西保 24

ご挨拶

中央大学評議会議長

高橋季義 26

国会白門会会長

中山正暉 31

学研連委員長

島田一彦 34

第二部 記念講演

二一世紀の国家戦略と司法制度改革

元法務大臣 保岡興治 37

第三部 中大法曹かくありき

中大法曹かくありき

資料

先人の方々

朝川伸夫先生を偲ぶ

磯部常治先生追想

稲葉修先生の思い出

市橋千鶴子先生の足跡

大塚喜一郎先生

岡田錫淵先生

荻山虎雄先生の足跡

学園紛争を解決・收拾した金子文六博士

菊地養之輔の足跡

大橋満範	59	鈴木康洋	62	布施誠司	69	宇田川濱江	77	大西昭一郎	84	落合長治	89	松永渉	92	猪股喜蔵	95	日野市朗	107
------	----	------	----	------	----	-------	----	-------	----	------	----	-----	----	------	----	------	-----

木戸口久治先生と中大法曹

父 五鬼上堅磐

亡父喜八郎を偲う

三足のわらじ―塚本重頼先生の思い出

わが師、堂野達也先生を語る

故野瀬高生先生を追悼する

花井卓蔵先生

不屈の生涯 林百郎の思い出

圓山田作先生のこと

宮田光秀先生のご足跡

「偉大な指導者」向江瑋悦先生のこと

第四部 中大法曹会創立五〇周年行事

中央大学法曹会五〇周年記念行事式次第

中央大学法曹会五〇周年記念行事出席ご来賓名簿

五〇周年記念大会の舞台裏

中央大学法曹会事務局報告

安原正之	110
坂本福子	121
高窪利一	125
堤淳一	132
阿部三郎	140
小林秀正	148
丹羽健介	151
山崎哲	154
紺野稔	158
米林和吉	160
多田武	163
横山昭	171
奈良道博	174

中央大学法曹会創立五〇周年記念式典部会報告

財務部会

中央大学法曹会五〇周年記念行事実行委員会名簿

鈴木康洋 177
深沢守 181

第五部 中大法曹会特別報告

「炎の塔」建築に至る道のり

中央大学多摩キャンパス学生研究棟「炎の塔」の建設着工に至るまで

中央大学法科大学院（ロースクール）の開設に向けて

法職講座の現況と課題―法職講座抜本的改革四カ年計画から新三カ年計画へ―

大高満範 189
三宅邦彦 196
石井芳光 209
阿部鋼 215

編集後記

中津靖夫 245

表紙写真 青 年 像
撮影 伊達俊二

卷頭言

中央大学法曹会幹事長
中央大学理事

松 家 里 明

一 平成一三年九月二五日中央大学法曹会（以下法曹会という）創立五〇周年記念の講演会、式典そして祝賀会が弁護士会館クレオで盛大に挙行された。これは、瀧澤國雄委員長を初めとする法曹会創立五〇周年記念行事実行委員会のご尽力と法曹会会員のご支援の賜物であり、厚く感謝申し上げる次第である。

又、この年八月一日、中央大学多摩キャンパス西門の少し奥で法曹会及び學術研究団体連合会（以下学研連という）が平成一一年四月大学に要望した国家試験突破を志す学生の施設「学生研究棟『炎の塔』」の地鎮祭が行われ、本年六月に竣工することになった。

そこで法曹会では、記念誌を発行し、創立五〇周年記念の諸行事を記録すると共に、法曹会

会員の思いを託した“炎の塔”建設に至る経緯を明らかにし、あわせて本学出身で活躍された法曹界の大先輩方の足跡を記述することとした。

二 法曹会は、昭和二六年六月創立された。それは、学研連加盟の各研究室が中心となってそれまでに多数の合格者を輩出して来た成果といえるのである。昭和二年最初に玉成会が設立され、その後順次、中桜会、真法会、正法会、瑞法会、済美会と設立されたが、各研究室の研究内容が充実するにつれて司法試験の合格者数は増加し、昭和二六年から満二〇年間本学出身の司法試験合格者数は全国第一位を誇り、巷間“法科の中央”といわれるようになった。

しかし時代は移り、司法試験受験予備校が栄え、多くの受験生を集めて精緻な受験技術をもって指導し始め、これと本学が駿河台の地から僻地ともいえる八王子に移ったことと重なって、研究室指導方式いわゆる寺子屋方式による合格者は減少し始めた。

一方、慶応義塾大学では昭和四一年司法研究所を、早稲田大学では昭和四三年法職課程教室を開講して大学が積極的に司法試験の受験指導を始めた。本学では昭和四九年に課外法職特別コースを始め、同五八年になって今の法職講座を開設したが既に早慶に差をつけられ、かつての栄光を取り戻すには大変な努力が必要となった。

三 私は、平成一〇年度の学研連委員長になった。初めて多摩校地で学研連委員会を開き、各研究室々員の声を聞き実態を調査した。

その結果、国家試験受験団体の研究室、法職講座運営委員会の研究室等が分散していて对国家試験エネルギーが集中していないうえに、経理研究所には学生の公認会計士試験受験のため研究室がないことが分かった（詳細は拙稿中大法曹一七号三一頁）。

そこで学研連で検討の結果、法曹会と学研連は連名で大学に対し次のような要望書（要旨）を平成一一年四月提出した。

(一) 多摩校地に国家試験を志す学生達の研究室を一つの建物にまとめた“炎の塔”を建てる必要がある。

(二) 大学に国家試験研究対策委員会を作り、統一的な指導を行う必要がある。

大学は、この要望を受けて“炎の塔”の建設を承認され、又、名称も「学生研究棟“炎の塔”」として本学創立一二五周年記念の募金対象事業の一つに組入れられた。しかし、建設資金は、その多くを法曹会を始めとする学員の寄付に期待されているのである。

このような施設と、統一した指導委員会による指導は、法科大学院いわゆるロースクールによる新司法試験が行われることになっても必要なことは論をまたないであろう。

四 我々は、かつての本学法学部の名声を取り戻すために、大学に協力して“炎の塔”の建設資

金を寄付して“炎の塔”を完成させ、更に会員の皆様方より国家試験に関する情報を集め、ご協力を頂き、大学と共に委員会の活動を充実発展させて行きたいものである。

最後に かつて駿河台に校舎があった頃、校庭のそこかしこに、いや食堂も喫茶店も銭湯でも法律論争をする学生で一杯だった。

それは大学が指導しなくても学生自らの意思と力で国家試験に立ち向かった。まさに熱核反応ともいふべきものであった。

今 大学は、力を入れて、将来に希望を託して、本学の多摩校地にまさにこの熱核反応を起こさせる施設“炎の塔”を建てつつある。

我々も、この大学の熱意に応えて、大学に協力してこの施設の建設に、指導態勢の確立に協力し、本学の名声を高めようではありませんか。

第一部

創立五〇周年記念式典



挨拶

中央大学法曹会五十周年記念行事実行委員会

委員長 瀧澤國雄

本日ここに、中央大学法曹会創立五十周年式典を挙行するにあたりまして、公私ご多端のところ、大
学から阿部理事長、鈴木学長を始め多数の皆様、学員会から堂野名誉会長、大西会長を初め役員の皆様、
また南甲倶楽部、国会白門会など多数の学員会支部の皆様方のご出席をいただきましたことは、誠に光
栄の至りに存じます。ご出席のご来賓並びに会員の皆様に心から御礼を申し上げます。尚、式典に先立
ちまして、先程元法務大臣保岡先生が国会のお忙しい中をおいでいただきまして、「二十一世紀の国家
戦略と司法制度改革」という法曹会五十周年記念行事に最もふさわしい演題でご講演をいただきまして、
感銘深く拝聴いたしました。保岡先生、どうもありがとうございました。

中央大学法曹会は昭和二十六年、中央大学出身の法曹を結集して、「会員相互の親睦を図り、中央大
学の興隆と司法の発展に寄与すること」を目的といたしまして創立されました。輝かしい二十一世紀の
初頭に創立五十周年の記念すべき年を迎えたのであります。その間、昭和二十八年には中央大学学員会

の職域支部の第一号として承認を受け、他の学員会支部と協力して母校の興隆、発展のために努力を続けてまいりました。

昭和四十四年には、大学問題特別委員会を設置いたしまして、大学が当面する諸問題につき種々率直な意見を具申してまいりました。特に大学における法学教育の充実、なканずく司法試験問題につきましては重大な関心をもって対処してまいりました。昭和二十四年から四十三年まで連続二十年間合格者数首位の記録を続けてまいりましたが、最近十数年間の低落傾向につきましては非常に残念でございます。昨年は百名の大会に乗ったとは言いながら、第五位ということで非常に憂慮に堪えないことを痛感しております。法曹会といたしましては、今後とも衆知を集めて大学当局と緊密な協力をいたしまして、法科の中央大学の輝かしい伝統を取り戻したいと思っております。

今日、司法の果たすべき使命は極めて重大であります。私も法曹に対する国民の期待は大きいものがあります。全国法曹人口の三分の一を数える我が中央大学出身の法曹の責任もまた重大であります。本日の記念式典にあたり中央大学法曹会の半世紀の歩みを回顧し将来の発展を期することは極めて意義のあることと存じます。中央大学の益々の興隆発展を祈念いたしますとともに、中央大学法曹会に対し今後共一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。どうもありがとうございます。

式 辞

中央大学法曹会幹事長

松 家 里 明

只今ご紹介いただきました松家里明でございます。

本日の中央大学法曹会創立五〇周年記念講演を衆議院議員 元法務大臣保岡興治先生に過日大高満範会員とお願いに伺いましたところ、先生は大変ご多忙にも拘りませずご快諾いただき本日の特機を得た大変貴重な講演となりました。ありがとうございました。

又、この記念式典、式典に引続く祝賀会に中央大学理事長 阿部三郎先生、学長 鈴木康司先生、学員会会長 大西 保先生、評議員会議長・南甲倶楽部会長 高橋季義先生、国会白門会会長・衆議院議員 中山正暉先生から祝辞を頂くことができて、本日の式典、祝賀会が重厚な催しとなりました。ここに厚くお礼申し上げます。

本日の記念式典、祝賀会に、大学、学員会、友会等の皆様方にお祝いをしていただきたくご案内を申し上げますところ、事務多端のなか、ご来賓名簿にお名前を掲載させていただきましたように多くの

ご来賓にご臨席を賜りました。心からお礼申し上げます。又、会員の皆様には、このように大勢ご出席を頂き盛大な記念行事としていただきました。有難うございます。

さて、創立五〇周年、二一世紀を迎えました中央大学法曹会には多くの課題がありますが、今年の大きな課題は二つあるかと思うのであります。

その第一は、大学に協力して本学に設置されるであろう法科専門大学院の立派な礎を固めることであります。法科専門大学院 いわゆるロースクールの設置につきましては、会員の多くの方々から本学にロースクールが設置されるのか、そのカリキュラムがどうなるか、実務家教員をどうするのか等大変ご心配を戴いています。

これらにつきましては、これから理事長の阿部三郎先生、学長の鈴木康司先生からお話があるかと思いますが、この七月誠に詳細な「中央大学法科大学院設置計画書」が理事会で承認され、又、市ヶ谷キャンパス第一号館の改修が決まる等着々とその準備が進められています。その上、本学には、本日も講演をいただきました保岡興治先生、これからご祝辞を頂く中山正暉先生を始め有力な先生方が国会に多くおられますので、本学にロースクールが設置されるということは間違いないと確信しています。

中央大学法曹会の発展、いや中央大学法学部の発展は新制度の下、いかに多くの合格者を出し続けることが出来るかにかかっていると思うのであります。

私達は、全国のロースクール、大学予備校等の情報を集め、大学に提言し、協議して優れた指導態勢を大学と共に作り上げたいものであります。どうかご協力をお願いします。

大きな課題の第二は、本学創立一二五周年事業の募金に協力することであります。

中央大学は、創立一二五周年募金活動を本年一〇月から一〇年間にかけ行われますが、今回の募金
は、寄付をする人が記念事業中のどの事業に寄付するかを指定できるのであります。

平成一一年四月中央大学法曹会と学研連は、大学に対し「国家試験受験研究室」の集中化、指導の効率化等を求めて「学生研究室 炎の塔」建設の要望書を提出しました。大学では素早くこの建設を承認されて中央大学創立一二五周年記念事業に加えられ、この八月一日多摩キャンパスにおいて地鎮祭が行われました。来年六月には五五〇〇平方米の研究棟が竣工することとなりました。そこで執行部は、学研連と共に学生研究棟「炎の塔」の建設費用を中心としてご寄付をお願いするべく募金企画委員会を検討していただいています。

この建設にかかる総費用は、一七億円と予定されていますが、大学は、私達の会員であります岡田錫淵先生が大学に寄付されました二億七、五〇〇万円をこの建設費用の寄附金に組入れられました。大学からも六億円を拠出されますが、まだまだ足りません。

従いまして法曹会、学研連及び公認会計士の学員会支部には、この不足額の寄付が期待されています。どうか会員皆様方の母校中央大学に対する熱い情熱をこの学生研究棟「炎の塔」に寄せられまして本学の法学部の名声を再現するのにご協力下さいますようお願い致します。

最後となりましたが、中央大学法曹会創立五〇周年記念行事が、このように盛大に行えるようになり
ましたのは、滝澤國雄実行委員長、横山昭委員長代行を始めとする実行委員の会員のお蔭であります。

心からお礼申し上げます。

特に財務部会から会員の皆様に賛助金の拠出をお願いしましたところ、四五〇名を越える会員から目標額を五割以上も上回る賛助金のご寄付を賜りました。会員の皆様方に対し厚くお礼申し上げますと共に深沢守部会長始め財務部会の会員の皆様に深く感謝申し上げます。

私達執行部は、皆様方のご芳志に應えるべく一所懸命会務を努める所存でございますので、今後とも引続いて中央大学法曹会の活動にご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶と致します。有難うございました。

祝 辞

中央大学理事長

阿 部 三 郎

本日、茲に、中央大学法曹会が創立五〇周年を迎えられ、盛大な記念行事と式典が開催されましたことを、学校法人中央大学を代表して心からお祝い申し上げます。

中大法曹会は五〇年前の昭和二六年六月四日、本学學員である在京の裁判官、檢察官、弁護士間の親睦と本学の興隆並びに司法の發展に寄与することを目的として創立されたと承っております。

この間、中央大学法曹会はわが国法曹界において、めざましいご活躍の下にわが国司法の發展に寄与されておりますことは、誠に同慶にたえません。

その後、法曹会は昭和二八年學員会の中で職域支部第一号として支部の認定を受け、以来本学學員会の中でも最有力支部として、大学發展のためご貢献賜り、また本学の運営におきましても、この五〇年間、理事長、理事、監事、評議員会正副議長、そして評議員、協議員として多数の方々のご推薦をいただき、多大なるご尽力を賜りました。

中央大学は、明治一八年にイギリス法律学校として設立され、今日まで、只今申し上げましたとおり、多くの実務法律家を輩出して参りました。大学はこのような輝かしい法科の伝統を継続し発展させるために、近年におきましても、司法演習講座、法職講座を設けて、司法試験志願者のために特別の指導を行って参りましたが、その間、中大法曹会は、学研連と共に司法演習講座の講師としてベテランの法曹を、また法職講座にも若い法曹をご推薦いただき、こうした推薦された先生方も熱心に後輩の指導に当られました。

このことは他大学ではみることのできない本学だけに限る誠に誇るべき伝統であり、深く感謝申し上げます。

しかし、このように、司法試験に関係のある先生方、合格者、若い法曹の熱心な指導があるのにもかかわらず、中央大学では、昭和六〇年代より平成の時代に入り、司法試験について、過去二〇年間連続トップの栄光の歴史に反し、きわめて懸念される状況に至りましたことは、ご高承のとおりであります。しかし、私は、この懸念は、ごく近い将来には必ず払拭されるものと確信しております。

私のこの確信の第一は、本学では中大法曹会がかねてより提唱されておりました炎の塔と名称される司法試験、公認会計士試験、国家公務員一種試験を目ざす学生研究棟を明年六月の完成をめざして、現に建設に着手していることであります。

確信の第二は、この炎の塔を中心軸として、法学部、法曹会、学研連、法職講座の各機関の方々にお願い、この学生研究棟の建設の意義を生かすべく、現段階で必要なこと、そして近未来をも指向した上

での協議体制が、しっかりと固まったかのように思われるからであります。

このようにして、それは現行司法試験だけではなく、司法制度の改革に伴う新司法試験も併せて視野に入れ、法科大学院ロースクールの入学体制のこと、さらにはロースクールの創設と同時に、或はその創設を目前にして現時点で必要とされる法学部教育の充実、強化策のことなどをも含んで、私は、この炎の塔の建設が齎している大きな、たくましい、ある種の息吹を感じるからであります。

そして、このロースクールは、明年創設されるアカウティングスクールと相並んで、本学における二つの専門大学院として、平成一六年度には創設されるところとなりますが、さらに後楽園理工学部キャンパスの建設、学生生活関連棟の建設等のキャンパス整備、モノレールの開通に伴う駅前整備建設などの諸事業なども総合いたしますならば、わが中央大学百十四年間の歴史の中で明治一八年の創立時のこと、あるいは戦後の大学改革時代のこと、さらには多摩移転のこと等々、これまでも歴史的な大きな経験を経て参りましたが、現在の中央大学の状況は、これらの大きな経験にも匹敵するような、まさに、二二世紀における改革、前進のための大きな節目ともいえる時期を迎えているものと強く感ずるのであります。

さて、ここで改めて心から感謝と敬意を表させて頂きたいことは、この炎の塔の定礎基金として大先輩の岡田錫淵先生より約二億七五〇〇万円のご寄付を賜ったことであります。

時恰かも、先程私が申し上げました諸事業、その他学部、大学院等教学も含むすべての分野の充実、発展を期して、この一〇月より二二世紀の中央大学を創造するための創立一二五周年記念募金が始ま

れます。法曹会の先生方におかれましても、この炎の塔の建設資金として、あるいはロースクールの創設資金のためにと、その使途をご指定頂いてご協力を賜わりたいのであります。こうした願いを込めて明年六月立派に、この学生研究棟を完成させ、あわせて、平成一五年には中央大学法科大学院を、他大に勝るとも劣らない、設置基準として要請される以上の内容、質の高いレベルをもって設立し、これをもって二一世紀の後輩に対する財産としながら、こうした努力によって必ず栄光の歴史を復活させ、以って先生方と共に輝かしい成果を得ることができた際の喜びを分かち合いたいものであります。

どうか、中大法曹会の皆様におかれましては、今後とも母校の興隆・発展に力強いご支援を賜りますよう切にお願い申し上げる次第でございます。

最後に、改めて、中央大学法曹創立五〇年をお祝い申し上げ、法曹会の益々のご発展と会員の皆様のご健康とご活躍をお祈り申し上げ祝辞といたします。

祝 辞

中央大学学長

鈴木 康 司

中央大学法曹会、創立五〇周年を心よりお慶び申し上げます。法曹会を創立以来五十有余年に亘って、発展させてこられた歴代の幹事長をはじめ、会員の皆様方のご尽力に対し、心より敬意を表します。

また、このたびは、大阪や福岡において、支部や創立されたと同じ、ますますのご隆盛、誠に同慶の至りであります。

法曹会の会員の皆様におかれましては、平素より母校中央大学の発展と後輩の育成のために並々ならぬご支援とご協力を賜り、学長として心より御礼申しあげます。

先生方にご尽力いただいております法学部の「司法演習」は、学生達が法律学に関する基礎的理解を深めるのに効果を挙げており、また、実務法曹の先生方と学生が接することにより、学生の法律学の学習意欲を高める良い機会となっております。大学の評価は、卒業生の活躍の度合いで定まるものであり、本学が「法科の中央」と称せられますのも、ひとえに法曹会会員の皆様のご活躍によるものと、衷心よ

り敬意を表する次第であります。

さて、先程の阿部理事長先生のお話にありましたように、法科大学院に関しては、六月に発表された司法制度改革審議会の最終答申を受けて、現在、文部科学省において、その設置基準を検討しております。基準が作成されるまで、今しばらくかかると聞いておりますが、その基準が発表されれば、それを受けて、直ちに設置準備にかかれますよう万全の体制を整えております。

法科大学院が法曹養成の基盤となれば、司法試験制度自体が変革されることは明白であります。法曹養成が法科大学院を経て行われるならば、各大学は司法試験合格者の数を競うのではなく、その法科大学院を修了した法曹の質を問われることになるでしょう。八月下旬には、読売新聞に法科大学院（ロースクール）に関する調査結果が掲載されておりました。それによりますと、全国一〇四大学のうち、法科大学院の設置を予定している大学が、本学を含めて五二校あるということであります。これを見ましても、我々は、法科大学院出身者の、法曹としての資質を高める努力を行わねばならないことは明白であります。とりわけ、二一世紀は情報・通信技術の進歩によりポードレスな社会が出現して、国際間の交流は頻繁になり、広い視野を身につけた法曹がさらに求められるであります。そのような社会のニーズを受け止め、他大学をリードし、本学の伝統と特長を活かした高レベルの国際的な法曹養成ができるような法科大学院の設立を目指したいと存じます。

本学としては、法科大学院並びに来年開設されるアカウンティングスクールのこの二つの専門大学院を何としても成功させ、この二つの専門大学院の連携、相乗効果により、阿部理事長先生が提唱される

世界における存在感を示したいと思います。

本年六月にイギリス、フランスの協定大学を訪問した折に痛感いたしました。ユニークな専門大学院を設立し、成功させるためには、海外に通用し、かつ海外からも学生が学びに来ることも可能にする。すなわち、ボーダーレスな環境を用意し、真の国際化を果すことが必要であります。

そのためには、法科大学院のカリキュラムを含めた教育・指導体制の充実が不可欠であり、設立準備委員会におきいまして、鋭意検討しているところであります。

幸い、本学には、法曹として偉大なる先達を輩出している伝統があります。法曹界の四分の一以上を占める卒業生、すなわち皆様方がいらっしゃいます。学長として誠に心強い限りであります。偉大なる諸先輩、法曹の方々を範として、後に続く素晴らしい法曹を養成できるような立派な法科大学院を設立するのが、我々の使命であります。

先生方には、今後とも一層のご指導ご鞭撻をお願い申しあげます。

最後になりましたが、法曹会の益々のご発展と会員の先生方のご健勝をお祈り申しあげ、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝 辞

中央大学学員会会長

大 西 保

学員会の大西でございます。本日は、中央大学法曹会の五〇周年記念式典を大変盛大に挙行されまして、おめでとうございます。この会を催すために今まで努力されました幹事、世話役の皆さん、大変ご苦勞様ございました。今までいろいろお話がありまして、もう皆さん話は聞き飽いたというお気持ちではないかと思いますが、私が皆さんに本日特にお願したいのは、中央大学が近く一二五周年のお祝いがあることについてでございます。そのために、大学では二二五億の費用を投じて記念事業を行う。

二二五億のうちに一二五億は大学が賄う、あとの一〇〇億を学員会並びに父母の方からの寄付によって資金をつくると。こういうことに相なっているわけでございます。ところが昨年、中央大学が学債を発行いたしました六十余億の募金を集める予定が四三億ぐらいになったのでありまして、なかなかこの不景気のときに一〇〇億集めるのは困難なわけでございます。この募金の今回の最高の責任者、推進委員会委員長は理事長の阿部さんでございます。私は学員会長として、この阿部内閣の業務執行の状況を常々

拝見いたしておりますがなかなか熱心で立派な運営をなさっていると考えている次第でございます。今度の募金は阿部理事長にとって大変な仕事でございます、これが失敗したならば阿部理事長一人の責任ではなくて、私ども全員の責任になるわけでございます。阿部理事長は私どもの中大法曹会から全員一致で推薦して理事長になっておられるのでございまして、皆様方のご協力によって阿部理事長の今回の一二五周年の募金が成功するようにお願いしたい。

そこで、私はきょう考えたのでございますが、募金の場合は課税上課税所得から減額される、募金額を減額されるのでございまして、例えば三〇万円寄付しても五万円ぐらゐは税金が節税になる。皆様方、弁護士さんだけではないと思いますけれども、弁護士の方はみんな事業を経営しておられるわけでございますから、収入のうちからこれぐらゐ寄付したら税金でこれだけ助かると、そういうことも頭には非入れておいていただいて、そして募金を実行していただくようにお願いしたいと思います。

私は、大学の学会会のもとで全ての役員を募金の委員にお願いして、学会会を挙げて協力して募金を実現しようということで取組んでおります。どうか皆さんひとつご協力のほどをお願いいたしまして、我が中大法曹会のますますのご発展とこれからの、また皆様方のご成功をお祈りしてご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

ご挨拶

中央大学評議員会議長

高橋季義

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました中央大学評議員会議長の高橋季義でございます。大阪からやってまいりました。きょうは、法曹会五〇周年の記念、諸行事滞りなく終わられまして誠におめでとうございました。また、お招きをいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。そして、私は南甲倶楽部の会長もやっておりますので、法曹会とは手を携えているいろいろなやらせてもらっております。学会会のメンバーとしてスクラムを組んで法曹会と、それから白門会、それから体育会と、これは中央大学の学会会の四つの柱だと言われております。私は評議員会の議長としては平素、柳沢先生に副議長として助けていただいております。私、何もわからなくても、柳沢先生がおったらちよっと大阪で何かあっても先生頼むと言ってお願い出来ます。幸いにして、私は今のところ大きな差支えもなく、出てこいと言えは出てきてやっています。この学会会を支える大西会長はもう若いとは私も決して申し上げられませんが、少しも老いを感じさせない迫力のある、元氣いっぱいでお役目を務めている

ただいておきます。一〇名の副会長を従えられて一生懸命母校のために頑張っておられます。四つの会、特に法曹会は、(先ほどいろいろ皆さん先生方から言われましたように、中央大学がスタートしたのが法律専門学校からスタートしたのでありますから)卒業生の中核であるというのには申し上げるまでもありません。しかしそこから経済、それから商学部が創立されました。経済学部も商学部と私が入学したときは三つの学部しかなかったんです。我々が入学したときは法科の中央なんて言われなくても、中央と言うと法科しかないぐらいの重い存在でした。ところで、私が、田舎から東京へ出てきたら、もう何にもない焼け野原の中で勉強するより何より先に生きていくことが第一だった。飯を食うだけで精いっぱいだったんです。言い訳じゃありません。私には、勉強する時間がなかった。芋の買い出しの方が大事だったんですね。そうやって一生懸命で、何とか授業には時々は出ておりました。時々はおつたのも、時々しか出られなかったです、休講が多くて。そのころ一緒に学ばれた今日御出席の先生方もそうでしょう。もうみんな悪戦苦闘をしながら、アルバイトといっても今ごろのような連中がやっているような呑気な遊ぶためのものではなくて、いかにして生命をつなぐかというそのことに一生懸命だったんですから。私も実は入学したときに弁護士を目指したんですよ、一応は。だって中央大学へ入ったんですから。そして正法会のメンバーになったんです、割合いい成績で通ったんです。そしたらあの桑田三郎君とか優秀なのが沢山おりました。だけど私は一度も結局司法官試験というものを受験することなく過ごしたんです。しかし悔いはありません。中央大学において法学部を出たと。門を出ただけですけれども、悔いはありません。そして、中央大学の卒業生であるということに対しては、私は大きな誇

りを持っております。勉強はひとつもなかった、何にもしなかった。できなかった。腹がへるから座禅ばかり組んでいたんですよ、西音寺邸で。休講が多いから、勉強しようと思って出ると「きょうは先生お休みです」という貼り紙が貼ってある。そういうような時代でした。阿部先生なんかも、そのころ同じような状態、実は阿部先生の方が私より1年後なんです。だけれどもああいう優秀な方はちゃんと勉強して弁護士試験にちゃんと通って、司法官試験というのもちゃんと通っておられる。そうではないと中央大学に入った意味がないぞと当時はそう思っていたんです。だけど、私はもう屁理屈をつけて、法律は結局人間が使う、人間が使っていかねければならない。人間が使わなければ逆に法律に振り回されているような法律家になったのではないから、まず人間をしっかりつくってからそれから法律家になるんだと、こういったような屁理屈を自分で勝手につけまして、そして一生懸命で修身齊家治國平天下などということを思って、まず身を修めることだということのようなことで勉強をしないことに対する言い訳みたいなことで過ごした学生生活でありました。

私は実は一昨年まだ高木先生もお元気でしたが五〇年、ホームカミングデーで多摩で卒業生代表で鏡割りをさせていただきました。大西会長と一緒に壇上に上がって。二十四年卒業ということ。一昨年のことであります。早いものであります。もう五〇年というのはあつという間の夢の如しですな。これまで法曹の皆さんが頑張って法曹会をつくられてからどんどん発展されてきました。そしてこんな立派な弁護士会館までつくられました。これにも実はご縁があるんです。これがつくられた当時は、弁護士会の会長で阿部先生がちゃんとおられたんです。私は実はお手伝いさせてもらったんで

す、当時キンデンの社長として。この会館の電気のお仕事もさせてもらったんです。ありがとうございます。今から當時を顧みまして、ここでこの場であったでしょうな、祝宴をやったのは。この場でしたかなあ。懐かしいんですよ、非常に。ありがとうございます。今ごろ礼を言うのは遅いと言われるかも知れませんが、その当時もちゃんとお礼は言うておりますから。

さて、そういうことで本当にこの五〇年、今後のまた更なる五〇年を目指して、この法曹会がますます発展されますように、そしてこれからの五〇年の間に、中央大学は法学部も文字通り司法官試験は日本一と。まずこれが日本一とうなることであります。幸いにして経済学部を、あるいは商学部も、あるいは文学部も、あるいは理工学部も、後からそれから何かな、一番新しいのは何とか言うたな（笑）、あ、総合政策学部、もう舌を嚙むようになってごめんなさい。そういう、しかしもうみんな次々と出てくる学部の人たちも優秀でありまして、南甲倶楽部のメンバーの中には沢山立派な人が出てまいっております。今のヨーカ堂の鈴木社長、あるいは亡くなりましたけれどもパイオニア松本元会長、私の前の会長、あれは商学部であります。鈴木社長は経済であります。そういうことでどんどん発展しておりますので、南甲八五〇名の現在でありますすがやがて、一、〇〇〇名になるということを目指して、南甲倶楽部のメンバーもこの間サミットの会議もやりました。ですから、これからどんどん発展をさせていくと同時に中央大学を更に発展させるために、先ほど大西会長も言われましたように一二五周年を目指して、頑張らしましょう。早稲田と慶應と比べてやはり中央はあかなといわれないように、これは学員の責任であります。全部で団結してそして中央大学はやはり違う、一味も二味も違うというふうになり

たいものであります。

それを心から念願し、更なる発展を法曹会が遂げられますことを心から祈念しまして私の拙いお祝いの言葉に代えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

ご挨拶

国会白門会会長

中山正暉

ご紹介をいただきました国会白門会の会長を務めております中山正暉と申します。法学部昭和三〇年卒業でございますが、私どもが国会に行きましたときには、稲葉修、堀茂、こんな方々が白門会の会長をしてくださっております。私はいつの間にやら十一回当選をさせていただいて三十二年という月日が経ちまして、その中で国会の白門会の会長としてこの場に、招かれました。日本列島の真ん中にドンと大仏様が収まってらっしゃるような、中央大学と言えば法学部、法曹界に燦然たる輝きを放っていらっしゃる先生方の会にお招きいただきましたこと、本当に感激の極みでございます。

きょうは保岡元裁判官を現国會議員の一人としてお招きをいただきましたこと、我々の誇りでございますし、残念なことに今、私は弾劾裁判所の裁判員を務めておりまして、訴追をされているのが中央大学卒業生であること、ちょっとこれ残念な気がいたしましたして、私は弾劾裁判所五〇周年のときには私が裁判長でございましたが、今はもう本当に身の切られるような思いで裁判員としての席に座っております。

す。とにかく、いろいろ世の中難しいことが多いようでございます。ギリシャ時代には、お酒の神様、愛の神様と神様はいっぱいたようでございますが、モーゼがユダヤ教を説いたときから一神教になりました。モーゼの後にキリストが生まれて一神教、そしてその後にもまたモハメッドが生まれて一神教の争い、ヘーゲルという法哲学の言葉に「神は世界を統治する」。その統治の内容、その計画の遂行、これが世界史であると言っております。神様を利用している人は必ず滅びると思います。その後には光ファイバーを使えば光通信を使えば1秒間に地球を7回り半するという、正義の時代がやってくる。その正義の時代を日本の立場から世界に羽ばたくこれから中央大学の法学部を卒業する方々によって、私は日本の治安が守られ、世界に日本の誇りとしての中大法曹会のご発展をいただくような、この日本に私は大きな期待をし、そのためにもやはり中央大学に頑張っていたきたい。今、国会議員所属は四十八名ばかりでございます、これも残念ながら、東大、早稲田、慶應に追い抜かれまして第四位でございます。お互いひとつ、皆様方の中からも法律を理解する政治家を大ぜい輩出をしていただくような、そういう方々に私は期待をいたしております。国会白門会の会長としての内海理事長、又阿部理事長、大変なご活躍でございます。私は心からまた鈴木学長にも心からの敬意を表しまして、大西学員会会長、全国を飛び回っていろいろご努力をいただいておりますことに改めてありがとうございますと、後輩の一人として、私のときにちょうど中央大学の講堂で五十五年体制、自由党と民主党が、私はまだ学生服を着て合併の五十五年体制のでき上がるあの場におったこと、私どものときは破壊活動防止法というのが私どもの最初の学生運動の大騒ぎになるその時代でございました。今、世界が破壊活動におびやかさ

れて混乱におとしめられておりますこと、いろいろとその問題を克服する日を心から期待をして、きょうの五〇周年のお祝いの言葉にいたしたいと存じます。ありがとうございました。（拍手）

ご挨拶（乾杯）

学研連委員長

島 田 一 彦

只今ご紹介をいただきました学研連委員長の島田でございます。沢山の諸先輩がおられる中、甚だ僭越ではございますが、ご指名でございますので乾杯の音頭をとらせていただきたいと思います。ご用意の方をお願いいたします。

それでは、中央大学法曹会創立五〇周年を祝し、ご列席の皆様のご健勝と我が母校中央大学の更なる発展を祈念いたしました。乾杯いたしたいと思います。ご唱和をお願いします。

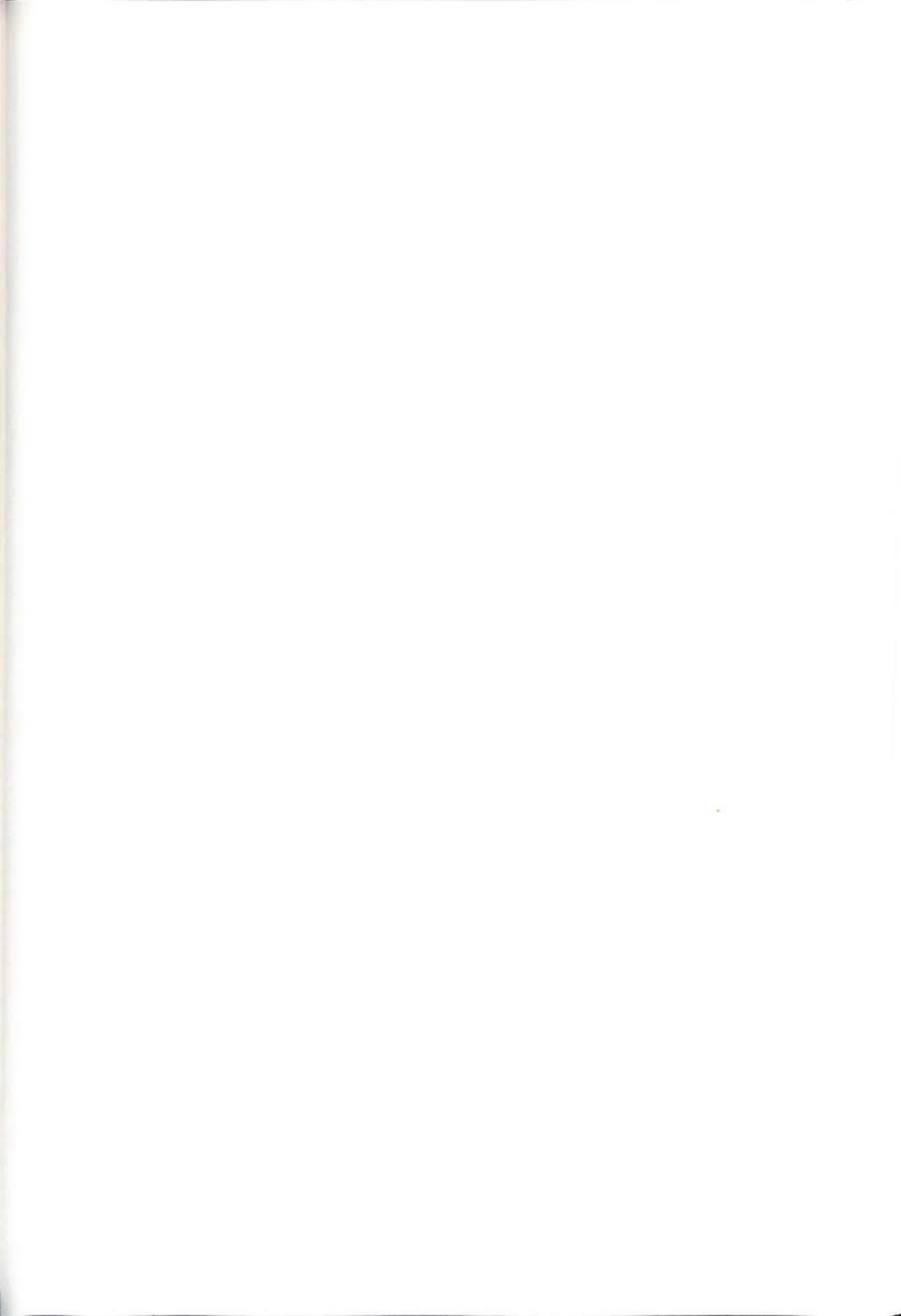
乾杯。

（「乾杯」の唱和）

ありがとうございました。（拍手）

第二部

記念講演



「二一世紀の国家戦略と司法制度改革」

元法務大臣 保岡興治 氏

【司会】 保岡先生をお迎えしましたので、皆さん盛大な拍手をもって御迎えくださいませ。（拍手）
どうぞ先生。

それでは大変長い間お待たせいたしました。きょうは中大法曹会の五〇周年記念行事として、元法務大臣、保岡興治先生をお招きしまして、「二一世紀の国家戦略と司法制度改革」というテーマでお話を願うことになりました。大変国政多端な折から先生に曲げて、きょう我々のためにご出席をいただきましたことを、主催者側として厚く厚く御礼申し上げます。皆さんもう保岡先生については大変久しくお付き合いを願っていると思いますので余りくどくどとご紹介申し上げませんが、現在自民党で、国家戦略本部事務総長、それから司法制度調査会の会長、金融再生トータルプラン推進特別委員会の顧

問等々重要な役席を担っておられます。また、超党派では我々にも関係の深い司法改革推進議員懇談会の会長もお務めでございます。そういった、このところ先生はバブル崩壊後大変なご活躍でございまして、特に司法制度の改革についてリーダーとしてご活躍を願っております。それらを踏まえてきょうご講演願いたいと思います。保岡先生、どうぞよろしく願います。（拍手）

【保岡興治氏】

皆さん、こんにちわ。きょうは中央大学の法曹会の創立五〇周年ということで、本当に心からお祝いを申し上げたいと思います。それにしても本当に中央大学がこの五〇年、日本の司法に大きな役割を果たしてきたということは誰もが認めるところだろうと思います。本年は、これから二世紀の第一歩を踏み出す年でございますけれども、中央大学が日本のこれから大切な国家インフラになる司法へますます大きな貢献をしていただければと心から期待をし、またともに学会のメンバーですからなお一層頑張らなければいけないと思っていますところでございます。それにしても、きょうこんな記念の日にお話を申し上げるなどというのは、何とっても荷が重くて、先輩方や皆様方にお話するようなことはそんなになんと思ひ、恐れをなしている旨をお話しました。そうしたら、大高先生や、また幹事長の松家先生がおいになつていろいろお話を伺いたしまして、「おまえが考えていること、自分の考えを素直に言えがいいよ。別にそんなに構えて何か言うことあるべしやと考えて話す必要はない」と、こういうお励ましの言葉がありました。また阿部三郎理事長には大変お世話になつていて、また浜田先生とか飯塚久彦先生には選挙でも大変お世話になつたりして頭が上がないものですから、きょうはそういうお顔を思い浮かべながらここに静々とまいつたわけでございます。

今まさに、日本人はよく言われるように明治、戦後と並んで近代史の大きな転換期にあります。どうしてもこういうときは日本の将来の姿形というか進むべき方向、理念や目標というものを描いて、そして国民の力、エネルギーというものをそういう方向に向けていく。そしてみんなで新しい時代を開いていくということが必要なのは当然でございます。そういった大転換期においては、当然国家ビジョンとか国家戦略というのが求められるわけですが、司法というものがますますそういった意味で重要性を増しているということについて、私が日ごろ感じていることをお話し申し上げればと思う次第でございます。

皆さん承知のとおり、日本は明治以来非常に官僚が優秀で行政がリードして国民が官僚中心に和の精神で効率よく管理・調整しながら、この国を治めリードしてきました。そこに非常に日本が明治あるいは戦後、大変な発展をしたシステムの基本があるんだろうと思いますが、今まさに行政が大きく転換を求められています。今まで行政が国民のためにもリスクを回避するように、リスクを上手に管理・調整して進んでいくことをめざし、国民もまたお上中心というような心理、国民意識もあって、非常にスムーズに政治家が国民のニーズを官僚に伝えて、また官僚がつくる政策サービスというものを国民に上手に運んでいくというようなことで、政・官・民間のすべてが、よく株式会社日本と言われたように効率よく働いて、それで日本の奇跡というような素晴らしい発展もつくってきたと言われているわけです。しかし、今、まさにそういう行政が管理・調整してきた部分が非常に活力を失ってしまっています。要するに、日本の潜在力、力というのが徐々に温室効果というんでしょうか、官僚が関与している部分が

非常に弱くなつて、むしろ官僚が係わり合いを持つていないところが國際的に波をかぶつて力をつけて日本を引っ張る、そして効率が悪くなつていく分を抱えているという構図、よく二重構造と言われるような經濟もそこから生まれてきました。今、小泉内閣は日本の構造改革を断固進めると言っていますが、構造改革の基本というのは、こういった規制を緩和して、現場において、できるだけ自主的な知恵と工夫を生かしていいものをつくり出していくエネルギーにする。そういう理念に基づき、日本の力というものをもう一度復活させていこうということを基本にしております。そうすると当然、自己責任と透明なルールの社会ということになります。そこで、ルールを支えたり、あるいは実現したりする司法というものの重さが急速に増しています。これは世界的な傾向で、まさに日本が直面していることは世界におこっていることの反映であり、地球が自由と民主主義といった多様な価値観、こういったものを統治機構でもうまく生かせる仕組みというものを人類の知恵として生み出して、そういった自由民主主義、市場原理という一つの理念によって地球全体が包まれていくような歴史が大きく展開しています。私はついこの間、憲法調査会の一員として、ロシアからハンガリー、あるいはオランダ、スペイン、イスラエルなどの諸国に、憲法事情の視察に行つてまいりました。どこでも国の歴史の発展段階や条件が異なりますから当然対応していることはそれぞれ特色があつて違いますが、基本的に言えばやはり司法というものが非常に重要性を増しており、司法改革はどこでも大きな課題になっております。

従つて、やはり今度のアメリカにおける同時多発テロが、本当に許し難い、人類に対する攻撃である、というのも、まさに多様な価値観、自由、そういったものを制度的に保障している世界の一番大事な価値

値観というものを壊すともない存在であることによるという位置づけがあるように、世界がやはりこれからは司法というものをどうしても大切にしなければならぬ時代に入ってきているということだろうと思います。そして、また同時に、明治のときも憲法はじめ一氣に基本法制を整える。法治国家として、法の支配する国家としての近代国家の体をなすために一氣に法制の整備を進めるという、いわば立法の洪水みたいな現象が起きました。「大立法時代」と言い換えてもいいような時代を経るわけですが、戦後も新憲法の下に新しい民主的な国家を求めて、基本法制はじめ大変な立法ニーズが一氣に押し寄せております。そんなことで戦後間もないころは一国会で三〇〇本も法案を処理しています。しかしそれがだんだん世の中が落ち着くに從って、平成元年には一国会の処理件数は一〇〇本を切ります。法務委員会などは戦後は大変な繁盛をした委員会だったようですけれども、その後、裁判官や検察官の給与の法案とか、定番のそういういつも出てくるような法案や何年も審査した結果である基本法制に係わる法案が、一つ一つぽつぽつと出てくるような委員会として、非常に暇な委員会になり、余り政治家も法務委員会には関心を示さないで、我々専門家のような代議士の方々が便利に使われて法務委員会のメンバーを務めたりしていたのでございます。しかし最近では、委員会の中で一番忙しいのが法務委員会、かつ法務委員会は、重要な党の経歴を持った能力の高い人がその責任を負うという傾向が進んでおります。これは、平成元年を境に一〇〇本を切っていたものが、最近では、どんどん減ってきた時代と逆にどんどん増え始めておりまして、今では一五〇〜一六〇本ぐらい、しかも議員立法が非常に多くなっています。そして、やがて私が頭の中で描く法案の数は二〇〇本、三〇〇本になってきます。また

そうならなければならない時代なのではないかと思ひます。いわば「第三の大立法時代」が今襲つてきていてと言つても過言ではないと思ひます。それに今までは、国民の国民による国民のための政治といふのは民主主義の基本ということで、リンカーン大統領の言葉でございますけれども、明治のときから法の支配を理想とする国家、日本はそういう民主主義を理念としていたはずですが、先ほど申し上げたように、やはり行政中心の統治機構を尊重するお上中心の意識が依然として日本の場合は根強く、やはり本当の意味で国民の、自立した国民、自己責任の国民、そしてその国民が権利や利益を実現していくプロセスを保障する司法、あるいは法律の形式や文言が国民にわかり易いものになっていないのではないかという問題があります。どうも行政官や裁判官や法律家にわかればいい、国民には解説してあげればいいというような難しい言い回しの言葉が多くて、今でも片仮名の法律が沢山残っていたり古い法律の文言が幾らでもありますし、判決や様々な法的文書の内容を見ても国民にわかりにくいということがあります。これからは本当に国民のために国民にわかり易い、国民のルールですからそういう努力というものを思ひ切つて考えていかなければならないことも、また明治から今日までの立法の歩みの中で留意しなければならぬ、とても大切な点だと思ひております。

そんなことで、我々自由民主党としては、四年前の一九九七年一月、橋本総理が六つの改革を標榜した際、その中に当然司法改革がないというのはおかしいと思ひまして、そのころ司法改革の必要性が各方面からいろいろ出始めていたことでございますし、弁護士会などでもいろいろ努力が始まっていたとさだめたこともあり、当時山崎拓政調会長の下で、政調の総括副会長の責務を担っていました私からお

願ひして、山崎さんに党を代表して質問を本会議でしていただき、橋本総理からこういった時代認識と司法の重要性、国家戦略としての位置づけというものを力強くご答弁いただきました。これが司法制度改革の原点となりました。司法改革のトータルプラン、一つ一つを順番にやっていくようなことでの制度ができるはずがない、司法の持つ意義、理念、これが国家にどう重要性があるか、司法というものがどのように従来と変化してきているか。あるいは行政から司法へ大きく国家のインフラが変わろうとしています。しかも行政は国内を中心に調整しますが、司法というのは成果にこれから広がっていく、世界のルールと調和する、そういった世界を舞台にする新しい内外の信頼を担う国家インフラだというような、あるいは今私が申し上げたような国民のために必要な司法のあり方を全体として描いて、総合的に一気に改革していく必要があります。そのことによって国民にエネルギーが湧き、知恵が湧き、関係者の全てが結束して頑張っていくことができる、その絵ができるだけいいもので具体的であればあるほどそういう力が働く、ということ、党に司法制度特別調査会というものを発足させることを決め、九七年の六月、調査会をスタートして直ちに検討に入りました。

私があるときに一番心がけたことは、弁護士会に、調査会に常に参加していただくことでした。自民党がいろいろな政策を決めるときは、政府与党一体ということで役所はいつも呼びます、裁判所や法務省は。しかし民間は余り呼ばず、意見を聞くだけにして。しかし、司法改革だけはやはり法曹三者が歩調をあわせることが重要で、弁護士の先生方を同等に遇し、常時出席、自由に発言ということにしないといけないと思いました。それは三九年の臨司の素晴らしい答申が、私が素晴らしいと言うのは法曹一

元を理想として一二項目の柱が立っており、非常に戦略的で日本の向かうべき司法の理想の姿を見事に描いて全体像を示すに足る項目がしっかりつくられていたからであります。それが弁護士会の反対に遭い、そして頓挫して三十有余年、日本の司法がむしろ専門家ギルド集団と言ったら申し訳ありませんが、専門家集団が決めない国会は法案を通してはいけませんという委員会決議までして法曹三者だけで結論を出していただいて、その結論に従って司法というものを改革していくという長い時代がありました。これは今申し上げたように大きな時代の変化によって生まれている司法の変質、あるいは国民のために新しい司法という視点で、やはり非常に議論が長くて答えが小出しになっていて、全体像がはっきりしていないというようなところがあって、遅々として進まず、国民のニーズにできていない、というような感がありました。そういう反省に立って、弁護士会の先生方には全部出席していただきました。延べこれは三〇回ぐらいの議論を経て、九八年の六月には約一年がかりで「二一世紀の司法確かな指針」という内容の報告書をまとめました。これは政府に司法制度改革審議会を設置すべし、司法の予算は非常に小さい、だからもっと思い切ってかけて時代にニーズのふさわしい司法をつくるべきだという二つの提案を内容とするものでした。その後この提案を受けていただいて政府において司法制度改革審議会設置法案が出され、設置される運びとなつて一九九九年七月に審議が始まりました。昨年の秋には中間報告がまとめられ、この六月一二日に最終報告が二年がかりでつくられたわけでございます。我々調査会は引き続き審議会の中間報告や審議の状況を踏まえながら、前広に審議会に参考にしていただくべく引き続き党の審議を進めて、そうして調査会の最終報告を五月に我々はまとめ、六月の最終答申に反映

していただく努力を並行してやってきました。概ね我々の審議の結果が審議会の結論と符合しております。そういった意味ではいい努力をしてきたと自負をしているところでございます。

審議会の答申によって七月一日には司法改革の推進法を準備していくために司法制度改革推進準備室ができて、そうして鋭意この準備が進められ、司法改革推進法案というものを作成してまいりました。その間、弁護士の方とはこの二年間随分とお付き合いしましたが、我々の方針を出すときも常に決定する前に前広に御意見を伺い、徹底的に弁護士の立場から批判をさせていただいて、そうして批判に「なるほどな」と思うこと、「それはこう直そう」と思うことなどいろいろと手を加え、その結果決定しましたから大体弁護士の先生方も概ね理事会で全員一致でよろしいとされ、土俵に乗っていただくような流れができたわけですが、我々としてはこの準備室にも弁護士の先生に参加していただく努力をいたしました。今まさに推進法案の概要ができ上がりまして、きょう自由民主党の政審、総務会を通りまして党議決定いたしました。近く始まる臨時国会に提出する予定ですが、これは当然先生方もご承知のように審議会の意見の趣旨に則ってやろうということになっておりまして、それを最大限尊重する。総理もそういうふうに言っておられます。そういう改革審の意見に沿った改革、基盤の整備ということになるわけですが、その基本的な理念や方針、国の責務、それから弁護士会の責務、これも実現のために必要な取り組みを行うように務めるものとするという、そういう弁護士も頑張るぞ、頑張らなければいけないぞという趣旨を法案に盛り込ませていただきました。それは先ほど私が、一緒に頑張ろうと言って弁護士の先生方に長い間お世話になりご指導をいただいていたことを更に実現の段階

でこそ、ご協力をいただく必要があると思つたからであります。

そのためにこの改革を推進する本部というものがこの法律で設置されるわけですが、本部長は総理大臣、本部員は全閣僚ということになります。事務局がその下に置かれますが、事務局次長は弁護士の方になつていただくとうと今増員要求をそういう形で暮れに向かつていたしております。是非実現したいと思つておりますし、準備室のときには二名ほど参加していただきましたが、何とかもつと増やして弁護士の先生方のご参画をいただいて、役人のみならず弁護士の先生にも立法のスタッフに入つていただいて一緒に改革を担つていただきたいと思つております。尚、顧問会議というものを置きますが、これは改革審の延長ではないという意味で改革審の委員に必ずしも限定的人選を進めるべきと考えております。法曹三者の中でも特に大事な弁護士の方々は検討委員会に参加していただいて、徹底的にご議論とご意見を承る必要があると考えています。そこは弁護士だけではなくて学識経験者の方々も参加いただくかと考えております。またこれから推進本部のあり方についてもよく相談してまいりたいと思ひます。

そこで、司法改革の命といふのは何かということですが、司法改革の中身はお手元にパンフレットがありますからお読みいただければわかると思うので説明は省きます。その中で一番何が重要かと思つておるかと言へば、それは何といつても法曹養成制度改革であります。この世界に広がる、日本の企業や個人が、外国と常に仲よく調和ある、その中に競争も入れて人類社会の中で重きをなしていこうと思へば、それは司法がしっかりしていなければならず、要するにそれを担う人がしっかりしていなければ

いけないということに尽きるのであります。外国で言えば特許の裁判がある、電子商取引があり、いわゆるハイテク犯罪というんですかコンピュータ犯罪や、あるいはサイバーテロみたいなものもある。国際舞台で日本が進んでいくときにどうやって外国との調和を図り、ともにルールを担っていくことができるか、あるいは国内でも当然のことながら行政が手を引いてリスクをとらなくなることによって、ノーアクションレターに代表されるようにやってはいけないことだけ言ってあとはご自由ですよ、という形になりつつあるわけです。裁量の幅がどんどん減っていく。裁量行政をだんだん排除していくということになれば、行政官も法律だけを拠り所にしなければいけなくなってくるし、事実、今法務省は各省にいろいろな立法の準備のために検事を沢山出しております。他に出しているのに自らの立法の要員が不足しているという状況でございます。最後にその点も触れたいと思いますが、そういう中でやはり司法を担う人というものを養成する。これは法科大学院（ロースクール）構想という新しい構想が改革審の方向として打ち出されております。これには小島先生を始め、中央大学のいろいろな先生方が深く関与していただいてまとめてきていただいたわけでありますが、人間の本质、社会の本质がよくわかって、法律の議論だけではなくて外国語でディベートできるような能力、いろいろな幅広い教養、いろいろな専門分野がどんどん分化していくことに適切に対応した高度の専門性、そういう能力などを手にしていただいて、りっぱな法曹が巣立っていくということが大事です。しかもその数は諸外国に比べて日本は圧倒的に少ないという問題もあります。人口比で見れば、アメリカに比べたら二〇分の一以下だと思えますし、ドイツに比べても一〇分の一、一番少ないと言われるフランスに比べても四分の一。これでは

行政に代わって新しく国内でも世界でも必要とされる法曹の数のニーズに応えられない。数も二〇〇四年には、一、五〇〇人、二〇一〇年には三、〇〇〇人、そして二〇一八年（平成三〇年）には、およそフランス並みの五万人程度には少なくとも持つていかなければいけないのではないかという、そういう方向性を審議会が出していますが、立派な法曹がその数を埋めていかなければいけないと思います。

実は私はこんなことを言っているのかどうかわかりませんが、最近、古い友達である奥野善彦先生と一緒に話す機会があり、「私は今司法試験委員をしている。今一、〇〇〇〇の答案を見ているが、内容はとても出来が悪い。にもかかわらず三、〇〇〇人も通す案というのは保岡君という案だ」と、こう言われました。しかし、どこに問題があるのか。学部教育が空洞化してマニュアル的な勉強で司法試験を受けている。自分の頭で考えない、自分でよく事柄の分析や考え方をしっかり身につけて答えを求めようとしない。これは日本の教育そのものの問題かもしれません。初等・中等教育から自分の頭で考える、そういう子どもを育てることをやらなければいけないし、学部教育とロースクールの連携も上手に図らなければいけません。ロースクールで履修したことで大方合格できる司法試験というものはどうあるべきかということも同時に求めなければなりません。こういったことをこの審議会の答申に沿って、来年の一月ころまでにはロースクールの設置基準等の大きな方向性や考え方を示してパブリックコメントに付す。これを踏まえ、来年の秋の臨時国会にはロースクール設置に伴う関連法案を提出して成立させる。そして平成一五年には、全て整えて一六年の開校のために備えるというようなことで急ピッチで進んでいきます。しかも司法制度改革推進法は三年間の時限とされ、三年で法整備を一気にやるいうことになっ

ております。そうだとすれば、一六年の通常国会には法案を全部出さなければいけないということから逆算すると一年半、一五年の夏までには全ての法案の骨格を固めなければいけません。ですから法曹関係者がこの時代における司法の重さ、重要さというものを深く認識するとともに、世界に誇れる新しい日本の司法を築いていかなければなりません。世界の中で存在していかなければならない日本であります。そういう視点で、立派な司法改革を進めていく責任は重いのではないかと思っております。

小泉内閣は非常な決意で改革を進めると言っています。何せ、社会の中で、国際競争力のついでに分野は政治を頼らないでよかったと思います。しかし、そうでない遅れた分野は、行政が管理・調整した分野ですから、当然政治家という結び合ってサービスをいろいろ要求したり、それをかなえてあげたりする関係がありまして、改革をしなければならないところと政治がしっかりと結んでいます。そこで改革に対して政治的な抵抗勢力が生まれるということがあります。それはもちろん、行政が管理していた部分はお互いに分かち合っていた、豊かさを分かち合っていたという安定した関係ですから悪い関係ではなかったのですが、これで日本がどんどん弱くなってきました。日本は、長い歴史と素晴らしい文化と素晴らしい国土を持って、世界に誇るべき技術水準を持ち、教育水準の高い六、八〇〇万人の労働力も持ち、世界がうらやむ一、四〇〇兆のお金も持ち、今のところいつ転落するかわからないと言われていますが、黒字ベースの貿易もやっているし、対外的には全然債務を負わず、貸付けをしている国であります。世界最大の債権国。賃金はもう中国の二〇倍ないし三〇倍だと言われるし、物価高の構造は、もたれ合いの構造に支えられ、いろいろな人の所得や生活を支えるところになっておりますし、

なかなかこの改革は大変であります。しかし、このままいったら確実に日本は弱いおかしな国になってしまうことは歴然としているだけに、改革は断固として行わなければならないというのが小泉総理の考えです。小泉さんは永田町の論理で成立した内閣ではありません。時代を突き上げていくような国民のエネルギー、マグマみたいなものが、ついに永田町の論理に流されている政府との距離がどんどん離れていくことで、ついに我慢できない爆発があつて、そして地方の黨員、それは従来国会議員の数をそのまま反映した意思を表示する存在だったわけですが、状況が一変しまして、国会議員の数をまるで反映しない小泉一色の選択になりました。その結果が永田町の多数をひっくり返して小泉内閣を誕生させました。小泉さんは、言うのもおかしいけれども、鹿児島のご出身、お父さんが鮫島純也さんという鹿児島の方でそして婿養子に入られた。そこのお嬢さんと大恋愛の末、鮫島純也さんは、お父さんの反対を押し切って婿養子に入られたぐらいの情熱家で、そういう薩摩隼人というか本心を貫くという九州男児、薩摩の男とそんな情熱的な女性の間に生まれたから、ああいう小泉さんになったと思いますけれども本気でやるつもりでいます。国家国民のために真になること、しっかりやっていればこの内閣は潰れません。永田町で潰せません。何故ならば、永田町で潰そうと思ったら、不信任案を出す以外に方法がないのです。あるいは、本人が「辞める」と言うか。総理というのは自民党総裁としての任期中の三年間、自分が衆議院を解散しなければ絶対辞められないのです。辞めるとすれば自民党の一部が野党と組んで引きずり降ろすときでしょう。しかし、改革をしっかりとやっていけば、そういう改革反対の勢力と野党の小泉さんを支持する若手の民主党の議員などが一緒になるはずがありません。ですから小泉さんは本

当に改革をやる気であれば、この司法改革をはじめ、大事な改革を国家国民のために真になるというところをしっかりと踏まえて、万機公論に決して頑張っていけば必ず日本の再生に大きな力となることができます。まだ今それに代わるべき政治の力はないと思っております。そういった意味で司法改革にも非常に熱意を示し、基本方針の中にも司法改革を明快に打ち出し、司法改革に情熱のある小泉内閣で山崎幹事長とともに国家戦略本部の事務総長の立場にある私としても、できるだけ国家戦略の位置づけも明確にして頑張っていきたいと思っております。

本当に雑駁な話で恐縮でございましたけれども、私が司法改革に一生懸命になってきた理由と今政治が司法改革にどう取り組んでいるか、また皆さんと一緒に頑張らなければいけないという自分の考えを冒頭に申し上げたように素直に申し上げまして、今日の話を終えたいと思います。質問があれば一、二、三、お受けして皆さんのお聞きになりたいことをきちっとお答えした方がいいかと思っておりますので、これぐらいで今日の話を終えさせていただきたいと思えます。

【司会】 どうも保岡先生、長時間ありがとうございました。（拍手）

只今、保岡先生からお申し出がありましたように、せっかくの機会でございますから是非ご質問をということでございますので、どなたでも結構でございますから率直にご質問いただければ有り難いかと思っております。特に先生がかねてから司法改革の問題に専念してこられた関係上、只今いろいろなお話の中で我が中央大学にも、あるいは我々中央大学法曹会にも関係のあることばかりだったと思いますので、是非ひとつご質問願えれば有り難いと思います。

【質問】 これからの法曹は国際的なディベートのできる人材の養成ということでしたが、そうすると司法試験に、あるいはロースクールの中では英語教育が重視されるということになるのか。そうすると試験科目に英語が入るんだろうかということが一点と、修習期間はどれぐらいが妥当だと今考えられているのでしょうか。

【保岡】 一点目のご質問について、司法試験にどういう科目を求めるべきか、法律科目をどう選択していくか、あるいはこれらを補完する意味で英語その他の一般的な教養をテストする科目をどう設けるべきかということは、まさにこれからご議論をしていただいて先ほど申し上げた一月ころに発表される骨子案の内容とかそれを踏まえた皆さんのご意見とかを参考に決めていくことになると思います。外国語をそのまま試験科目にするのか、あるいはそういう素養をどう見るかというようなことで工夫があるのか、いきなり難しい外国語の高度な試験をするのは私は余り適當ではないと思いますが、その辺の工夫をこれからみんなで作っていただくことになると思います。

それからもう一つのご質問について、修習期間は自民党で相当議論がありまして、できるだけ早く出した方がいいというので、修習はもう必要ないという意見もありました。それぐらい多様な意見があります。やはり基礎教育は大事なんじゃないか、いろいろな基本的なことを幅広く勉強していることは将来能力を大きく伸ばしていく土台になるのではないか、我々はそう考えて修習というものは是非必要であると思っています。ロースクールとの役割分担の在り方を見直すことに伴い、修習期間が一年半ですけれども一年になるという可能性は、そういう議論の方向性からすればあり得る話ではないかと思っ

ております。ただ、これも何も決まってわけでもないし、私がそうしなければいけないと思っているわけでも必ずしもありません。

【司会】 どうもありがとうございました。それでも他にもう一人か二人。どうぞ。

【質問】 現在の法曹養成は司法研修所で法曹三者の基礎を一体化するということに、私は力があると思うんです。

司法研修所を廃止するというようなことになった場合、ロースクール毎に全国バラバラの状態の卒業生が、法曹になった場合に出発点がそれぞれ違ってしまふ。私はそうなると、法曹の一体化とか法曹の一元というのが難しくなるんじゃないかなと思います。法曹一体化については、先生はどういうふうにしたいと思っているのか伺いたいと思います。

【保岡】 ご質問の趣旨は、司法修習制度を残した方がいいよということだと思うんですね。それは私もそう思っていて、先生と全く同趣旨の理由で論陣を張っています。中には、できるだけ早く実務に就かせて競争させた方がいいのではないか、余り養成に時間をかける必要はなく、ロースクールがある程度専門性を加味した教育をやるのであればもう修習は要らないんじゃないかという極端な規制緩和論者もおられます。しかし、私としては、司法修習と法科大学院における教育との役割分担や修習の期間などを見直す必要はあるかもしれませんが、先生と同趣旨の理由から、修習自体は存置すべきものと考えておりますし、政府も、審議会も、修習は残す方向で考えていると思っています。

【司会】 どうもありがとうございました。他にございませんか。

【質問】

法曹の養成を行うロースクールについて設立体を考えると国公立と私立とに大きく分けられます。ロースクールによる法曹養成は現在以上にコストがかかります。国公立は公費によるから別として、私立が文字通り私費でやるとなれば父兄の負担は大変です。このことについて何か考えておられますか。

【保岡】

それは当然議論していると思います。ロースクールというのは非常に一人あたりのコストがかかるんですね。ですから学校も、国立の場合はともかく。一般の私立でやると、生徒から高い授業料を徴収しなければならないということになります。ですから奨学金制度とか、私立のロースクールに対する公費の助成を考えなくてもいいのかとか、それから公立とのイコールフットイングをどうするか、いろいろな検討は当然していると思います。まだそういう細かい議論を我々は踏まえていませんが、これから答えが出てきて中身を見ながら我々の意見も申し上げていこうと思っています。

【司会】

どうもありがとうございました。大変、質問もまだまだおありかと思いますが、このあたりで打ち切らせていただきます。保岡先生、長時間にわたって大変ありがとうございました。今後ともひとつ、我々中大法曹並びに中央大学のご指導を熱心にお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

第三部

中大法曹かくありき

中大法曹かくありき

中央大学は、一八八五（明治一八）年、神田錦町に英吉利法律学校として創立されました。

創立者である若き法律家一八名の方々は、官僚独善につながる概念法学を排し、社会の経験と叡智を主体的に学習し、実践を通じての真理を体得することが真実の法学であると考え、英吉利に倣い、実践の教育体制を確立されたときいております。

創立者一八名の方々の御芳名を左記に記し、御遺徳を偲びたいと思います。

菊地武夫・岡村輝彦・穂積陳重・高橋健三・西川鉄次郎・藤田隆三郎

高橋一勝・増島六一郎・元田肇・合川正道・岡山兼吉・山田喜之助

渡辺安積・上方寧・磯部醇・江木衷・奥田義人・浜谷慥爾（敬称略）（順不同）

英吉利法律学校は、早くも明治二年の代言人試験志願者一一三二名、合格者四一名のうち一二名の合格者を出し、嚇々たる成果を上げたのであります。（後記資料参照）

ここに、中大法曹会創立五〇周年にあたり、幾人かの先輩法曹の方々を揚げて、中大法曹の歩みを確かめたいと存じます。

もとより、ここに取り上げた先輩法曹を以て中大法曹の全てがあらわされているというわけではありません。今後引き続き中大法曹会の中で先人の歩みを裁判官編・検察官編・学者編・政治家編など種々書き留める作業を続けて参りたいと存じます。

（編集部）

本年代言試験及第者全國中四十一名ノ内本校友及生徒ニシテ及第セシモノ十二人其姓名左ノ如シ

山口縣平民	山形縣平民	靜岡縣平民	靜岡縣平民	岐阜縣平民	新潟縣平民	新潟縣平民	靜岡縣平民	島根縣平民	島根縣平民	東京府平民	德島縣平民	千葉縣平民
原田景介	武井慶彌	竹田孝太郎	大橋孝太郎	井伊小太郎	瀬下清通	榑原周次郎	竹下佐吉郎	米原光太郎	上松操	野村照次郎	神直三郎	

神田錦町

明治二十一年六月
私立英吉利法律學校

●英吉利法律学校の卒業生には、代言人となる者が多くみられた。明治21年の代言人試験の志願者総数は1132名、法学協会雑誌は、41名の合格者中に12名を出した英吉利法律学校出身者の合格率の高さを、特記している。

朝川伸夫先生を偲ぶ

大橋 満範

朝川伸夫先生は学者でありかつ弁護士として活躍されました。私は、弁護士の最後の弟子でした。後に紹介するとおり、学者としての専門は商法特に保険法でした。

一 先生は、明治三十四年十二月十三日東京市牛込区（現・東京都新宿区）で軍人の家庭に生まれました。大正三年四月に府立第一中学（現・都立日比谷高校）に入学して、二年後に陸軍幼年学校に入学し、陸軍士官学校に進み、父親と同じ軍人の道を歩み始めました。ところが、肺結核を患い、大正九年軍人志願を断念せざるを得なくなりました。父親は旭川砲兵連隊長などを歴任され、最後に北白川宮能久親王の侍従武官長を勤められた。長兄貫之は、陸軍士官学校教官などを勤められて、陸軍中将に昇任した。先生は旭川時代、日本スキー黎明の頃、かのレルヒ大佐に親しくスキーを学んだことが自慢話の一つであった。ところで、先生の肺結核罹患は、軍人への道の挫折となり、法律家への道に進ませることになった。

二 まず、中央大学予科に入学し、昭和二年法学部独法科を卒業した。同年十二月司法試験に合格した。先生は秀才の誉高かったので、新しく志望した法律家への道も順風満帆であった。その後先生は学者へ

の道に入るべく中央大学大学院特選給費生となり、商法特に保険法の研究を始めた。この昭和三年、先生は血氣盛んな青年であつたので、戒能通孝、川島武宜、山内総一郎らとマルキシズム法学の研究會を持つことになり、このために司法官憲により逮捕され、未決拘禁の処遇を受けることになった。このために母親に心労をかけたことを生涯親不幸と後悔しておられた。また、これを機縁に母校の助手制度が終戦に至るまで廃止され、母校に迷惑をかけたことも心の重荷であつた。

三 大学院修了後、六年四月中央大学講師に就任した。その後八年に生命保険協會囑託となり、保険専攻高等学校講師に就任した。第二次大戦が始まってから、十七年四月に三浦義道先生の紹介により東京商科大学（現・一橋大学）附属専門部講師に就任し、二十四年三月まで教鞭をとつた。戦争の敗色濃くなつた二十年四月に中央大学法学部講師に返り咲いた。そして、二十三年四月戦争のため荒廢した母校中央大学法学部教授に就任した。これは、先生にとって大学院修了以来の念願であつた。

終戦近く戦災を免れるため、妻より子の親戚を頼つて甲府に疎開したところ、二十年七月の甲府大空襲により、終生の研究課題であつた「再保険の研究」論文を焼失した。一時は茫然自失して学問への情熱を失いかけんばかりであつたとよく語られていた。その後、三十七年三月「保険法における危険団体の理論」により母校より旧制法学博士の学位を授与された。

四 司法試験合格から七年後、九年八月に東京弁護士會に弁護士登録をした。丸の内帝国劇場のすぐ裏

にある三菱赤煉瓦の建物、仲三号館に法律事務所を開設された。

先生は私が勤務した頃、生命保険の民事事件が多かった。自殺免責の事件を受任された先生は、プリマ・ファシエ・ベバイス（一応の推定）理論を、ローゼンベルヒの「証明責任論」を原書で読まれて準備書面に引用するなど、理論と実務の接合に苦心された。判決の結果については学会で報告され、自己の保険法理論の構築に役立てられた。

五 先生はドイツ語の読み書きは勿論のこと、会話にも堪能であった。若かりし頃は、学術講演のドイツ語通訳で名が通っていたようである。先生は昭和三十六年九月に西ドイツ・ハンブルグ大学で中央大学在外研究員として、保険法研究に留学の機会が与えられるまで外国留学の体験はなかった。しかるに、先生のドイツ語の会話は陸軍学校時代の学習と鍛練により学会で評価された。

朝川邸で私の学生時代、桑田三郎・木川統一郎先生らの若き先生方が集い、酒宴の席で喧喧諤諤と法律論を交わし、熱が入るとドイツ語で議論する風景があった。

六 最後に特筆したいことは、キャンパスの多摩移転について、法学部は駿河台もしくは春日町に残すことが最重要であることを主張されたが、当時少数意見として受け入れられなかったことである。先生は、多摩移転により司法試験の合格者が激減することを憂慮しておられた。法学部存亡への警鐘を放つという先生の明敏な先見力があった。昨今先生の予言は的中している。

磯部常治先生追想

中大法曹会常任幹事・
玉成会支部会員

鈴木 康洋

一 はじめに

「中大法曹」五〇周年記念特集号の編集部から、中大法曹の発展に貢献した先輩の業績を掲載することになったので、そのお一人として磯部常治先生のプロフィールについて一文をとの依頼を受けた。そのとき極力個人的側面をさけてとの条件がついていたが、なにぶんにも私が直接師事した恩師として思いも深く、先生の後輩の育成にかけた情熱など、先生のお人柄に触れる場面になるとどうしても私の個人的経験からのがたがでてこざるをえないと思われるので予めお許しを願っておきたい。また当然のことではあるが、この一文は私が知り得たことに限っても先生の多方面の御活躍のほんの一部でしかなく、まして先生と直接交遊関係をもたれた多くの先輩諸先生の先生に対する想いなどについては到底私の及ぶところではないので、その点は別の機会に補筆・補完をお願いすることでご理解を賜りたい。

二 先生の経歴など

― 艱難辛苦の歩み ―

先生は明治二七年十一月一四日愛知県宝飯郡西浦村に生を受けた。孝心のきわめて厚い先生は親に恥

をかかせてはいけないとの配慮から幼少の頃のことについて多くを語らなかったが、先生ご自身の筆になる大学保存の経歴書にも、氏名、生年月日、現住所は当然のこととして、職業欄に弁護士、そして学歴欄には大正一四年三月二五日中央大学法科専門部卒業、とあるのみで他の記載はない。

先生が本学法科専門部を卒業された大正一四年といえ、先生はこのとき三一歳ということになる。したがって、先生が出生地の小学校を終えたときの先生の生活環境は普通のコースをたどっての進学など到底なしえぬ逆境のさなかにあったことは推して知るべしであろう。しかし、先生は向学の念やみがたく、一〇数年の苦学力行の末ようやく二七、八歳にして本学法科専門部にたどりつき、普通の人より遅れること数年余を経て本学法科専門部を卒業された。そして、先生はその翌年の大正一五年一二月に弁護士試験に合格された。先生はこのときまさに栄光の三二歳であった。

後日先生が私に語ったところによれば、机にしがみついて勉強しているとき、ともすればくじけそうになる自分を叱咤激励するため、机に親の「恩」という字をきざみこみ、それを手でなでながら勉強に励んだ、そして、弁護士試験に合格したとの電報を郷里に打ったとき、これを受け取った父君が感激の余り、電報を握りしめ、うちの常治が弁護士試験に合格したと言って村中を走りまわったということであった。

先生の偉大さは、この感激を自分ひとりのこととせず、母校中央大学への報恩感謝の気持とこの感激を後輩のために、との念やみがたく、これが今日の学研連（中央大学学術研究団体連合会）傘下研究室のはしりともなる、中央大学玉成会創立（昭和二年）へとその情熱が開花したことである。先生は以後

生涯を、一貫して後輩育成のために尽力されることとなるが、このことは後に項を改めてふれることとし、ここではこの程度にさせていただきます。

先生は弁護士試験合格後、直ちに第二東京弁護士会に入会され、爾来五〇年の永きにわたり一貫して人権擁護と社会正義の顕現に挺身されたが、その間、

昭和二六年四月 第二東京弁護士会人権擁護委員長

昭和二九年四月 第二東京弁護士会常議員会議長

昭和三〇年四月 第二東京弁護士会副会長

昭和三一年四月 日本弁護士連合会常務理事

等の要職に就任されたほか、昭和二五年三月から昭和三四年七月まで法務省人権擁護委員として活躍された。

先生は母校中央大学の関係においても、昭和二四年七月選任評議員に就任され、以後昭和二六年四月、同二八年五月、同三二年五月、同三六年五月、同四〇年五月、同四四年五月、同四八年五月にそれぞれ再任され、前後八期二七年の永きにわたり、大学行政のために貢献された。

一方先生は学員会関係においても昭和二六年五月学員会幹事に、ついで常任幹事に、さらに昭和四八年五月学員会参与に就任し、又、昭和三六年五月学員会玉成会支部長に就任されるなど、終始一貫して報恩感謝の念一筋に法曹会並びに中央大学のために献身努力された。

三 玉成会研究室の創立と学研連創立

―報恩感謝一筋の歩み―

先生の功績を語るとき忘れてならないことに、後輩育成のための研究室の創立と学研連の創立がある。先生は大正一五年一二月弁護士試験に合格されたが、玉成会の創立について、玉成会会報「玉成」(第二号・昭和二九年。なお、玉成会創立七十周年記念誌一七三頁)に「玉成会誕生の思い出」として手記を寄せておられるので以下に引用させていただく。

「大正十五年の十二月弁護士試験合格証書の授与を受けて内閣よりの帰途、金子文六、百瀬武利両君と共に喜びを語り合ったが、その時位嬉しかったことはいまだかつてない。それは僕は父親に高等小学校だけは出してもらったが、その後の勉強はすべて自力で頑張り、文字通り臥薪嘗胆のものであったからである。

当時僕は法政大学内の知新会という高文受験のための研究会の幹事を勤めており、右の両君はその会員であって、共に及第したのである。そこで右内閣よりの帰途、私は両君に対し次のようなことを提唱した。「僕の今日の一生の喜びは全く知新会の同志との共同研究の賜であると共に、母校中央大学卒業のお蔭だ。この二つなくしてはこの喜びと栄冠を勝ち得ることは到底あり得なかった。この恩は決して忘れてはならない。時に我が母校にも定めし僕等と同じような志望を抱いて煩悶している学生も多くあることと思う。これらの学生を集めて一人でも多くその素志を貫徹せしめるよう指導援助することは、

決して無駄なことではあるまい。以てわが母校への報恩の一部とすることができよう。

この提案に対し両君は即座に共鳴してくれ、幸い金子君は在学中であつたので、直ちに天野徳也先生に相談して、先生を会長に推戴申しあげたところ、御快諾を得た。そして会名を「玉成会」と命名していただき、大学内の一部使用の許可をも得て下さった。そこで早速数名の会員を募集して毎日曜日に研究指導することとし、翌昭和二年四月細々ながら発会式を挙げて第一歩を踏出したのである。（中略）

以上が僕の玉成会誕生の忘れ得ぬ記録である。要は唯「報恩」の二字より発したものである。當時を追想すると感慨無量である。」

こうして高等試験受験を目指す研究会としての玉成会が昭和二年四月に発足し、以後昭和七年に中桜会が、昭和九年に真法会が、昭和一〇年に正法会が、昭和一一年に瑞法会が、昭和一七年に済美会（発足当初「冠絃会」と称した）が創立され、それぞれ大学の施設内に固有の「研究室」を確保し、独自に研究活動を行い、多数の高等試験司法科（現在の司法試験の前身）合格者を輩出するに至った。

そして、とき移り昭和二四年五月に、玉成会・中桜会・真法会・正法会・瑞法会の五つの研究団体を構成員として学研連が発足し、昭和五一年三月に済美会が新たに構成員として参画し、以後学研連は六会を構成員として今日に至っているが、この学研連創立に当り他会の方々の理解と協力を得てのことであることは当然のことであるにしても、先生の母校中央大学に対する「報恩」の念一筋の気持がひとつの原動力となって学研連が創立に至ったことは否定すべくもないであろう。そして、先生は学研連初代

の委員長に就任することとなるが、本学は、学研連結成から二年後の昭和二六年に司法試験合格者首位の座を確保し、以後昭和四五年迄首位の座を他に譲らなかった。

今日、学研連傘下の各研究室は往年の勢力を欠き、低迷が続いているが、先達となって走り抜いた先生の気持に思いをいたすとき内心忸怩たるものがあるが、それは今後の起死回生にまつとしても、学研連に賭けた先生の献身努力とその功績は、我々後輩の範として永遠に消え去るものでないことを確信している。

四 後輩育成に捧げた生涯の歩み

—人間磯部常治ここにあり—

先生の弁護士としての生活は決して平坦なものではなかったし、経済的にも義理にも裕福とは言えないものであった。それにもかかわらず先生は、試験に落ちて明日をも知れぬ後輩のために身銭を切って面倒をみることに決して躊躇しなかった。先生によって救われ、後年名をなした法曹は私が知っているだけでも十指をくだらない。このような先生の生き方は、過去の余りにも切なかった自らの悪戦苦闘の経験が、しらずしらずのうちに先生を動かしているように見受けられた。

我々後輩、わけでも玉成会の室員は、非礼をもちえりみず先生を「磯部のぢいさん」というのが常であった。私の期（一五期）を前後して、司法試験に合格すると磯部のぢいさんが銀座の「うるわし」に連れていってくれる、というのが最大の励み!?であり、楽しみでもあった。この「うるわし」研修!?を

はげみに頑張って司法試験に合格した何人かの法曹がいるのも事実である。まさに親の心子知らずの類であり、今にして思えば恥じ入るばかりであるが、わが「磯部のぢいさん」はそのような人であった。先生は昭和五年二月一日、報恩感謝一筋に後輩育成のために生涯を捧げた波乱の人生を閉じた。享年八一歳であった。

合
掌

稲葉修先生の思い出

布施 誠司

一 平成四年八月一五日午前〇時三一分、真法会の創立者である稲葉修先生が東京築地の聖路加病院において逝去されました。享年八二才でした。病院には訃報を知った方々が多数弔問に訪れ、御家族と共に中曽根康弘先生が応対をされました。先生の御遺体は当日午後三時に病院を出られ、生前の先生の御活躍の地、両国の国技館、国会、法務省、文部省等を廻り、午後九時に新潟県村上市の生家に着かれました。

二 生家では先生の支持者、近隣の人々等数百名が数年振りという暑さの中を出迎えました。長男大和君（現衆議院議員）は「ただ今、父がこんな姿で帰りました。入院してからは村上に帰りたい帰りたいと云っていましたが、今はさぞ安心して居ることと思います。父は終戦記念日に日付が変わるのを待つようにして一五日午前〇時三一分にやすらかに亡くなりました。世界平和を願って代議士になって志し半ばで亡くなった父を象徴する思いがします。皆様の生前の御支持、御厚情に深く感謝いたします」と挨拶をしました。本当にやすらかな眠っているようなお顔に接し、声を出して泣いている人も多数見受けられました。八月十七日に通夜、十九日に密葬が行われ、二十九日には中曽根康弘先生を葬儀委員長

に村上市の体育館で本葬が行われ、三〇〇〇名を越す会葬者がありました。政界からは中曽根先生はじめ宇野宗佑元総理・松永光氏（当時衆議院議員）・本部佳昭氏（当時衆議院議員故人）ら、実業界からは四元義隆氏ら、スポーツ・芸能界から出羽海理事長・竹下景子・山下泰裕・旭道山等多数が出席しました。本会からは岩下肇（元検事、現弁護士）・多田武（弁護士）・本間崇（弁護士）・坂本恭一（弁護士）・三宅邦彦（現中央大学常任理事）・兼平雄二（弁護士）・須藤正彦（弁護士）の各氏等多数が参列しました。本葬では中央大学総長高木友之助先生が弔辞を読まれ、大学に対する功績のほか、真法会にも触れられ坂本泰良・向江璋悦先生らと真法会を創立され、国会議員一〇数名、法曹界、実業界に多数の人材を輩出した功績を述べられました。

三 昭和三七年に先生は中央大学教授を退職されて、稲葉法律事務所を開設され、スタッフに当会の岩田満夫先生（故人）多田武先生が入られ、遅れて私も三八年に修習が終了すると同時に入所することになりました。法律事務所は開設しましたが、先生はもとより弁護士の経験がないうえ、政治家としての御仕事が忙しく、法律事務はほとんど岩田先生・多田先生にお任せで、事務所にはめったに来られることはありませんでした。先生が弁護士らしい働きをされたのは、昭和四〇年の塚田新潟県知事のいわゆる二〇万円中元事件のときであります。このときは、花井忠先生・向江先生が弁護団となり、多田先生と私とが下働きとして御手伝いをしました。先生も上申書を作ったり、検察庁に陳情したりし、この事件は全員不起訴になり大成功をおさめました。法律事務所の事件は、選挙区の事件はほとんどが実費程

度の報酬で処理する、先生の関係で依頼される事件は政治家の事件や他の弁護士が処理したのちの事件などで、むづかしい事件が多く、その割には報酬が少なく、経済的には決して楽ではありませんでした。岩田先生がその方面の苦勞をされていたのが実情でありました。しかし、私はお蔭様で高名な政治家の事件や、著名事件を多数手がけることが出来、私としては弁護士冥利につき大変幸せなことでした。

四 先生は、真法会のことも常々気にかけておられ、お会いする度に会の様子を聞かれたものであります。向江先生を心底信頼され、真法会のことは向江にまかせておけば大丈夫であると常日頃おっしゃっております。向江先生もよく議員会館に足をはこんで人事のことをはじめ、いろいろと相談されていました。先生は、選挙とか特別なことがない限り一月三日の式典には必ず出席して話をされていました。それだけ真法会を深く愛されていたものと思います。

五 先生は戦後、世界平和を目指して、衆議院議員に立候補されたと聞いています。昭和二十四年に初当選するまでは二回落選されています。何せ、地盤の村上市と岩船郡は有権者の四分の一しかないところですので、いつも苦戦の連続でした。確か、トップ当選は二回のみ、一度は二四票差で落選しています。いつも、開票日にはひやひやして見守っていたものです。この当時は、立会演説会がありました。先生の演説はいつも大学の講義調で、地元の利益のことなど全く触れず、教育とか、国際情勢とかの話しがほとんどで、聴衆受けせず、いつも心配したものであります。その頃の、対立候補には小柳牧衛・

井伊誠一など新潟県下でも有数の論客がいましたので特に目につきました。代理として演説に立った向江先生や元秘書の方が余程人気がありました。先生の演説が人気が出て、ぜひ聞きたいというようになったのは法務大臣をされてから後のことです。

選挙資金はいつも不足し、支持者は皆手弁当で手伝ってくれました。しかし、考えてみると先生の支持者は皆先生の清廉潔白な人柄、識見に惚れ込んで一生懸命運動してくれたので、貧乏候補といわれながらも一四回も当選出来たのではないかと思います。選挙で何といっても忘れられないのはロッキード事件の後の選挙でした。この選挙は本当に苦しい選挙でした。選挙区以外、いわば全国区では先生は大変な人気でしたが、地元では大変な悪評と逆風でした。選挙区こそちがうものの、新潟県で初めての総理大臣田中角栄氏を逮捕させたということで大変な反感を買っていました。秘書や支持者は選挙ではロッキードのことは触れないようにと先生にいうのですが、例の一徹さでそんなことには耳をかさず、口を開けばロッキードと田中批判で、それがまた新聞記事となります。実際、私なども個人演説会に出ますと、支持者でさえ、今度のことは気にいらないといって先生を非難します。私は、法律家の立場から逐一説明してやっと納得してもらおうという状況でした。これは完全に敗けたと思っていました。結果は、午前二時頃になってようやく九三票差の当選でした。NHKも落選を報じましたし、新聞は一面大見出しで落選と報じたところもありました。毎日新聞は途中から輸送のトラックを引返させたそうです。選挙後に三木総理から、稲葉君の選挙区は一体どうなっているのかねと、聞かれたという話を先生から聞きました。

六 先生は昭和四十七年に第一次田中内閣で文部大臣として初入閣されました。長年にわたって教育問題に携わってこられた先生にとっては念願の椅子であったと思われます。このときの先生のうれしそうなお顔は忘れることができません。わずか半年の在任期間でしたが、文部省の役人より教員の給料が安いのはいけないといって、教員の給料アップの待遇改善を田中総理に直言して成遂げております。先生は、このとき、いつも羽織り袴で通されて、それが国民に大変な人気となっていました。また、日教組の槇枝委員長と会談をし、そのことで双方の子息の稲葉大和君と槇枝一臣君（弁護士、現眞法会理事長）とが眞法会の友人ということで新聞誌上に写真入りで掲載されたこともありました。

昭和四十九年には三木内閣の法務大臣として二度目の入閣をされました。このときにロッキード事件が発生し、先生を一躍有名にすることになりました。今でも残る稲葉語録は有名であります。私は、当時、しばしば先生の御自宅を訪問しておりましたが、夜に法務省の秘書官が答弁資料を届けますと、先生は机に向かって、それを推敲しておられました。あの答弁や発言も決して思い付きでなく充分に計算されたものと思います。

先生は、このような事件でとかく世の中が暗くなるのは好ましくない、明るい雰囲気をもってユーモアをまじえて答弁したのであると話しておられました。当時の検事総長の布施健（故人）さんは、詳しいことも報告していないのに、よく答弁されるものだと感じておられたそうです。

このロッキード事件のときは、私は向江先生の御手伝いをして中曽根康弘先生、佐藤孝行先生の相談に預っておりました。よく法務大臣室に足を運びました。あるとき、向江先生と同道したら、先生がポ

ツンと、いつまでも「金々」と思っているならキチンとやらなくては、と云っておりました。何のことか判らず、向江先生も私も聞き流しておりました。それがあの逮捕劇で、先生の云った意味がはじめて判りました。このロッキード事件の為に先生はその後の選挙で苦戦を強いられたことは前に述べた通りです。その後の選挙でもとうとう落選の憂き目に会いました。落選中に中曽根内閣が誕生しました。先生は、さぞかし残念であったと思われませんが、口ではわしが落選しているから田中派の支持を得られて中曽根内閣が出来たのだといって自らなぐさめておられました。

七 先生の釣りは有名であります。なかでも鮎釣りはもう玄人はだしです。鮎の解禁は南の川から次々と解禁になるのですが、先生はその川を追いかけるようにして釣りに行っておりました。明日、釣りに行くとなると、前の晩に川の様子を下見に行くほどの熱の入れようでした。私も新潟の川に何度も御一緒させてもらいました。先生は河原にワンカップとつまみをそろえて、釣れる度毎に祝杯といってワンカップをかたむけるという誠に楽しい釣りでした。私など、たくさん釣りたくて休まず釣っていると、川にいる鮎を全部自分の物だと思って釣るものではないといったたしなめられたものです。ある選挙のとき、投票日に村上の御自宅を訪ねたら御留守で奥様がニヤニヤしておられました。昼頃帰られて内緒で鮎釣りに行って来られたということでした。先生との鮎釣りは川原に並べた御馳走を食べながら、時には政局の話、人生の話、人々との交遊の話等、色々聞かせて下さり、私にとっては先生の人柄に接する貴重な機会でもあり、またこの上ない楽しいひと時でした。復、先生の暮、マージャンは有名であり

ます。碁は国会議員の中でも、一、二を争う強さだそうです。プロの棋士との交際も深く、藤沢秀行先生などは特に親しくしておられました。読売新聞の名人戦が朝日新聞に移り、今の棋聖戦となったのは先生が生みの親でありました。マージャンも大変お好きで、夜、坂本恭一君と御自宅にうかがった時食事もそこに卓を囲み、その時の喜々としたお顔も忘れられません。腕前も相当なもので、亘四郎新潟県知事が「小遣い渡して帰ってもらったら」と冗談をいったという話であります。

八 先生は常々、政治家は金儲けをしてはいけない、国民よりぜいたくな生活をしてはいけないと言っておられました。三木内閣当時、大臣の資産公開をするということになって、自分は羞恥心があるので反対だといったそうです。鎌倉の借地以外公開するものがなかったのです。あるとき、ガソリンスタンド開設の許可をとるのに尽力したところ、その業者が多額の謝礼を届けに来たそうです。先生は業者を大変叱られ、今後の出入り禁止を言い渡したそうです。業者は驚いて秘書に、本当にいいんですかといって帰ったそうです。木部佳昭先生が、勤続二十五年にもなって都内に家の一軒も持たなくて今だに議員宿舎に入っているのは稲葉先生くらいだといったら、先生は、木部先生に、おまえもそうではないかといって笑っておられたそうです。

先生は、政治家は国民の為人足である。政治より大切なもの、それは真、善、美であると常々いっておられました。若い政治家に対する苦言だと思います。先生は、自民党の憲法調査会の会長を長い間されておりました。国会の一院制、国連に加盟するには憲法上、国連平和部隊の参加を明記すべきであ

る。九条も改正して文民統制、非核三原則を明記すべきである。そうでないとワイマール憲法の二の舞の危険性があるといっておられました。今日のP・K・O論議をみると先生の先見性に敬服いたします。

九 昭和六十三年八月二〇日、先生は新潟の荒川に鮎釣りに行かれ脳出血で倒れました。鮎が釣れたときに出血がおきて、竿をもったまま二〇メートルも流されたそうです。それ以来車椅子の生活となりました。平成二年二月には政界も引退され、その後は不自由な身を奥様と二女の泉さんの付添で会合等に出ておりました。しかし、ついに車椅子をはなすことがなく亡くなりました。八月十五日に私は、偶々先生が倒れた荒川の同じ場所に鮎釣りに行っておりました。そこで釣れた鮎を先生の枕頭に捧げて、御冥福を祈りました。

(平成四年九月十七日記)

この記事は中央大学真法会の機関紙「真法」の第三十二号に掲載したものに削除、加筆訂正をしたものである。

市橋千鶴子先生の足跡

宇田川 濱江

一 生涯現役という言葉が最も相応しい千鶴子先生の足跡を纏めるようにとのことですが、先生の業績は多彩で今なお活躍中であり、私には大変難しい役目です。しかし、中央大学が輩出した女性法曹の草分け的な存在である先生は本誌を飾るに相応しく、私の知る限りの千鶴子先生のプロフィールを書かせていただきます。

二 さて、千鶴子先生は、大正九年四月一二日、早稲田大学を卒業後、朝鮮郵船株式会社に入社し、経理課長であった父上市橋齊（ひとし）氏と母上喜久さまの四人兄弟の長女として出生されました。

朝鮮総督府逋信省の高等官を退官後、父方の祖父が開設した当時の平壤府所在の「大同門郵便局」の局長の椅子を相続した父上に伴われて、大正一三年彼の地に住むこととなった千鶴子先生は、父上が昭和一七年、五四歳の生涯を終えるまで平壤で過ごされました。

この間先生は、第一句集「羽衣」（角川書店）あとがきに触れておられるように、団欒の夕灯のもとで酔余の父上のヴァイオリンの音色が高鳴り、休日ともなれば母上の音頭で映画・オペラ・ピクニック・スキー・スケートに出掛ける、というようなモダンで開放的な雰囲気の家で育たれ、その間閑ささえあ

れば読書にふけるという少女時代で、誠に恵まれた環境の下でその多感な時代を過ごされました。

昭和一八年、二年後の終戦を予感されたのか母上の強い決断で実家のある東京へ帰られ、その後昭和二十七年まで疎開先の盛岡で過ごし、戦災も免れられたのです。

三 昭和二十二年一月、先生は女学校当時の担任教師が取り持つ縁で、復員後秋田鉾山専門学校電気科に復学されていた同教師の教え子でもあったご夫君徳太郎氏と結婚され、先生の母上の希望もあって妻の氏を称しておられます。

ご夫君は、入社された特殊バルブメーカーの会社が三井物産系の会社に吸収合併されたことを機に、新会社を設立し、以後一貫して会社の発展に尽力され、国内屈指の会社に仕上げられました。

昭和二十四年にはご長女寿子さんに恵まれましたが、先生の向学心は終始衰えることなく、戦後女性法曹への道が開けたこともあって矢も楯もなく中央大学法学部の門を叩いたとのことでした。

先生は、ご夫君のご理解と母上の支えによって勉学と子育ての両立を見事に果たされ、大学卒業の翌年である昭和三十〇年に司法試験第二次試験に合格されましたが、この問学研連中桜会に所属しておられました。同三三年に弁護士として登録され（東京弁護士会入会）、以後弁護士業務に携わり今日に至っております。

因みに、私が知る限りそれ以前の女性法曹としては、昭和二八年に卒業された現職の弁護士根本はる子先生（七期）くらいではないかと思っております。

四 先生の弁護士としてのご活躍は広範囲に亘り、先ず弁護士会活動としては、弁護士登録の翌年に東京弁護士会人権擁護委員に就任されたのを皮切りに、東弁関係だけでも、国選弁護士運営、綱紀、総務、外務、人事、厚生、司法修習、公害対策、日弁連機構改革推進、業務対策、懲戒の各委員を歴任され、特に懲戒委員会では副委員長として活躍されたほか常議員を二回も務めました。さらに日弁連理事就任の際、継続案件として難行していた女性の権利委員会を、全国の女性弁護士に働きかけて、就任後二度目の理事会で賛成多数で決議させるなど、人知れぬ苦勞をされています。

また長年東京家庭裁判所家事調停委員及び参与員をも務められ、先生の弁護士としての社会に対する功績は多大で、平成二年四月、春の叙勲にて勲四等瑞宝章を受章されました。

五 一方、先生は国や東京都の審議会の委員なども務められ、昭和四十六年東京都都市計画地方審議会の委員に就任されて以後、日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例制定委員会、建築紛争調停委員会、環境影響評価制度検討委員会、清掃委員会、建設工事紛争審査会のほか、女性初の収用委員会委員として一〇年近くも都政に貢献され、その間二度も海外視察に赴くなど大変活躍されました。

その後就任された環境影響評価審議会では、これも女性初の部会長として条例改正、規則改正等に際して弁護士として骨を折られ長きに亘ってその重責を果たされました。

国の関係では、建設省公共用地審議会、防衛庁防衛施設中央審議会の各委員をいずれも一〇年間務められ、現在、関連の財団法人防衛施設周辺整備協会評議員であられます。

地元国立市への功労も多大で、国立市の法律顧問を昭和五年より平成一三年まで務められ、現在、財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団理事に就かれています。

六 さて最後に学校関係ではありますが、平壤公立高等学校同窓会会長を今年で一〇年、中央大学では選任評議員として二七年、更に中央大学学員会については、平成二年に女性初の副会長となり現在四期目を務めておられますが、先生の学員会に対する情熱は些かの衰えも感じさせません。

先生の学員会におけるご活躍は、「白門婦人会支部」の発足に遡ります。先生は早くから女性支部の必要を唱えておられ、昭和四四年に至り、志を同じくする中野愛子氏、藤本幹子氏らと共に支部設立に向けて、主だった大学や学員会関係者らにその趣旨を要請して回るなど奔走の末、同年六月の学員会総会での承認に漕ぎ着けたという経緯があります。

支部設立を切っ掛けとして、初代白門婦人会会長の中野愛子さんが女性初の学員会幹事に、千鶴子先生が女性協議員第一号に選任され、ついで昭和四八年に中野愛子さんが大学選任評議員に、翌年千鶴子先生が同じく評議員に選任され、女性への道が開かれてきました。

先生は、白門婦人会会報創立二〇周年特集号発刊のご挨拶の中で、支部結成の前後にわたり、大学や学員会の要職にある先生方の格別のお力添えがあったからこそと、謙虚に懐述しておられますが、ここからは母校発展への熱い思いと溢れるばかりのフロンティア精神が伝わってきます。

先生の学員会活動の足跡を辿るとき、その底流には一貫して、今ふうには言えば男女共同参画の実現と

いう、女性の地位を少しでも向上させたいという願いが込められているように思われます。

七 私 が千鶴子先生とご厚誼頂く切っ掛けとなったのは、白門婦人会支部との出会いにはじまります。婦人会支部が出来て四、五年経った当時、私は幼い二人の子供を抱え、仕事と家事育児に四苦八苦しておりました。なにかの機会に、先生から、「お子さん連れで気軽ににお出掛け下さい」、とお誘いいただき、婦人会支部の仲間に入れていただきました。爾来、支部の行事には子供同伴で度々参加しております。

その後、私は昭和五八年より市橋会長の下で支部事務局長を務めることとなりました。当時会の事務局が西新橋の先生の法律事務所に置かれ、幹事会などは、先生の細やかな心遣いに包まれて、家庭的な楽しい雰囲気の下で、行なわれておりました。先生の優しい、誠実な、そして折り目正しい人柄は、初めてお目にかかった頃から現在に至るまで何時でも何処でも変わりなく、きっと天性のものであると思います。

そして先生の婦人会に寄せる思いは深く、地方へ出向かれたときなどには、地元の女性卒業生に白門婦人会への入会を熱心に勧めておられたとのことで、このようにして入会した學員が何人かおります。

八 ところで先生が多趣味であることは、多くの人の知るところです。

その中身は、先生ご自身が「親のモダン趣味とは反対です」と仰言るとおり、琴、謡曲、仕舞、墨絵、

俳句、ゴルフなど、ゴルフを除けば伝統的な日本の芸術・芸能に関するもので、先生の品格の然らしめるところであろうと思っています。

先生が謡曲に関心を持たれたのは、修習生の頃だそうですが、その遠因は小学校時代に遡るとのお話しを、大変興味深く伺いました。先生が平壤での小学校五年生のとき、琴の演奏会の開かれていた法院クラブで演奏後の寛いだ気持ちで庭に出たとき、未だかつて聴いたことのない不思議な音声に心を奪われ、帰宅して父上から裁判官による謡曲の素謡だと教えられて、そのことに強く印象づけられたそうです。

強いていうと、先生には一途に打ち込むところがあると思われ、謡曲・仕舞にしても墨絵にしても三〇年来続けておられますが、その後昭和六〇年初頭、先生をして、厳しい仕事の合い間に自らの心の支えとなっている、と言わしめた俳句に出会われ、新たに素晴らしい人生の目標を掲げることになりました。或るとき先生が、「俳句は自分の性分に合っているように思います」と仰言ったことがあります。私も何度か先生から俳句をと誘われましたが、未だに踏み切れずにあります。しかし、弁護士会の会報や学員時報に掲載される俳壇の先生の作品には比較的良好よく目をとおしており、作品に盛られた情景などを想像しては楽しんでおります。

「中央俳壇」では先生の作品がよく特選など上位に載っているのを拝見しておりましたが、石原八束先生のあとの選者になっておられ、驚くとともに改めて、先生の俳句に対する情熱とひたむきさ、何事もとことんやり抜くという強い意思に敬服しております。

最後に先生のユーモラスな一面を。

先生がゴルフをなさることは前記のとおりで、ひところ熱心にやっておられました。

大分以前のことになりますが、今は亡き先生のご夫君が参加され、私ども夫婦と四人で多摩カントリーにご一緒したことがあります。

そのとき先生は、パターがよく入ったところ、「わたしはペタピンのお千鶴と言われているのよ」と真顔で仰言り、私どもを笑わせました。

先生がこれからも仕事に、ご趣味にそして中央大学の益々の発展を期してご活躍されることを祈念いたしまして拙文を閉じます。

先生よりご惠贈にあずかりました句集より

天人の忘れ羽衣藤の花

「羽衣」

羽ばたきの雁より亨けし花筐

「花筐」

大塚喜一郎先生

大西昭一郎

大塚喜一郎先生略歴

舞鶴市出身

明治四三年（一九一〇年）二月五日生

大正五年四月 舞鶴市・明倫小学校入学

昭和二年三月 舞鶴中学校卒業

旧制第三高等学校に入学するも、寮の門限に反対するストライキの実行委員長をつとめ、責任を問われて放校処分となる

昭和九年三月 中央大学法律学科卒業

昭和一〇年九月 高等文官試験司法科試験合格

昭和一〇年一二月 弁護士登録（第一東京弁護士会）。堀江專一郎法律事務所所属

昭和二年四月 京都二区から衆議院議員選挙に立候補するも落選

昭和二年 平野力三事件控訴審辩护人

昭和二六年四月 中央大学法学部講師

昭和三四年 四月 日本弁護士連合会事務総長

昭和三六年 三月 「協同組合法の研究」で法学博士号を得る

昭和三六年 四月 最高裁判所司法研修所教官（刑事弁護）（昭和三九年四月）

昭和四五年 四月 第一東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長

昭和四七年 五月 学校法人中央大学理事長、中央大学総長職務代行

昭和四七年一〇月 「占領政策への闘いと勝利―平野農相追放から無罪まで―」（中央大学出版部）出

版

昭和四八年二月 二日 最高裁判所判事

昭和五五年二月 四日 最高裁判所判事退官

昭和五七年九月一三日 国家公安委員会委員

昭和六三年八月二六日 逝去

法曹としての業績

一 平野力三事件

平野力三事件とは、敗戦後の占領時代の日本においては、連合国総司令部の命令により、公職に就こ

うとする者には中央公職適否委員会に戦前の履歴等を記載した調査票の提出が義務づけられていたところ、片山哲内閣の三農林大臣平野力氏が、昭和二年四月に行われた総選挙への立候補に当たって提出した調査票に記載漏れがあったとして起訴され、公職を追放された事件である。一審の東京地方裁判所は禁錮八月の有罪としたが、控訴審の東京高等裁判所は無罪とし、最高裁判所もこれを支持して無罪が確定した。大塚先生は、この事件の控訴審から平野氏の弁護人となり、同氏の無罪獲得に尽力された。本件については、上記「占領政策への闘いと勝利―平野農相追放から無罪まで―」に詳しい。

二 免田栄氏再審事件

日本弁護士連合会の人権擁護委員会における「免田事件特別委員会」委員として調査と再審開始へ向けてのさまざまな活動をされた。就中、昭和四一年ころ、再審申立て中であるにもかかわらず、免田氏の事件当時の着衣その他の重要証拠物が警察によって廃棄処分されていることが判明したことから、この違法行為に対する国家賠償請求訴訟を提起し、この民事訴訟を梃子として再審開始の途が開かれることとなったことは記憶されるべきである。

三 映画「黒い雪」事件

武智鉄二監督・日活配給の映画「黒い雪」は、映倫審査に合格して上映されたものであるにもかかわらず、その中のいくつかのシーンが猥褻であると見て、同監督及び日活の配給部長が猥褻物陳列罪で起

訴された事件である。大塚先生は日活側の弁護士として、猥褻性の判断における現今基準の原則等を主張され、一審の東京地方裁判所はこれらの主張を容れて同映画に猥褻性はないと無罪を言い渡した。検察官が控訴したが、二審の東京高等裁判所は、猥褻性がないとはいえないが映倫審査に合格した映画を上映した点において違法性の意識が欠如しているとして無罪を言い渡し、確定した。

四 ユーザーユニオン事件

安倍治夫弁護士（元検事）らがわが国の自動車メーカーに対し欠陥車の製造責任を追及する過程でメーカーを恐喝したとして起訴された事件である。安倍弁護士は、在官中に「昭和の岩窟王」といわれた吉田翁の再審事件に取り組むなど異色の検察官であり、福岡高検総務部長時代に検察庁内の空出張事件の責任をとらされて退官したという人物である。

この事件では、検察側の証拠として提出された安倍弁護士らのメーカーとの交渉過程が録音された録音テープが編集されたものである疑いがあり、その証拠能力、証明力等が大きな問題となったが、裁判所は一、二審とも安倍弁護士らに有罪を言い渡し、上告も棄却された。

五 四日市大気汚染公害訴訟

「四日市ぜんそく」の患者らが四日市コンビナートを形成する五社と石原産業㈱に対して損害賠償を求めて名古屋地方裁判所四日市支部に提訴した事件である。大塚先生は石原産業㈱の顧問弁護士として、

同社を代理してこの訴訟に加わられた。この訴訟の論点は、共同不法行為論、過失論、疫学的因果関係論、損害論等多岐にわたったが、裁判所は、被告各社の間に関連共同性ありとして、原告勝訴の判決を下した。被告各社は判決を不服として控訴の準備を進めたが、当時のマスコミをはじめとする世論はこれを許さず、控訴は断念され判決は確定した。

大塚先生の人柄

大塚先生のお人柄を一言でいえば、精緻さと剛毅を兼ね備えた方であった。法学博士号を得られたことから知られるように、学問的関心は高く、関心をもたれたテーマについては徹底的に考究され、かつこれを論文にまとめられるなど学者的側面を有しておられたが、同時に実務家として事件の処理にあたっては、信念をもって果断にその事件の本質をついた主張を展開され、おおくの成功を納められた。弟子の養成にあたっては、峻厳にして磊落、いまなおおくの弟子にその人柄を偲ばれている。

岡田錫淵先生

中央大学正法会理事長

落合 長治

一 岡田錫淵先生は、明治四四年七月二六日生れで（満九〇才）、昭和一三年中央大学法学部を卒業後、同一六年高等試験司法科に合格され、同一八年第一東京弁護士会に登録されると同時に松本丞治法律事務所（千代田区丸の内一四一六 日本工業倶楽部五階所在）に入所された。

松本丞治先生は、周知の通り東京大学法学部教授として商法学の権威者であるが、終戦後幣原内閣の国務大臣として憲法問題を担当される等学界、政界、経済界で活躍されると共に、戦前事務所を開設され弁護士として法曹界でも活躍された方で、直弟子の女婿に田中耕太郎元最高裁長官（東大名誉教授）がおられ、岡田先生が最も尊敬する恩師であった。

松本先生が、同先生の近親者や諸先輩の忠告にもかかわらず、「白木屋事件」に関与された経緯、事情について、岡田先生は、「法曹百年史」（法曹公論社刊八八八頁）において、「終生忘れる事の出来ない感動的なものであって、私も勿論それについて従ったのである」と述べておられる。

松本先生が、昭和二九年秋ご逝去された後に、岡田先生は、松本先生ご夫妻のご要請で事務所の中心的な存在となり、田中二郎先生（東大名誉教授、元最高裁判事）、鈴木竹雄先生（東大名誉教授）、岸上康夫元最高裁判事等事務所所属の錚々たる諸先生方と共に民事、商事事件を誠実に遂行した結果、岡田

先生等が関与した最高裁判例は枚挙に遑がない。

二 岡田先生は、本学学術研究団体連合会所属研究室で昭和一〇年に設立された正法会（以下「当会」という）の一期生で、当会の役員を長年務め、同四八年井出甲子太郎先生（弁護士、一弁元常議員会議長）に代わって当会の理事長となり、同五八年一二月片山金章先生（本学元学長、本学名誉教授）がご逝去された後に当会の会長に就任し、今日に至っている。

当会の会員は、二、〇〇〇名を超えており、司法試験合格者数は、実に四五〇余名にのぼっている。

当会の会員中、政界には高村正彦元外務大臣、前法務大臣、加藤武徳元自治大臣、田辺哲夫元参議院議員、神田眞秋愛知県知事ら、学界には八木國之本学名誉教授（当会副会長）、桑田三郎各本学名誉教授、雨宮眞也駒沢大学学長、船越隆司本学教授ら、経済界には高橋季義前株式会社きんでん会長（本学評議委員会議長）ら、法曹界には三宅弘人元東京家裁所長、居林與三次元浦和地検検事正、三上庄一元前橋地検検事正（本学学員会支部長）、飯田英男前福岡高検検事長、篠原千廣（本会前理事長、本学元理事）、笹原桂輔、菅沼隆志、佐伯弘各東弁元会長（元日弁連副会長）、高橋勇次、梶谷剛各一弁元会長（同）、深澤守（一弁元常議員会議長、本学評議員）ら多士済済であるが、何れの会員も岡田先生のご指導等を頂いている。

岡田先生を中心として法律問題、判例研究等を行う当会弁護士らの岡田ゼミは、昭和四八年以降続いでおり、岡田先生が、高名な弁護士であるにかかわらず新しいものを学ぼうという意欲と努力されている。

ることに、当会会員らは大変感銘を受けている。

岡田先生は、学研連委員長を二期勤められ（一四代昭和三七年度、一九代同四二年度）、平成一年開催された学研連創立五〇周年記念行事実行委員長に就任され、更に本学の評議員を長年勤められて本年名誉評議員に委嘱され、本学学会の協議員を長年勤められた。

岡田先生は、本学創立一二五周年記念事業の一環である司法試験等国家試験に強い本学の伝統の更なる発展の為の多摩学生研究棟「炎の塔」の建設の為に、本学に率先して巨額のご寄付をされておられる。

三 岡田先生は、以上のとおりのご経歴、ご実績にもかかわらず、名誉、地位等を望まず、本年満九〇才になられた大弁護士であるが、毎日事務所に出勤され、弁護士実務に専念され現在でも自ら法廷にも立たれ、在野法曹としての弁護士のあるべき姿を体現しておられる。

岡田先生は、法曹教育の大切さ、人材を育成するために無私の態度と指導を惜しまず、本学及び当会を始め学研連の興隆と司法の発展、法曹の向上等にひたすら貢献された。

従って、岡田先生は、当会会員を始め多くの法曹人から「陰徳を積んだ高潔な大弁護士、教育者」と称され、心から崇敬されている本学出身弁護士の先達である。

荻山虎雄先生の足跡

弁護士
松永 渉

一 「オギヤマ・トラオ」、このひびきは私共の同世代の中大法曹にとって、青春時代の懐かしい思い出の中で、格別のものである。すなわち、昭和三十年代から昭和五十年代にかけての荻山虎雄先生のご活躍はめざましく、我々中大法曹の後輩にとってそれは、我々の目標であり、希望の星であった。

明治三十五年十月生まれ、昭和六十年二月没。群馬県伊勢崎市出身、中央大学出身の弁護士として、昭和の時代を駆けぬけて、その全期にわたり大活躍をした。その足跡は、弁護士会においても、中央大学においても、又、弁護士としての業績においても目を見張るものがある。

二 弁護士会関係において、荻山虎雄先生は、昭和三十二年三十三年及び三十八年度の三期にわたり日弁連の事務総長の要職につき、日弁連の発展に寄与された。

昭和四十年年度には東京弁護士会会長に、次いで昭和四十二年度には日本弁護士連合会会長に就任され、全国の弁護士及び弁護士会の頂点に立ってその発展に大きな業績を残されたのである。日弁連の機関誌である「自由と正義」に発表された「弁護士制度百年の変遷」（昭和五十年八月号）には、要領よくまとめられた「弁護士制度」の百年の変遷と共に先生の弁護士と弁護士会に対する思い入れの深さと激し

さやうかがい知ることができる。

三 中大関係において荻山虎雄先生は、昭和四十六年から五十三年まで八年の永きにわたり、中央大学評議員会議長の職にあつて、又、昭和四十四年から昭和四十六年にかけては学員会副会長として、中央大学の発展に寄与された。時あたかも大学紛争のさなかであり、中大においてもその例外ではなかった。その実態・内容等については「中大学園紛争の実態」に詳しい（荻山虎雄著「虎の弁論」二七〇～二七七頁）。

四 人柄・法曹としての仕事について

「あか抜けた手腕、無類の頭の回転の早さ、しゃべらして良く、何をやらしてもそつがない。これが持つて生まれた天分なら本当に幸福な人だ。荻山時代を作りつつある。東弁の大実力者」とは、ある雑誌（昭和四十二年五月）の荻山先生に対する人物評である。

先生の歯切れの良い弁論には定評があつた。又、弁論・講演と共に、時に応じ雑誌・機関誌等の求めに応じ、やわらかく優しい言葉で綴った味のある「寄稿文」を寄せておられる。これらをまとめて、昭和五十年には高千穂書房より「虎の弁論」を発刊され、次いで同社より「壺中の天地」を発表しておられる。

「虎の弁論」の「虎」とは荻山虎雄の「虎」であり、「壺中の天地」の題名は、荻山先生の雅号であつ

た「壺中天」にちなんだものである。

法曹としての仕事について特筆すべきは、「昭和の厳窟王」といわれた吉田石松再審事件における弁護人としての活躍であろう。

事件発生以来五十年目に、無期懲役に処せられていた吉田石松翁が、五度目の再審申立て無罪の判決を得たという類例のない事件において、先生は弁護団の中心となり、弁護人として活躍されたのである。民事事件においては、終戦後の昭和二十年代後半から三十年代の「勸業経済破産管財事件」の三人の管財人の一人として活躍された。

この事件は全国的な規模で当時の「保全経済会事件」とともに戦後昭和二・三十年代の「二大破産事件」のひとつであり、管財人が三人も付されていることからその規模の大きさが窺われる。

先生はどちらかというと会社等の「顧問」になることを避けておられた。自由を拘束されるような気分になるという理由からである。自分に厳しく、そして人には優しい清廉なお人柄であった。

（平成十三年九月二十四日記）

学園紛争を解決・收拾した金子文六博士

中央大学法曹会前幹事長

猪股 喜蔵

人は、その経歴と活動した領域によって、いろいろ評価され、語られるところ、金子文六先生は、強烈な個性派というよりその容貌、すがた・かたちから文字どおり温厚篤実、虚飾のない学究の人、人を惹きつける魅力人間味溢れる慈父のようにイメージされ、生涯そのようなイメージとして映し出され、そこから第一には中央大学開学以来の「学難」とされた大学紛争、学園紛争の正常化・解決・收拾に率先尽力された人として評価される。第二は、先生の人格によって自ら積極的に語りかけたりしなかったためもあって案外知られていないものの、昭和十年代からまた戦後中央大学が法科の中大・中大の法科としての名誉と伝統を不動にした司法試験合格第一位をある期間には二十年間連続して守り続けてきた、その源、ルーツとして学研連、その中核・中心となってきた中央大学玉成会研究室を創設し、約四十年間会長として指導・育成してきたこと、第三には、中央大学野球部長に就任したあと東都大学野球連盟理事長、全日本大学野球連盟常任理事、日米大学野球選手団役員として日米大学野球選手権大会の開催に漕ぎつけ、日米大学野球選手権大会の今日的発展に多大な貢献と寄与をされた異色の評価が

見出される。以下敷衍又は引用して記述する。

(一) 大学紛争時代の金子先生

先生が学長職務代行に就任されたのは昭和四十四年四月であった。当時の大学は、学費値上げ白紙撤回や常置委員会闘争で勢いをつけた全共闘系学生によってバリケードで長期にわたって封鎖されていた。これをいかにして解いて授業を再生させるが緊急課題であったが、その方法や措置をめぐって議論が対立し、執行部はめまぐるしく変わった。封鎖が長引くにつれ大学財政は学費の納入がないため窮迫を告げ、理事会からは一日も早く授業を再開するよう督促をうけた。また、当時の政府は、全国的に拡大した学園紛争を収束させるために大学管理法を制定し、紛争校を廃校にするという強制措置に踏み出した。東京大学の入学試験が一年だけであったが停止させられたのもこの時期であった。

このように金子先生が大学の責任者になられた頃は、大学は内からもまた外からも存廃の危機にさらされた大変な時期であった。当時の大学のなかでは授業再開するに当たっては、何はともあれ学生との合意をとりつけることが必要であるとされ、大衆会見や集会が何回となく開催された。金子先生の面影が脳裏にいまでも焼き付いているのは、四月の末に練馬運動場で開かれた大集会のときのことである。そのときの私はまだ一教員にすぎなかったが、集会の整備担当の責任者を命じられた。大学執行部の方針は授業再開に賛成する一般学生をできるだけ多く会場に入れ、反対派学生の入場を阻止しようとするものであった。当日は朝早くから続々と賛成派学生が集まり、定刻には運動場の中央にも設けられた演

壇で教学執行部との話し合いが開催された。だが話し合いが進行中に反対派学生が大量押し寄せ、入口に設けた関門を簡単に突破し、会場に殺到した。事態は中央演壇の教学執行部を賛成派学生が取り囲み、反対派学生の攻撃から守る形となった。両派の間で小ぜり合いがはじまり、それが段々と激しくなって小石が執行部の席まで飛んでくるという険しい状況となった。怪我人もかなり出たという情報が相次いで入った。一刻も早く「合意宣言」をしてもらいたいという切なる願いで事態の推移を見守る一方、万一の事態に備えてかねて要請していた警備当局に刻々と連絡をするといった緊迫した情勢が続いた。時間がどれほどたったか記憶が定かではないが、ようやく「合意宣言」にこぎつけ、金子先生が壇上からしゃかりした口調でこれを読み上げられた。この状況を私は望見していたが、いまでもこの時の先生の毅然たるお姿を忘れることができない。

あの時代の先生の御労苦を偲び、心からご冥福をお祈りする次第である。

(平成三年九月)

※ この記事は経済学部名誉教授、元本学常任理事土屋六郎先生の「金子先生を偲ぶ中央大学玉成会平成三年十一月三十日発行「玉成第三十八号」金子名誉会長追悼特集号第八ページ掲載記事を引用

(二) 理事長就任と学園紛争の解決について

私は、本年四月一日中央大学学長事務取扱、俗にいう学長代行を命ぜられその職についた。就任した

以上創立以来かつて経験しない深刻な学園紛争の続いている大学の難局をきりぬけ、一日も早く正常化するよう懸命の努力をいたすべきであると考え、そのための対策について、法・経・商・理工・文の五学部長や学生部長等と連日連夜協議会を重ね、何をおいても学年試験の実施、授業の開始を早急に行いたいと念願し、専ら、そのことに全力を傾けた。

学生の就職、育英資金の借受、教職課程の履修、各種国家試験受験資格の取得その他学事が正規に行われねばならないことは、大学の責任で、すでに紛争の端を発した常置委員会問題をはじめ代々木寮その他の諸問題は一応解決し学生の大部分が正規の授業開始を待望していることもあわせ考え、是非事態解決・学事の実施にふみきろうとしたのであるが複雑な学内事情がからみあって意の如くならず、そのうち五鬼上前理事長以下学校法人中央大学の全役員が紛争の責任を負って辞任され、私は五月二十四日の理・監事選考委員会で理事に、また、同月二十六日の理事会において理事長に選任せられた。

かようなわけで、私は、学校法人中央大学の経営陣の一人となり、しかもその代表者の地位に就いたため、大学に課せられている試験の実施とか授業の遂行とかいう、いわゆる学事の消化には直接立入るべきではなく、これらはすべて学長、五学部長以下教学側で専権的に計画し実施すべき事柄として私の職務の外におかれることとなった。かようなわけで、私としては、まず教学側で試験や授業を行うことを決められた場合、それらの学事が支障なく円滑に実施されるための施設その他の関係について準備など学事そのものの以外のことについて万遺憾なきを期することが私の職務となったのである。

いずれにしても紛争のおきている私立の大学が秩序を回復し正常化するためには、教学も経営も、そ

してまた職員も、さらには学生も、ともに一体化となってその実現に努力しなければならないことはいうまでもないところで、このことはわが中央大学においても全く同じで、すべての中大の大学人が心を一にして正常化をはからねばならないし、したがって私は経営者という立場におかれてはいるが、こうした一体観に力強く基礎された総合的努力によって大学の正常化を計ることに忍耐強く頑張ってきた。幸いにして、レポート方式をとらざるをえなかったとはいえ、すでに学年試験も無事終了、九月八日からは全体授業を開始することができ、一部暴力学生による授業阻止の運動が続けられてはいるが、一応軌道に乗り、正常化したというところまでたどりついたのである。

次に、このたび強行採決という異常な方法により成立した「大学の運営に関する臨時措置法」は、動揺し混乱している中でおきている学園紛争から大学を守ろうとするところに主眼をおいており、その立法措置をただ一概に大学の自治を犯し、これに干渉介入するもので、この法律が却って紛争を刺激し、紛争の解決、大学の正常化どころか紛争をより一層深化せしむるという全く逆の結果を招来するものであるとするものもいるが、しかし、現在の大学紛争は、ひろく国家的、政治的、社会的な諸問題とも関連しているところのもので、これが解決には教育制度や教育体系そのものに根本的にメスを入れ、小学校から大学にいたるまでの制度や体系そのものについて、再検討する必要があることを知るべきである。教育は、これを受ける学生をして自らの力で物事を正しく判断し批判し得られるよう十分な知識と教養とを身につけさせることに最も力点を置いて行われるべきものである。

※ この記事は中央大学玉成会会長金子文六先生中央大学玉成会昭和四十四年十一月発行「玉成第十六号」刊行のことば「理事長就任と学園紛争の解決について」の掲載記事を引用

金子先生が、昭和四十四・五年当時中央大学において職掌上の立場にあったとはいえ、長期の泥沼と化し、いつ収束できるか全く見とおしのつかない学園紛争を正常化すべく忍耐強く解決に努力し、異常事態のなかで、中央大学存廃の危機を救ったのは、天性の温厚篤実の人柄に加うるに、若き日のたゆまざる自己研鑽・研究努力と東京地方裁判所に勤務する判事の立場で領事に任ぜられ、中華民国南京日本総領事館、天津総領事館に勤務し、第二次大戦後の昭和二十年八月には総領事に任ぜられ、中国大陆の地にあって、沈着に終戦処理にかかわる外交上及び法律上の難問の処理に当たられ、これらの体験から理論に偏せず現実には流されない観点から実践と理論の統合のうえに立って、立ち塞がる難しい課題の解決をされるという不可思議な力量を発揮したものととして永久に語り継がれるところであろう。

四、そこで中央大学玉成会の創立と全日本大学野球連盟について金子先生自ら記述した回顧の記事を次に紹介する。

「還暦の「玉成会」と全日本大学野球連盟」

私は、昨年十一月の玉成会の総会に先立ち、老齢の故をもって、会長辞任の申出をした、ところが、なお任期が一年残っているのです、任期中会長の職にとどまってほしい。副会長が会長に代わって、その職務を代行するからというので、これを諒承した。したがって、今年の「玉成」の刊行のことばを書く

ことはないと思っていたところ、八月の初めに、副会長の猪股喜蔵氏から電話があつて、今年発行の「玉成」三十四号の「刊行のことば」を書いてほしい。なお、私と学生野球についても書き加えてほしい、とのことであつた。そこで、私は、今まで、しばしば記述したり語りあつたりしてきたところではあるが、最後の「刊行のことば」となるので重複はしても、玉成会創立当時のことを憶い、辿りきつたところを回顧し、私と学生野球との関係についても略記し「刊行のことば」とすることとした。

周知のとおり、わが「中央大学玉成会」が創立されたのは、私が中央大学法学部を卒業した昭和二年三月のことで、当時の会員数は、故朝川伸夫、故小倉俊夫君等数名に過ぎなかった。ところが、その後次第に会員数も増加し、室員及び答案練習会員数を合計すると、三百名以上の多数にのぼり、合格者も二十七名に達した年もあるに至つた。そして既に司法試験に合格した先輩会員は六百数十名を数え、法曹会は勿論、政界、学界その他社会の各方面に亘り目覚しい活躍を続け、わが国家社会のために大きく寄与貢献をしている。かようなわけで玉成会創立当時のことを憶いおくと、文字通り感慨無量、胸に迫るものがある。

創立者は、故磯部常治・杉村傳・鈴木清丞の三弁護士と私の四人で、法曹を志して中央大学に学び在學生や卒業生に対し、司法試験に合格しうるよう指導援助し、更に合格した会員は、後輩の受験者会員を指導援助することとし、初代会長に中央大学教授で大学の常任監事をしていた天野徳也先生になつていただいた。先生は、本会に「玉成会」という会名をつけられ、「玉成」とは「艱難汝を玉にする」という意味であると教えられ、また、中央大学総長林頼三郎先生は、玉成会のために「溫其如玉」という

揮毫をして下さったので、玉成会はこれを表装して横額とし、研究室に掲げ、日夜これを仰いで教訓と
している。なおまた天野徳也先生は、「本会会員は、清く、正しく、明るく、直に学徳の自己創造に励
み、太陽の如く、常に、明朗であるように努むべきであるとも教えられた。先生の示された、この自己
完成の指導理念は、わが玉成会員の全人格的指導理念として、玉成会員の間に深く浸透し、受け継がれ、
脈々として生き、伝えられている。

かくして、既に試験に合格した先輩会員相互の間においても、受験勉強中の後輩会員相互の間におい
ても、それぞれ、この指導理念を基調として互いに切磋琢磨している。なおまた、先輩会員は、後輩会
員の指導援助に種々検討工夫を加え、多大の成果をあげ得るよう懸命の努力を続けている次第である。
以上のとおりで、わが玉成会は中央大学の多摩移転という飛躍的發展にあやかるよう、更に、一層充
実発展し実り多きものになるよう祈念している。

次に、私と学生野球との関係についてであるが、私は、昭和二十六年中央大学野球部の部長に選任さ
れ、東都大学野球連盟の常任理事、理事長になったり、日本学生野球協会の常任理事となったりしたが、
昭和四十四年五月中央大学理事長・総長職務代行に選ばれ、大学の責任者となったので、野球部長を辞
任した。ところが、昭和四十九年五月全日本野球連盟会長、日本学生野球協会の副会長に選任せられ、
昭和五十九年五月、既に八十歳を超える老齢に達したことを理由に、この会長・副会長を辞任し、爾来、
全日本大学野球連盟の顧問と、日本学生野球協会の審査室委員となって今日に至っている。

日本の学生野球を規制しているのは、「日本学生野球憲章」で、憲章は、更にこれを誠実に執行する

ため、日本学生野球協会を設け、その傘下に「全日本大学野球連盟」と「日本高等学校野球連盟」を置いてこれを管理している。全日本大学野球連盟は、毎年全日本大学野球選手権大会と日・米大学野球選手権大会との二つの大会を実施しており、前者はその年の日本の大学野球の覇権獲得を目ざして試合をするもので、後者は、その年の日米の大学野球の覇者を中心として編成した日・米大学野球チームが試合し勝敗を争うものである。日・米大学野球世界選手権大会は、昭和四十七年に開始され、日米両国交互に開催されており、日米両国の大学野球の振興をはかり、野球を通して両国及び両国民の友好親善を深める上に大きく貢献している。さらに、一般の関心も年毎に深まり、マスコミの報道も盛んで、既に、両国民の間に完全に定着している。私は、全日本大学野球連盟会長として、その在任中これらの野球大会の組織委員長兼大会会長として、その運営管理に当たっていた。

中央大学玉成会昭和六十二年十一月「玉成」三十四号「玉成のとびら」

玉成会会長 金子文六「刊行のことば」掲載記事を引用

中央大学名誉教授 法学博士 金子文六先生略歴

明治三五年（一九〇二年）	九月 六日	山梨県塩山市に生まれる
大正一五年（一九二六年）	二月	高等試験司法科合格
昭和二年（一九二七年）	二月	中央大学に玉成会研究室を創立
同 年	三月	中央大学英法科卒業
同 年	五月	司法官試験補拝命
昭和三年（一九二八年）	二月	東京地方裁判所・同区裁判所・同検事局で実務修習
昭和四年（一九二九年）	二月	判事に任ぜられる
昭和五年（一九三〇年）	二月	福島地方裁判所勤務
昭和七年（一九三二年）	五月	仙台地方裁判所勤務
昭和八年（一九三三年）	六月	司法研究員を命ぜられる
昭和一〇年（一九三五年）	四月	横浜地方裁判所勤務
昭和一一年（一九三六年）	六月	東洋大学講師
昭和一二年（一九三七年）	六月	東京地方裁判所勤務
昭和一四年	九月	東洋大学講師辞任
昭和一四年（一九三九年）	九月	領事に任ぜられる
昭和一七年（一九四二年）	五月	中華民国南京日本総領事館勤務
昭和二〇年（一九四五年）	八月	中華民国天津日本総領事館勤務
昭和二二年（一九四六年）	九月	総領事に任ぜられる
		判事に補せられる
		東京地方裁判所勤務

昭和三年（一九四七年）	三月	東京控訴院勤務
同年	四月	東京控訴院部長判事辞職
同年	一〇月	中央大学法学部講師
昭和三年（一九四八年）	四月	弁護士（第一東京弁護士会）登録 第四四四五号
昭和四年（一九四九年）	四月	中央大学法学部教授
昭和五年（一九五〇年）	五月	東洋大学講師
昭和六年（一九五一年）	四月	日本民事訴訟法学会理事に就任
昭和七年（一九五二年）	四月	中央大学評議員（昭和四七年五月まで）
昭和八年（一九五三年）	三月	日本学術会議関東地方区選挙管理委員会委員
同年	八月	中央商科短期大学講師辞任
昭和九年（一九五四年）	五月	東洋大学講師辞任
同年	十一月	東都大学野球連盟理事・常任理事（昭和四四年五月まで）
昭和三年（一九五八年）	二月	中央大学玉成会会長（昭和六二年一〇月まで三三年間継続）
		同名誉会長就任（終身生涯 平成三年五月二五日まで）
		全日本大学野球連盟理事
		財団法人日本学生野球協会評議員・理事
		東都大学野球連盟理事長
昭和三七年（一九六二年）	三月	法学博士の学位を授与せられる
同年	四月	イタリア国ヴェネチアで開かれた第二回国際民事訴訟法学会ならびに西ドイツ
昭和三九年（一九六四年）	二月	国西ベルリン市で開かれた民事訴訟法会議に日本国代表として出席
昭和四一年（一九六六年）	一月	全日本大学野球連盟常任理事
		中央大学附属高等学校校長兼任を命ぜられる

同 年	七月	最高裁判所一般規則制定委員会委員を命ぜられる
昭和四四年（一九六九年）	四月	中央大学学長取扱を命ぜられる
同 年	五月	願により中央大学学長取扱及び中央大学附属高等学校長の職を解かれる
同 年	四月	学校法人中央大学理事、理事長に選任される
同 年	六月	同 総長職務代行に選任される
同 年	六月	私立大学連盟理事、常任理事ならびに大学協会評議員に選任される（昭和四七年五月まで）
昭和四七年（一九七二年）	一月	昭和四七年度日米野球世界選手権大会運営委員
同 年	一月	アマチュア野球国際委員会委員
同 年		社会人野球連盟連絡委員
同 年	三月	日本公証法学会監事
同 年		明治神宮野球場専門委員
同 年	五月	中央大学理事長・理事長任期満了により退任、同時に総長職務代行を辞任
同 年	六月	中央大学学生会法曹会顧問就任
同 年	七月	日米大学野球世界選手権大会日本選手団副団長
昭和四八年（一九七三年）	一月	日米大学野球世界選手権大会最高委員会委員
同 年	三月	中央大学教授を定年退職
同 年	四月	中央大学名誉教授の称号を授与される
同 年	一月	勲二等旭日重光章受章
平成 三年（一九九一年）	五月	二五日 神奈川県大磯町東町で死去（享年八八歳） （中郡大磯町東町二丁目一二六 金子浩通）遺族先
同 年	六月	叙位 従四位に叙せられる

菊地養之輔の足跡

日野 市朗

菊地養之輔先生は、宮城県名取郡玉浦村の出身である。

出生は明治三二年で、昭和五八年一月五日没した。

先生は、農家に生まれ、高等小学校卒業後、代用教員となり、準教員となったが、文学を志し上京。教員として勤めながら、勉学に励んだ。このころ、東京から郷里まで、徒歩旅行をし、「徒歩一百里」なる旅行記を、地元新聞である河北新報に書いている。

その後、中央大学の門をくぐり、大正一〇年、弁護士試験に合格した。

先生は、仙台市で弁護士を開業したが、正義感の強い先生は、政治に強い関心を持ち、政治研究会に参加して、その有力メンバーとして政治活動を行うようになった。

はじめは、戦前の労農党や日本農民組合といった左翼政治団体の顧問弁護士として、小作争議や、労働争議の弁護にあたっていたが、昭和四年には、宮城大衆党の結成に当ってその中心的役割をはたし、その委員長に就任することになった。

以後、先生は左翼無産運動の道を、ひたすら突っ走ることになる。左翼無産運動に対する弾圧に厳しい時代のこととて、弾圧に抵抗しながらの運動は、容易なものではなかったと思われる。

弁護士の仕事から、収入は得ていたとしても、経済的にも、容易ではなかったようだ。先生の後日談によれば、何度か破産申し立てを受けたとのことであるが、どうやってその苦境を乗り越えられたのかは、先生は語らなかった。恐らくは、政敵などによる、意図的なものだったのだろう。

先生はのちに衆議院議員を長く勤めることになるが、最初の選挙は、惨憺たるものだったらしい。

モノの本によれば、選挙ポスターは、古新聞に赤インクで名前を書き、演説は弁士注意中止を連発され、運動員は警察に追い回され、目ぼしい運動員は、検束されるといった状態だったようだ。結果は、得票僅か一四六二票で、供託金は没収の憂き目をみたとある。

しかし、先生は屈することを知らなかった。

このような中で、宮城県議会議員を二期勤め、やがて昭和一二年、みごとに衆議院議員に当選するのである。このとき、党はローカル政党が統合した社会大衆党になっており、先生はその宮城県連合会の会長だった。弾圧の厳しい中で終戦まで二期当選というのは、立派というしかない。

終戦になって、日本社会党が結成されてから、先生は社会党の宮城県連合会長となり、衆議院議員として活躍された。当選六回、在職一五年七月に及ぶ。

この間の政治家としての経歴は、書き切れないから、割愛する。

このように政治に情熱をそそいだ先生だったが、弁護士の仕事も、ちゃんとやっていた。弁護士歴五年、仙台弁護士会会長、東北弁護士連合会会長、日本弁護士連合会副会長といった要職もきちんとこなした。

じつは、以上書いたことの多くは、資料による。何しろ先生は、大先輩すぎて私の知る先生の姿というのは、私が弁護士になってからのものが殆どと言っていい。そこで、私の見た菊地養之輔像を書いておこう。

先生はズングリ型であって、当時の人としてはかなりの巨体だった。冗談好きで、よく笑った。そして笑うとその楽しい雰囲気が、その身体から放散された。とてもその昔の闘士ぶりなど、想像も出来なといった人だった。晩年の先生は、好々爺だったのである。

人の面倒見もよかった。司法修習生だった私や友人など、先輩法曹の集まる席に誘って頂いたことなど、まことに有り難い思い出である。

文学に志を寄せた、青春の日々の夢も、先生には断ち難いものだったようだ。先生は終身、文学に意欲を見せていた。先生は俳句を愛し、多くの作品を残している俳人である。俳号は「一路」。

先生は各方面で、いろいろのいい仕事をし、人々に愛された。

勲二等瑞宝章を受け、仙台市名誉市民、名取市（旧玉浦村）名誉市民である。

木戸口久治先生と中大法曹

学会会副会長・
玉成会支部会員

安原 正之

「中大法曹」創立五〇周年記念特集号に中大法曹の発展に貢献された先輩の業績を掲載することになり、私はそのお一人として木戸口久治先生のプロフィールを紹介することになった。

手元に保存している既刊の「中大法曹」一六冊程を紐といて、木戸口久治先生ご自身の寄稿五点を読み返してみた。年代順で云うと、一九七七年四月刊行「中大法曹」第四号の先生の基本規定検討委員としての「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会報告」、八一年五月刊行第六号の中大法曹幹事長としての「刊行のことば」、八三年五月刊行第八号の最高裁判所判事としての「一年を回顧して――裁判官の生活――」、九二年五月刊行第一三号の第一八代幹事長としての「中大法曹会四〇周年を回顧して・特に基本規定検討委員会に関連して」、九三年五月刊行第一四号の学校法人中央大学理事としての「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）改正問題について」である。

これらの寄稿は、木戸口久治先生が、多忙な弁護士業務、弁護士会務を遂行される傍ら、中大法曹会の幹事、常任幹事、幹事長として、或いは中央大学の評議員、理事として、或いは最高裁判所判事の立場で、それぞれの職責を懸命に尽されてこられた経過を如実に語られたものである。これらを通読すると、木戸口久治先生が、中大法曹創立以来、中大法曹会ひいては中央大学に如何に多くの業績を残され

て来たかが、自から明らかとなる。私はこれらの木戸口久治先生ご自身の寄稿の要旨を紹介することで、先生のプロフィールを明確にしたいと考えます。

木戸口久治先生は、昭和四九年四月中央大学基本規定検討委員に選任されて、谷村唯一郎先生ら一二名の法曹会出身委員の一人として審議に参画されることになったが、同年五月からは第一二代松井宣幹事長の下で中大法曹事務局長として法曹会の事務に専念されることとなり、昭和四九年七月大学問題特別委員会が中心となってとりまとめた法曹会意見書の実現の活動の先鋒的役割を担っておられた。

第四号「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会報告」は、こうした先生の立場から書かれたもので、（一）総長と学長との関係に関する事項、（二）役員に関する事項、（三）評議員に関する事項等多項目につき、法曹会、教員、国会白門会、南甲倶楽部、学員体育会、白門婦人会、会計人会、職員の各グループの意向を集約し、報告しておられる。総長の存続・廃止の意見、理事定員を一五名以内に改め、職務上の理事に学部長、事務局長を加えることの可否、選任評議員の構成を教職員たる評議員とそれ以外の学員評議員と同数にすることの可否など、法曹会ら学員グループと教職員グループの対立する意見を如何に調整し、教学側と学員側との友好的雰囲気を持し対立関係を解消していくか、基本規定改正作業のかかえる課題を詳細に報告し、法曹会会員の理解を求めているものであります。

第六号「刊行のことば」では、中央大学が、その百年の大計として多摩校地に東洋一を誇る教学施設を建設し、春日町校地にも理工学部校舎を増改築して教学施設充実計画をほぼ完遂した時期に、昭和五年度・五六年度一八代幹事長に就任された木戸口久治先生は、大学が今後充実した教学施設を最大限

に活用して大学の使命である研究、教育内容を充実強化することを願う教学側に対し、その自覚と一大奮起を促しておられる。一方中大法曹会としては、従来から数次に亘り、大学に提言してきた中央大学の法学教育、等特別教育の充実を求め、「中央大学における法学教育の現状」と題する座談会を催し、大学当局から担当責任者の意見を聞き、法曹会側からの意見、希望を開陳する場を設けて法職等特別教育の実施についての隘路を克服し、「法科の中央」の伝統を守りぬく熱意を教学側と学生側に期待しておられる。また、記念事業の一環として駿河台に地下二階、地上一〇階程度の一〇〇周年会館を建設し、そのうち三階程度を法職等特別教育の場に、その一階程度を公認会計士等特別教育の場として確保し、他は大学の都心における拠点としての会議室、事務室、中央大学学会の本部、事務局、国際交流センターの本部、事務局、会議室等として使用することを提案し、この駿河台における法職特別教育は専門課程二ヶ年という学校教育法の修学年限を補完し、司法試験等受験に必要と思われる専門課程三年ないし四年の教育を施すことが期待され、他大学における法職特別教育、法学特別ゼミ、或いはいわゆる受験予備校における司法試験講座とは異なった高度にして一貫性ある特別教育の場としたい、そのため法人直属の機関とし、本学教員に限らず他大学の有名講師をも招待して教育内容の充実に努めまたその待遇についても特別の配慮を行なうことを今から研究すべきである旨提言しておられる。

第八号の最高裁判所判事として「一年を回顧して―裁判官の生活―」では、木戸口先生は第二東京弁護士会会長、日弁連副会長の任期終了間もない昭和五七年四月在野法曹出身の最高裁判所判事に任命されたが就任一年を経過した折の心境を次のように述べておられる。

私は裁判官としての経験もなく、また学問的業績もない。私にあるのはただ三五年に及ぶ弁護士としての経験のみである。しかし、考えてみれば、従来から最高裁判事には、裁判経験豊かな裁判官出身者、法務、檢察業務に堪能な檢察官出身者、法学の蘊奥^{うんのう}を極めた学者出身者及び法制実務に経験の深い学識経験者に、在野法曹として経験を積んだ弁護士出身者を配して任命し、最高裁が広く法曹各分野の意見を、裁判の上に公正に反映させようような構成を採ってきた経緯にかんがみると、弁護士経験というものが貴重な要素であることに思いついたり、その任務と責任の重大性を深く肝に銘じつつ、身の引きしまる思いでこれをお受けすることにした次第である。

最高裁に入って最も感じたことは、裁判官がすべて紳士で、礼儀正しく、親切なことであった。最高裁の機構や内部事情、殊に上告事件処理の方法について全く知識のない新任裁判官である私に対し、同じ小法廷の裁判官自ら、あるいは調査官、書記官などを通じて、実に懇切丁寧な指導、助言を受けた。

しかし、一方裁判官としての立場からは、他の前任裁判官と全く同等の待遇を受け、事件処理に当たっては互に自由闊達に自分の意見を述べる雰囲気があって、他の裁判官から何らかの制肘を受けるようなことは一切ない。そして特定の裁判長という制度はなく、主任事件の担当裁判官が、その事件の裁判長をとめる仕組みになっている。最高裁では下級審と異なり、判決理由を一つにまとめる必要はないので、多数意見に賛成できないときは反対意見を、多数意見を補足する必要があると思うとき

は補足意見を開陳することになる。

私は在野法曹出身であるから基本的人権擁護を根幹とした在野的感覚と、一般的社会常識に基づき、原判決や多数意見に疑問を呈し、あるいは反対意見を述べる場合が多い。そして審議の場で充分論議をつくし、正すべきところは正し、間違っているところは改めるが、なお納得のいかないところは反対意見として、あるいは補足意見として表明する。

審議の場においては、自分の意見が自由に、かつ闊達に開陳できることである。ここでは弁護士として、生きた社会を見て来たことが大いに役立つ。審議においては、先任裁判官も、キャリア裁判官出身の裁判官も、学者出身の裁判官も、全く対等な立場で、何の遠慮もなく発言する。互に白熱した論議をかわすのでストレスが一举に解消し、仕事への情熱も湧いてくる。私はこの審議における論議が自分の健康を支える重要な要素になっていると考えている。

ところで、わが中央大学においては、これまで谷村唯一郎、五鬼上堅盤、柏原語六、大塚喜一郎、塚本重頼の諸先生を最高裁に送っている。これらの諸先生は、その学殖においても、能力、識見においても真に最高裁判事にふさわしい方々であり、わが大学の声価を高めるに大いに貢献せられたことは、まことに敬服にたえない。

私も中大の出身者として、この先輩の遺された光輝ある伝統を受継ぐ機会に恵まれたことを大学人として喜ばしく思っている。この上は健康に留意し、ますます研鑽に励み、大学の名誉を汚さないよう最善の努力を傾けるとともに、来るべき本学出身の裁判官に、この伝統を引継ぎたいと願っている。

る。

と述べておられる。

まさに、木戸口久治先生の力量、弁護士出身の最高裁判所判事としての心意気、さらに中大出身の法曹としての愛校の精神の発露躍如たるものがあり、後進として畏敬の念を禁じ得ない。

第三号「中大法曹四〇周年を回顧して、特に基本規定検討委員会に関連して」では、木戸口久治先生の高等試験司法科試験合格から、中大学員会、中大法曹会との係り、基本規定検討委員会に対する思い入れなどについて、ご自身が要約紹介されておられるので、引用させていただきます。

一 私は昭和一六年に当時の高等試験司法科試験に合格し、翌一七年中大法学部を卒業して司法官試験に採用されたが、修習半ばにして召集を受け、昭和二年の復員まで約四年間を戦地で過ごした。昭和三年一月弁護士を登録してからは受験勉強時代にお世話になった玉成会研究室の恩顧に報いるため、屢々研究室を訪れ、勉学中の後輩会員の指導に当たったり、相談相手となった。

二 その後昭和三四年度玉成会研究室内の理事長（第五代）に選ばれ、また新生「中大法曹会」創立以来その幹事又は常任幹事として中大法曹会と共に歩んできた。昭和三六年七月から中大学員会協議員に選ばれたが、これを契機として昭和四五年五月から学研委員長に、同四六年五月から中央大学選任評議員に、同四八年五月から中大学員会幹事に、同五二年七月から同常任幹事に選ばれりと

いうように、当時多忙な弁護士業務と、弁護士会務の傍ら、だんだん中央大学、中大学員会、中大法曹会等の仕事に肩入れするようになった。

三 私 が最も中大法曹会の仕事に専念したのは、昭和四九年五月から、松井幹事長の下で事務局長を勤めたときからである。当時中央大学においては、基本規定の抜本的改正の検討を行っており、同委員会小委員会の要約した検討事項について、わが法曹会をはじめ、南甲倶楽部、学員体育会、国会白門会等の有力支部並びに教職員側に対し意見書の提出を求めてきた。その要旨は、①現行総長制を廃止するか否か、②各学部長及び事務局長を職務上の理事とするか、否か、③現行の評議員の定数を二〇〇名から一〇〇名に減員し、教学側評議員と学員側評議員とを同数にするか否か、ということが主たるものであった。法曹会においてはこれを大学問題特別委員会に附議し、連日討議検討を重ねた結果、昭和四九年七月、意見書を取りまとめ、大学の基本規定検討委員会に提出した。〔中大法曹〕第三号大学問題特別委員会報告書参照）さらに検討委員会の招請に応じ、同年七月一六日、聴聞会に出席して意見の要旨を詳細に説明した。その後、南甲倶楽部、学員体育会、国会白門会等からも法曹会と殆ど同趣旨の意見書が提出され、これに反対する教学側の意見と真向から対立した。私は法曹会の意見書を取りまとめ、検討委員会に提出する直前の昭和四九年四月に基本規定検討委員会委員に選任されたので、その後は検討委員会委員の一人として法曹会の掲出した意見書の趣旨を他の委員にも徹底させ、法曹会の意見が採択されることに努力した。

四 検討委員会に於ける聴聞会は昭和五一年一二月まで続けられたが、学員側と教学側との意見が対

立したままで意見の一致が見られなかったため、向江委員の提唱により、学员側と教学側よりそれぞれ七名宛の委員を選出し、懇談会形式で意見の調整を図ることとなり、私も法曹会を代表してその一人に加わった。懇談会は約一年にわたって続けられ、結局教学側が学员側の意見に歩み寄る形で妥協がはかられ、昭和五二年二月一三日までに、①総長制は存置する。しかし、原則として中央大学教授のなから選考する。②各学部長の職務上理事制は認めないが、各学部の推薦する教授一人を理事に選任する。事務局長の職務上理事制は認める。③評議員の定数は現行どおり二〇〇名とし、学员側と教学側との同数説は採らない。④総長の被選資格につき評議員会決議を以て「総長は原則として中央大学教授のなから選考するものとする」旨の附帯決議を行う、との結論に達し、これを本委員会に報告し、本委員会も懇談会報告の趣旨を踏襲した答申書を昭和五三年四月二十四日理事長宛に提出し、同年七月一六日の評議員会において現行基本規定が議決され、同年九月二七日文部省の認可により施行された。

五 この基本規定（寄附行為）改正作業は昭和四四年一月六日、当時の金子文六理事長の諮問に答えるため検討委員会が設立され、以来昭和五三年七月一六日の評議員会における議決まで約一〇年の歳月を費し、教学側と学员側の叡知を結集して行われたものであったが、根本的には教学側と学员側との認識の相違から、重要な事項について妥協を余儀なくされた。私はこの検討委員会の後半に至って委員の一人に加えられたのであったが法曹会の意見を代弁する形で大いに発言し、ほぼ法曹会の意見書の趣旨を貫いた。私にとって大変貴重な経験であったし、当時の学员側委員は現在殆

ど故人になられたので若干煩雑にわたるのをいとわず、書きとめておくことにした。

六 私はこの基本規定改正作業を終わった昭和五三年五月から中央大学理事に選任され、同五六年五月まで在任したが、まだ任期中中の昭和五五年五月から大西保幹事長の後を受けて法曹会幹事長に就任した。しかし私は大学理事としての業務もあつた関係上、幹事長の職に専念することはできず、専ら大学の多摩校地移転後の駿河台の旧大学開館跡地に創立一〇〇周年の記念開館を建設し、その三階程度を法職等特別教育の場に、また、その一階程度を公認会計士等特別教育の場として確保すべく奔走した。法曹会の仕事としては大学より学長、常任理事、法学部長を招いて「中央大学における法学教育の現状と展望」のテーマで座談会を催したこと、大学及び学員会に対する推薦人事について執行部と充分打合せを行い、これを推進したほか、一般の議事、行事については副幹事長、事務局長らの執行部に一任し、格別取上げるような業績を残さなかったと記憶する。

第一四号の「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）改正問題について」は、木戸口久治先生が平成二年五月、二度目の中央大学理事に就任され、昭和四九年四月以来関与されて来られた中央大学基本規定検討委員会の殆どの委員が故人となられた平成五年一月の時点で、昭和四四年一月発足以来の基本規定検討委員会の経過と内容を中大法曹会員に伝えその精神が次の委員に引継がれることを願われて書かれたのであります。

その詳細は、第一六号を一読願うことにして、検討委員会でも最大の論点となった総長制度は、改正前

の基本規定第四条二項に「総長は教学に関する事項を主催し」とあった部分を削除し、「総長はこの法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する」と改めて存置する改正が昭和五三年七月の評議員で可決され、同時に「総長は原則として中央大学教授の中から選考する」との附帯決議がなされて決着を見た。

しかし総長候補者の推薦は当時、教学側において学内の意思統一が円滑を欠いていた事情もあって、具体的候補者について一致した結論を得ることができず推移し、一二年余を沿た平成二年十一月教学側より総長候補者として既に学長に当選されていた高木友之助文学部教授が推薦され、総長選考委員会の議を経て理事会で選任され、学長を兼ねた総長が実現したことが述べられている。

ところが、平成三年五月の評議員会で、現行基本規定による総長の選任方法についての質問・提言、評議員の定数、選任方法、活性化等についての提言がなされた。これらを受けて理事会は平成三年一月理事会内に基本規定検討懇談会を設置し、当時の山本清二郎理事長より「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に関する問題を摘出、整理し、理事会として措置すべき方策について」具申を求める諮問があった。

木戸口久治先生はこの懇談会の座長として、平成四年一月二〇日より同年二月二六日まで一〇回の懇談会を開催し、同年二月二六日その具申書を山本理事長に提出した。（この具申書は平成五年一月各評議員にも送付されている。）

検討懇談会において摘出、整理された事項は①総長制度について、②理事、監事制度について、③評

議員会制度について、④研究所について、⑤収益事業について、⑥文部省の指摘事項についてと多岐にわたるが、懇談会の任務は、基本規定に内在する全ての問題点を洗い出し、検討委員会と同じように議論することまでは必要でなく、「基本的に取組むべき問題点を摘出し、それをどのようにに取り扱うべきかを審議し、理事会に報告することにあるとの認識のもとに、これらの問題について理事会として如何なる方策を講ずることが相当であるかの意見を具申するにとどめた。」と報告されている。

木戸口久治先生が再三に亘たり、中央大学基本規定検討委員会について寄稿しておられるのは、先生が昭和四九年以来同委員会委員として法曹会・学会のメンバーとして参画された長年の経験から、中央大学基本規定の持つ重要性について、肌身をもって実感されているからに外ならず、後進として先生のお気持ちを承継し、中大法学会、中央大学の発展につなげたいと願うものであります。

父 五鬼上堅磐

坂本 福子

父は、明治三〇年一月一日生まれ。いわば、戦前から戦時中に育った人間である。三重県出身であるが、三重と言っても和歌山に近い紀南の場所である。父の父は神主であった。元々、奈良の善鬼山と言うところで、代々の神主として過ごしてきたようである。この五鬼上と言う姓もそこから来ている。だから、今でもこの善鬼山の付近には「五鬼」と言う字が被さる姓が多いといわれる。五鬼次とか、五鬼下、等

父は、一人兄弟の長男、本来的には、代々の神主を継ぐのが正当なのであろうが、結局、父の父の代で、神主には終止符を打ったようである。おそらく神主という仕事では、生活が立っていかなかったのではなかったのではなからうか？この辺については、私は、誰からも説明を受けたことはない。私の推測である。しかし、父が、学校に通ったのは、小学校と最終的な中央大学だけである。しかも、中央大学は夜間であり、そして中退である。中央大学の通学中弁護士試験に受かったため、途中で大学を辞め、弁護士を開業したという。従って、小学校以後は、専検で全部通った来たと言うことである。この専検をとり、一六歳で代用教員となり、数年、小学校の教員をした。こうして数多い兄弟の長男として、家系を助けてきたようである。

その後東京に出、働きながら、中央大学に通い、弁護士試験を通ったのである。現在とは、社会状況が異なり、戦後に育った方達には、想像もつかない社会かもしれない。

私は、三番目の娘、七歳年上の兄と、五歳年上の姉を持つ。そして、一四歳年下の妹がいる。私は、家庭での父しか知らない。父は、家では、仕事の話をしない人であった。

父は、終戦まで弁護士であった。私が、終戦を迎えたのは、中学一年であった。戦争が激しくなるまで、父の事務所には、何度か連れて行って貰うことがあった。しかし、弁護士というのが、どんな仕事をしているのかと言うことは、全く解らなかった。母に言わせると、父は、本当に子煩悩だったという。戦争が激しくなるまでは、毎年夏には、母とともに、子供達を、避暑に連れて行ってくれた。

母は、結婚当初の生活の厳しさを言うことがあったが、少なくとも、家族ずれで、避暑に行くことは、今思うと、弁護士の仕事は、一応まあまあであったのであろう。

私は、子供のころは、所謂お転婆娘だった。そんな私を捕まえて、「この子は、女弁護士にする」とよく言っていた。私は、弁護士が、なんたるかも全く解らなかったし、弁護士という言葉が、気に入らなくて、そのたびに、「絶対に弁護士にはならない」と思った。当時としては、女性が、弁護士になるなどと言うことは、通常考えられぬことであつたであろう。女性は、結婚して、「いい家庭を作る」と言うのが、女性に対する教育であつた。だから、私も良く「大きくなったら、軍人さんのお嫁さんになる」と言ったものだ。当時の、職業としては、軍人が、社会的にもてはやされていたのだから……女性は、従順あれ、というのが、社会的常識であつたが、所謂お転婆娘の私に、父は、一言も怒ったことは

なかった。むしろ七歳年上の兄からは、「おまえは、嫁の貰い手がないぞ」などと言われたことは、思ひ出す。

今考えると、戦争時代の我が家は、家父長制の確立した家庭ではなかったのだろう。父は、酒好きだったし、私は、父の傍で酒のつまみを食べるのが嬉しかった。食事も、父が先、と言うことはなかった。戦後は、食べ物豊富になってきたところから、子供達をつれて、美味しい食べ物と言って、有名な、お寿司屋さん、お蕎麦屋さんなどに連れて行ってくれた。

戦後、法曹一元ということで、父は、弁護士から、司法省（当時）の秘書課長となった。秘書課長になるには、いきなりなれないと言うことで、大審院検事（現最高検検事）に名目だけになった。確か一週間ぐらいその名目であった。司法省の秘書課長を経、最高裁の事務次長、そして、事務総長となった。事務総長時代は長かったように思う。その後、名古屋高裁長官、大坂高裁長官を経、最高裁の裁判官となった。従って、最高裁の裁判官になるまでは、所謂裁判所の行政畑を歩いてきたのだ。

私が、弁護士になったのは、矢張り、父の影響があったともいえよう。幼い私に「この子は、弁護士に」と言ったのは、本気だったかどうか解らない。そんなことは、軽く聞き流していたが、父は、私が高校の時、酒の相手をさせながら、「女も経済力を持たなかったら惨めだよ」と言った。その時の言葉は、「お母さんを見て御覧、お父さんがもってくるお金で生活しているだろう。もってこなくなったらどうする？」この言葉は、人間が、自立して生きていくもの、ということを教え込まれた思いである。当時私は、日本女子大の付属高校に通っていた。何となく、働いて生きていこうとは思っていたが、も

う少し、専門的な仕事を、と考え出した。

日本女子大に通ったもののそのことが、心に残り、一年通って、二年目になるとき、中央大学が編入者を募集していたのに応募して、入学した。法律家として、歩むために、

おそらく、父は、自分で歩んできた、生活を支えるための経済力ということの必要性を感じていたのだろう。

その後私は弁護士になり、自由法曹団に加入し、父の考えとは、異なる道を歩んできた。しかし、親と子という通常の繋がりが、つき合いは、続いた。但し、お互いに仕事の話等は、しなかった。

父が、最高裁判官を辞めてから、毎日新聞で、「父と娘」という連載があった。この記事は、お互いに考えが違う父と娘の連載であった。父と私の記事の時、その最後で、「若い者は、若い者で、その信ずる道を行くことは、幸せだと思う」といつていた。

父は、食道癌で死んだが、「もうダメ」と解ってからの入院の時、苦しい声の下で、居合わせた私と私の夫に、「君たちのことは、安心していい」と言っていた。自分の生き方をしっかりと見つめて、それなりに生きて欲しいというのが、子供に対する、父の思いであつたろう。

亡父喜八郎を偲う

中央大学名誉教授・法学博士
日本学術会議会員・弁護士

高窪 利一

昭和三十七年春、軽井沢町信濃追分に小さな仕事小屋を建て、ハイヤーで年老いた父を招いた宴席で、「まあ、頑張れや」と喜んで微笑んだ翌三八年の元旦に、風邪から肺を病んで、父は逝った。享年九十一歳、小生が助教授になって四年目、処女作「手形法小切手法（法律学三〇講）」（文久書休）も公刊され、先行きに「安心して、眠りについたのであろう。その年の十一月に、生れ変りのように、長男統（ハジメ）（現中央大学理工学部助教授）が誕生したのも、不思議な縁ではある。

私は、亡父が五八歳の時、しかも庶子として出生し、後に、嫡男として、高窪家を継ぐこととなったのであって、亡父と日々起居を共にしたのは、府立一中入学から、太平洋戦争終結（私たちは「終戦」と呼んでいる）後にわたる大宮での生活、中央大学進学から結婚・独立にいたる間の神田駿河台旧法律評論社事務所における生活（その間十三年）に限られており、丁度小生の齡（七十一才）より以前の父については、余り知るところがなかった。そうかといって、亡父の若き日をよく知っておられた方々（花井卓蔵、岩田宙造、松本丞治、田中耕太郎、長谷川如是閑といった諸先生）はすでに世になく、私の手もとにある「高窪回想記」（米寿祝いの時に皆さんにお配りした簡単な自伝）と、亡父から伝え聞いたことが、唯一の手掛りである。

亡父は、明治六年八月十日、埼玉県蕨町で二代にわたって盛業を続けた裕福な薬問屋（住吉屋）の息子として生をうけたが、祖父宗吉が米相場にのめりこんで、亡父が五歳の時に倒産し、祖父母は離婚、東京蛸殻町で、貧しいが明るい生活を送ることになる（祖父の後妻に非常にかわいがられた）。小学校にも入らず、九歳の時に木挽町の薬屋に年季奉公しながら、新聞や借りた教科書で字を覚え、漢和辞典で新聞雑誌を読み、中学の算数教科書を買って自習し、得意先まわりの中で耳学問で見聞を広めた。何と、十三歳の時、在野法曹になろうと決意し、まず、「高等普通学会」（辰見小次郎氏主宰）の通信教育で、英・数・漢・地歴・理化・倫理・心理・論理入門・哲学階梯等教養を深め、英語も、同講座の自習書で力をつけたという。そして、亡父の人生に決定的契機を齎したのは、亡父十七歳の年の三月十一日に大日本帝国憲法（旧憲法）が發布されたことで、何とか亡父を盛り立て、蕨町に住吉屋薬店を再興しようと迫る曾ての七人の番頭衆（それぞれ東京で薬屋を開業しており、薬屋への年季奉公も彼等の世話であった）の説得を振り切り、憲法発布の当夜主家を出奔し、敢えて、法治国家における法曹を目指して、苦学生生活に入ってしまったのである。新聞売り子、ふき豆屋、宿屋の権助、そして、二十五菩薩踊りの興行の賄い（これも興行失敗で夜逃げ）と苦労を重ね、一度は、番頭七人衆の一人柴原薬店に若衆としての勤めを強いられたものの、十八歳になるや、再び主家を出奔、祖父と前妻の復縁を機に、蛸殻町米市場付近に小さな薬屋を開業して生活の安定を得るとともに、その二階の大広間で祖父が開いたやみの仲買取引の手伝いもして、そこでの体験が、後に東京帝大法学部から博士学位を得た論文「取引所法を論ず」の発想のもととなったという実懷は興味深い。

この頃から、亡父は、本郷の高等中学（後の一高）入学を目指して（当時は学歴を問わず実力があれば入学できたそうである）、独学を続ける。その間非常に影響を受けたのは、深川の「千英英語学校」の校長でアメリカ帰りの小関忠太郎氏であった。毎晩七時から二時間同氏の指導のもと、一年間に沿って、漢籍十八史略全巻、日本政記全巻を完読し、他に、日本外史、文章軌範を独修し、学問が面白くなってきたが、プラクティカル・イングリッシュには、かなり苦勞したようである。しかし、スイントンの万国史や米国版の世界地理書などの通読を通して、楽しみながら学問をすることを覚え、西欧文化を学ぶことを決意したという。また、神田猿樂町の東京数学院で、クライブやヘイスティングなどの伝記、スマイルの自叙論など英語の勉学や、文章軌範、唐宋八家文の講義を聴き、また、その近くの私塾でも唐宋八家文全部と史記列伝を習うなど猛勉強している。どこの勉強でも、亡父のやり方は、予め充分に下調べをして、素読も、内容の講義もすべて自分で行ない、疑問点だけを正してもらうというやり方で、非常にスピーディーであった。こちらで質問しなければ、何も発言しない。昨今の学生は、以て範とすべきであろう。二十二歳となったが、再び家計がぐらつき、いたしかたなく、高崎郵便局員として、落着いて蓄財の生活に入った。

この辺からが、いかにも亡父らしいが、勤務の帰りに、古物商で和佛法律学校（現在の法政大学）の三年間の講義録約三十冊（二円）を五十銭にまけさせて、下宿にもち帰り、論理、法学通論、憲法、行政法、民法、商法、刑法、民刑訴等すべてを整理して綴り上げながら、「これで法律学が全部なら、大したことはない、一通り勉強してみて、そんなにむずかしくなかったら、上京して法律専門学校を卒業

し、代言人（今の弁護士）となり、一稼ぎして資金をつくってから学士取得を考えよう」と決めたのである。

その後、郵便書記補の試験に合格して下谷郵便電信局に勤務、生活の安定とともに、かねてから受験生の間で評判のよかった神田錦町の東京法学院（現在の中央大学法学部）を受験し、二十三歳で合格し入学した。郵便局勤めとかけもちで、隔日に五、六時間しか勉強の時間がなかったので、邦語法学科に入り、テリーの「コモン・ロー」ほか英書は独学で通読した。そして、こうした一日二時間の英書の独学を通して、亡父は、引用の事実を充分に覚えこみ、その上で、関係条文や判例学設を集め、要点を整理して、熟慮を重ね、自分の結論を決し、ノートに書きこむ（これを今の学生の多くはやっていない）という手法であった。

弁護士になってからは、大坂の大鐘弁護士に高給をもらっていそ弁となり、公私ともに大変お世話になり、愉快的な弁護士生活を送った。若い頃、もっともやりがいがあったのは、関西コークスの飯塚炭坑事件であったようだ。同社は、同炭坑の一部に賃先堀権をもっていたが、倒産によって鉱業権および設備一切が差押えられ、競売で、A氏が買収により、不当落札した。亡父は、九州に乗りこみ、玄洋社壮士（右翼）をバックとして開かれた債権者集会に乗込み、殺気にみちた集会で、A氏にも譲歩させ、債権者を主軸とする新会社をつくるということで和解して満場拍手、しかも、五千坪については、賃先堀権でなく、鉱業権の分割登記までやって、円満解決となった、という話はよく聞いたことがある。

やがて、旧友の白川弁護士と交代するかたちで、浅草左衛門町通りに黒塗門構えの堂にたる法律事務

所を構えたのが二十七歳の時であった。丁度、新民法・商法典の教育をうけ、その第一回の試験にうかつて世に出たので、世に歓迎され、収入も円滑となる。

その後、法律評論社を創立し、月刊「法律評論」を刊行し、一躍著名弁護士となるとともに、その頃から、学究（英法および独法）に重点を置くようになった。取扱った事件で、世に残っているのは、一つは、現在の地震特約のもととなった。「地震約款無効論」の争訟であった。関東大震災によって多大の損害をうけた契約者は、地震約款を根拠に、保険金の支払を拒否され、保険金の一割の見舞金の支払も出来ない保険金社が大部分であった。亡父は保険契約の公益性を理由として訴訟で地震約款の無効を主張したが、上告棄却となり、勝本正晃博士（団藤教授の義父）も失敗されたが、福井、仙台、…と大震災がおこる度に、地震特約（割増保険料）、全損条件の撤廃、填補限度額の近増（現在は、附保険額の五〇％まで）……と約款の度々の改正の端緒となったのである。当時は、所轄官廳の認許が専ら約款の正当性の根拠とされていたようであるが、約款内容の開示（ディスクロージャー）が全く不徹底であったことを信義則違反として争うべきだったのではないか（私見）。

今一つは、東京のエビスビルと大阪の朝日ビルの合併問題で、司法省が複雑な権利関係に難色を示したのを、英国会社法（キンドレー）の自由な合併事例を幾多引用して、省議を一変せしめ、合併登記をすませた。これが噂となって、鐘淵紡績の関連会社吸収合併でも、区裁判所の裁判官全員を納得させて合併登記をなしとげたという。

しかも、何といっても、亡父の偉業といえるのは、全国法律事務所で愛用された法律学説判例総覧

(全三七卷)の公刊であり、やがて博士学位を得、中央大学法学部教授として商法を担当するにいたり、商法学者として高名を挙げるにいたったのである。

振り返って亡父の生涯をみると、つねに一貫して進取の気性に富むとともに、自律と自由解釈を尊び、個人としては、極めて粹人^{すいじん}であった。幼少の頃からの新富座・千歳座・中村座などの立見(ツンボ)などから声色^{こわいろ}がうまくなり、後に、先代延寿太夫に清元を習って、賞嘆され、噂によると、延寿が風邪を引いた際、歌舞伎産の御簾^{みす}の中で代りに歌ったと聞いている。

亡父に先見の明があったと思うのは、前述回想記(四〇年前に公刊)の仲で、夙に世界の趨勢が、自由解釈にあり、裁判法の改革と裁判のスピード化が急務であること、国民の多数が賛同する解釈、手続の簡素化、調停仲裁制度の拡大、ドメスティックコートによる法律自治(例えばロンドン株式取引所の私設裁判所など)の発達、弁護士行政への進出など、正に、「司法改革」問題を提起していること、法的処理は最終の手段であり、社会生活の大部分は、条理・道德の慣習・感情によって動いていくことをよく主張していたこと(亡父著「社会生活の法則」参照)。など、一日現在の法曹が納得できる主張を公けにしていることである。殊に、前述した、自由合併の推進は、最近における商法の改正で、簡易合併、株式交換、株式譲渡など、きわめて選択肢の多い企業提携(組織変更)のパターンが認められ、商法が任意法規化してきている傾向の嚆矢としての意気込みを感じる。また、つねに、司法自治の促進、法より倫理を、と強調していた姿勢に、司法改革への強い要望や、昨今続発している行政や企業の不祥事(コンプライアンスの問題)を見通して、形式主義や概念法学を脱却して、生きた社会の生活法則や

倫理を確立すべきことを希求していた、生き生きとした気魄が感ぜられるのである。

研究者として五〇年、つねに実務や慣習の動きに眼を投じて、その流れの清濁を分ける研究に没頭した私自身の姿勢は、書画、歌唱等俗趣味の多いことも併せて、あるいは、亡父のこうした生き方を継承しているのかもしれない。何れにしても、目を閉じると、八十五才にもなる亡父が、NHKの「come everybody」の英会話に熱中していたうしろ姿が、いまだに眼底をよぎるのである。

(二〇〇一年秋 脱稿)

三足のわらじ―塚本重頼先生の思い出

弁護士

堤 淳一

□塚本重頼先生は大正二年七月二十四日、岐阜県に生まれ、平成四年四月十日に逝去された。行年七八歳であった。ご家族には八十歳までは元気で、それ以後も法曹界に盡力すると言っておられたそう
で、その願いは達せられなかったとはいえ、そのご生涯は、裁判官、弁護士として法曹界で光彩を放ち、また学界においても碩学を謳われるという実に彩りの豊かなものであった。

□先生は昭和十一年三月に中央大学法学部を卒業、昭和十四年十二月、千葉地裁を振り出しに岐阜地裁を経て昭和十六年九月に東京地方裁判所判事（正確には「東京地方裁判所、刑事地方裁判所、同区裁判所判事」）に任ぜられ、刑事部（通常の刑事事件のほか、治安維持法、国家総動員法違反事件を取扱う思想部）に配属された。

次いで経済部に替ったが、昭和十八年十一月、胸の病を得て咯血された。このとき先生は米軍機による空襲の難を避けるためご家族を疎開させ、単身で東京に留まることとした。空襲の下での自宅療養（ご自宅は大倉山にあった）はさぞ大変だったことであろう。やがて軽快して登庁した刑事裁判所は巣鴨の東京拘置所内にあったという。

三月十日の大空襲では大審院の庁舎も罹災、炎上し、五月二十五日の空襲ではご自宅も灰燼に帰し

た。

そして終戦。二十年暮にご家族を疎開先から呼び戻し、船橋の仮寓に起居しておられたが、二十一年に区裁判所刑事部へ配転、次いで、民事地方裁判所へ移り、商事部へ配属された。

□GHQが日本の法制度改革に手を着け、裁判所もこれに協力することになった。先生は裁判実務のかたわら戸籍法、借地法、借家法の英訳を担当され、昭和二十二年四月からは裁判所の許可を得て中央大学法学部で英国不法行為法の講義を担当された。

昭和二十二年秋、まだ幼かったご長男を失ったこともひきがねとなって判事を辞し、二十二年十一月、東京弁護士会に入会した。判事として座業を続けることにやや意欲を欠き、さらに、アメリカ法の継受によって訴訟の進行の主導権は裁判所から弁護士へ移ると考えられたのが転身の理由であったという。

□弁護士登録と同時に先生は、丸ビルで開業しておられた故谷村唯一郎先生の門下に入り弁護士としてのスタートを切った。

当初は小さな刑事事件を専らにしたが、やがて「炭礦国管事件」（贈収賄事件で旧刑訴最後の事件）、「昭電事件」（贈賄事件。西尾末広代議士を弁護）、「二重煙突事件」（公文書偽造、背任等。民事事件もともに担当）、「テールプファイア事件」（保険募集取締法違反事件）、「海運疑獄事件」「武州鉄道事件」（特別背任等）や大阪のタクシー燃料に関する汚職事件等々、著名な事件を先輩知友と共に担当し、一躍売れっ子弁護士になった。

そうはいっても先生が取扱った事件は民事事件が圧倒的に多く、著名なものとしては「三島由紀夫「宴のあと」プライバシー侵害事件」、石油元売会社のカルテルに関する「灯油訴訟」（刑事事件ともに担当）、注射による被害の回復を請求する「筋短縮症事件」等々がある。私も先生の驥尾に付して、おしまいの二つの事件に参加することを許され、大いに勉強させていただいた。これらの著名な事件以外の民事事件は枚挙に遑がないことは申すまでもない。

□先生はこうした日々の弁護士業務のかたわら昭和二十六年中央大学法学部教授（昭和五十四年三月まで）となり、数々の学術著書、論文をのこされた。その学殖は故守谷善輝教授のもとで学んだ英米法によって培われ、労働法、アメリカ憲法、英米民事法分野で開花した。その成果である「英米不合法行為法要論」（上・下）（昭和二十七年、八年中大出版部）により、昭和三十三年には中央大学から法学博士号を授与された。

□先生はまた公益にも盡力され昭和三十七年には東京都地方労働委員会会長（昭和五十四年四月まで）、昭和四十三年には東京都最低賃金審議会会長（昭和五十四年四月まで）、昭和四十六年にはじん肺審議会会長（昭和五十三年一〇月まで）、昭和五十四年には中央労働基準審議会会長（昭和五十四年四月まで）を務め、昭和五十四年四月には最高裁判所判事に任ぜられ、国際法協会（IBA）やローエイシャ等の国際法律家団体にも寄与された。これらの功労を嘉賞せられ、先生は昭和四十五年には藍綬褒章を受賞し、昭和六十三年には勲一等瑞宝章に叙せられたのである。

□私は十九期の司法修習を了え、昭和四十二年に谷村・塚本法律事務所の門下生となり（当初、兄弟子

の菅沼隆志先生がおられた）、弁護士業務を初歩からご指導いただいたのであるが、菅沼先生が独立され、やがて谷村先生が逝かれた（昭和五十七年）。塚本先生は最高裁に入られたあと昭和五十六年に病を得られて任期途中で退官し、同年東京弁護士会に再登録され、そのあとは「塚本・堤法律事務所」と改称し、若い弁護士も次々に入所して今日に至っている（いまは堤総合法律事務所と改称）のであるが、私は塚本先生が亡くなるまで二十五年間、お側にあってその營咳に接した。

先生の思い出は数々あるけれども私は実務家に過ぎないから、先生の学問的業績については多くを言うことはできない。先生の弁護士としての生き方についてわずかに感想をのべることができるにとどまる。

□ラテン語であるが“Arguendo”という語がある。「議論のみちすじ」といった意味で、当該事件の事実関係を離れて「例えばこういう場合……」という、別の仮設的事例や挿話を引く形で弁論がなされるときや判決文の中でこうした形で法が説明されるときなどに、その部分を明らかにするために最初に用いる言葉である。アメリカの判決などで時折みかける。塚本先生はこの手の議論の方法が大さうお好きであった。

例えば和解の場面で経営不振の会社の営業譲渡が議論の対象となったとしよう。一つの工場を分離するのであれば多くの場合営業の重要な一部の譲渡となるであろう。しかし一部門の分離だったかどうか？という場合に、「もし支店だったらどうなるか？」とか「これこれの事業所だったらどうなるか？」果ては「清算して残余財産を分配したら？」とまで考えを拡げ、例えば話を交えて選択肢を沢山出され、

それに対する検討を自らされたり、私に検討を命じたりされるのである。

こうすることによって当該営業譲渡に関する妥当な適用例の闕が判別できるのである。換言すると「営業譲渡」という概念を抽象的に頭の中で規定してこれに具体的事例をあてはめる、いわゆる演繹的論法とか三段論法という方法をまず最初にとられることはなかった。そして先生は“Arguendo”の結果、予め想定した法律構成が具体的事例にフィットしない場合には思索した論理構成を惜しげもなく捨てて、別の構成を生み出される名人であった。こうした思考方法は、難しい和解案件を屡々妥当な解決に導いた。そういえば先生は「めめごとは和解で解決するのが一番良い」とよく言っておられたものである。

多分先生は、紛争の本身に分け入ってみると、そこには多くの利害が絡みあっており一つの座標では律しきれないものがある。そうすると紛争解決の方法は多座標軸の上にくくもあるのではないか。紛争解決の為に掲げる正義は一つに限ったものではない。こんな風にお考えではなかったかと思う。

□最高裁判所判事に就任された後のことであるが、或るとき先生は私に「いまの最高裁判事はこういう議論の仕方に慣れてなくてね」と言われたことがある。要は先生はドグマティッシュな思考方法を嫌っておられたのであると思う。別の言い方をすると先生の思考はいつも具体的妥当性、いわば落ち着いたのの良い解決策を求めておられたのである。それ故、三段論法的思考を得意とすると先生が評された他の裁判官との議論にはいくらか違和感をおぼえておられたようで、ご苦労もあったに違いない。

□後年—先生の晩年、名著である「不当労働行為の認定基準」（平成元年総合労働研究所）について話

をしていただいたことがある。何でも、先生の御著書は、学者間で引用される数が最も多いといううな話であった。たしかに、先生の御著書は博引傍証が豊富で、一つの分野に関する「事典」の趣きがある。他の学者が執筆されるときに必要箇所を引用するには極めて便利で実務に裨益するところが多い。そうしたアプローチをとる学者の宿命であろうか、「塚本説」といった色合いは比較的薄くなることになるのではないか。こんな生意気なことを申し上げたところ、先生は「そうなんだ。僕は我説を通すのが好きではない」と仰言った。

□このような先生の思考方法は多分に英米法的というか帰納的思索の態度に依るものと思われるが、それのみではなかったようにも思われる。おそらく先生が正義は一つでないと思われたのは、そのお人柄からして自説を押し通して他を圧服させるというよりも、多くの学説を綜合判断することによりご自身の思想を安定させたかったのではあるまいか。先生は本当は裁判官であり続けたいと願っておられたのではなからうかとも思う。

□先生は自らを誇ることが少なかった。最高裁を退く前、順天堂に入院しておられたときのことであるが、最高裁判所を辞められたことは残念ですが、推挙した弁護士はみんな先生の退任を惜しんでおられます、というようなことを私が申し上げたところ「君、人はそういうものじゃない。十人の人がいてその半分が自分を推してくれば以て瞑すべきなのだ」と仰言られたのには一寸した衝撃を覚えた。このような謙虚さが、紛争の解決や学問的態度にあらわれているではありませんかと申し上げたら叱られるであらうか。

いずれにせよ今となつては確かめる術はない。

□先生は頭の切り替えがまことにお上手であつた。常に異なる分野の研究テーマをいくつか抱えておられ、長年にわたつて並行して勉強をつづけることがおできになつたのもこの思考方法の然らしむところであつた。いまのようにパソコンがなかつた時代のことであるが、朝、事務所に来られるとき、前夜書かれたワラ半紙半分、ときには数枚に及ぶこともあつたが、とにかくちょっとした雑記のようなものを持参され、スタッフの女性に手渡す。その清書されたものを労働委員会の帰りなどに立ち寄られた際に自宅へ持ち帰られる。翌日もまたその翌日もそうされる。そうするうちこれが半月分位たまると一つのエッセイが出来上る。判例時報に長い間連載された英米法判例紹介はこのようにして出来上つたものである。そうしてさらに人によっては気の遠くなるような長い期間である十年後には、これが「英米民事法の研究」（昭和六十二年中大出版部）になつてまとめられる。前述の「不当労働行為の認定基準」も然り。先生の博士論文である「英国不法行為法要論」も、おそらくこのような方法で編まれたものであろう。先生の研究は最高裁判事を退かれた後もやむことはなかつた。

□この「同時並行的研究」は、先生の弁護士としての実務と、二十余年にわたる労働委員会への公共奉仕の、二足のわらじのうえになりたっている。先生はこの二足のわらじに「研究」を加えて「三足のわらじ」とよく言っておられた。先生のご研究が他の著書に屢々引用され、又実務家の実用に供されることが多いのは、研究を下支えする実務からのエキスが浸み渡っているからである。

□私のような凡人は先生を仰ぎながらしばしば考えたものである。「何故いつも勉強していることがで

きたのだろうか？」と。もちろん答は出ない。ただ、先生は時折趣味について人に尋ねられた際など「趣味は勉強」と言っておられた。こうしたことからうっすらと見えるのは、先生があふれるばかりの好奇心をお持ちであったということ、即ち知的なスタミナが強靱であったということである。

しかし、先生は身体的なスタミナを使い果たされ、逝きてはや九年の歳月が流れた。まだまだ先生にお教えを乞わなければならなかった鈍才の弟子としては先生のいくらか早いご逝去がいまだもって残念でないのである。

(平成十四年二月五日)

わが師、堂野達也先生を語る

東京弁護士会
阿部 三郎

中央大学法曹会五〇周年記念事業委員会（瀧澤国雄委員長）記念誌部会（中津靖夫部長）より、「記念誌として学員先人法曹の足跡をとりまとめ、後輩の今後の糧としたい。については堂野達也先生の足跡についてとりまとめたい」などの要請がありました。

これを受けて五〇周年を記念する行事として最も相応しい企画として即座に賛成し、早速与えられた紙面のオーバーを承知しながら私の知る限りの堂野先生像を描いてみました。

元東京弁護士会会長、中央大学理事長、日本弁護士連合会会長、中央大学学員会会長とご経歴の示すとおり、在野法曹会そして母校中央大学の要職を歴任され、なおかつ現在中央大学顧問としてご健在である堂野先生こそは私の最も尊敬して止まない弁護士のもので、そして母校中央大学とのかかわりにおける師匠です。

私は昭和二九年三月、司法研修所を終了、東京弁護士会に入会、その際勤務弁護士として入所したのが堂野先生の法律事務所でした。今でこそ堂野先生の門下生として数多くの弁護士が育っていますが、当時、私が勤務弁護士第一号でした。尤も先生の事務所では、現在南甲クラブで活躍中の日比野臣三郎氏が事務局長役を担当していたので、すべての門下生の一号は日比野氏で私が二号となります。

入所の契機は堂野先生の中央大学の学友、弁護士佐藤利雄先生のご紹介でした。実は、私は実務修習地が仙台でしたが、実務修習終了に当って、學員でもある仙台弁護士会、渡辺大司先生に「東京で開業したいので然るべき人をご紹介願いたい」とお願いをしたところ、「私の叔父佐藤利雄が東京で弁護士をしているので紹介しよう」ということで佐藤先生をご紹介されたのでした。

後期修習で東京に戻った際、早速佐藤先生を訪問して勤務弁護士としてのご指導を申し出たのでした。佐藤先生は、当時発足間もない日本弁護士連合会の二代目事務総長として、創設期の日弁連の業務に多忙な毎日をご過ごしておられました。そのため「阿部君、いま僕は日弁連の事務総長をしているので、終わったら君の指導に当たりたい。その間友人の堂野君のところに勤務することとしないさい」との助言でした。堂野先生は佐藤先生と共に中央大学「辞達学会」のメンバーでもあります。「辞達学会」は、かの有名な花井卓蔵先生が、論語の「辞達而止」から名付けられた中央大学でも有名な、そして多才な多くの人材を輩出している弁論部です。

私は日頃より、およそ人物を語るとき、その人物の育った学生時代がどんな時代であったか。青年として多感な時代の世相はどうであったかを抜きには語れないと考えております。こんな見方より先生の学生時代のことに思いをいたしてみました。

歴史を繙きますと、先生の学生時代であった昭和初期、金融恐慌で政財界、あげて大混乱を呈していた時期でした。工場閉鎖、労働者の大量首切り、失業者の増大、中小商工業の不振、農村における窮乏など民衆の生活は全く希望もなく、歴史的にもきわめて深刻なじだいでした。よく聞いた言葉ですが、

学生も「大学は出たけれども」とか、東北の農村の「娘身売り」などもこの時代のことです。

昭和二年秋、わが国最初の普通選挙法による地方議会の選挙が行われ、続いて昭和三年普通選挙法による第一回国会選挙が行われ、そのなかでわが国始めての無産政党が進出したのですが、国民の政治関心が無産者運動に対する理解となったことも無理からぬことでした。

そして、その年三月一日に第二次日本共産党検挙事件（三・一五事件）として千数百名が検挙され、これを契機として左翼陣営に対する弾圧が一層強化され、学生運動もその関連で変化を遂げるところとなったようです。

各大学においては、社会科学研究所属の学生が、学内自治権の獲得、学問研究の自由の確立、警察権力の学内浸入反対等をスローガンとしていたが、三・一五事件と共に、各大学の学生社会科学研究も解散させられ、その結果、活動的学生の活躍の場として、各大学とも弁論部に集結、結束するという現象が起きたといわれております。中央大学でも、その例外ではなかったとみられます。こんな世相に堂野先生、佐藤先生の辞達学会入りの動機というものがあったものとみられます。その頃、各大学の弁論部が弁論交流のため関東学生雄弁連盟を結成し、学生運動に対する弾圧に抗して、数次に亘って暴圧反対演説会が開かれたとのことでした。戦後、この関東学生雄弁連盟の下で活躍した有力メンバーが続々国会に進出されておりました。明治大学出身の元首相三木武夫氏、日本大学の渡辺惣蔵氏、日野吉夫氏、早稲田大学の佐藤観次郎氏、中央大学の弁護士伊藤五郎氏らです。

また戦後、これらの有志が「十五日会」と名付けて、年二、三回会合を重ねられたとのことですが、

有名な経済評論家三鬼陽之助氏らもその一人でありました。

その後、この交流関係が興味深いところで花が咲いたようです。三木武夫氏が首相の時代に、かの有名なロッキード事件の発生に伴い、首相の諮問機関としてロッキード事件再発防止懇談会が設置されましたが、在野法曹界より、三木首相のご指名で堂野先生と、柏木博日弁護士会のお二人がこの懇談会の委員になり活躍されたことです。

先生の学生時代の辞達精神こそが、後年の在野法曹として司法の独立、弁護士自治への思い、そしてまた大学役員としての大学自治の健全な発展に対する思いの原点ではないかと思われてなりません。

堂野先生の弁護士生活の中で、もう一つ忘れ得ない出来事として印象づけられたことは戦後の日本の司法改革であろうと推察されます。これらのことは戦時中の官憲の弁護士無視の在り方、とくに昭和一九年には大日本弁護士報国会の結成に伴い、東京弁護士会も勤労報国隊を結成し、汐留駅の滞貨整理、各電車区における電車の清掃等の国策協力の下、およそ弁護士業とはかけはなれた勤労作業などの現実の出来事は、先生から折に触れて伺ったことでありました。そうしたなかでの戦後の大改革であったからです。とくに弁護士会が、かねてより提唱していた弁護士自治の獲得と法曹一元論の具体化に向けた『きざし』のような斬新な人事のことです。法曹一元を指向して東京弁護士会より谷村唯一郎先生が最高裁判所判事、佐藤博先生が東京高等検察庁検事長、その他有力な方々が続々と任官されました。しかも谷村、佐藤両先生は共に堂野先生も所属されていた東京弁護士会の研究団体である「二一会」の先輩会員でもあり、特にご懇意にされておられただけに、新しい日本の司法における法曹一元の実現に向け、

一步踏み出したものとして受け止められたことと承知いたします。また、このことは感銘的なこととして弁護士自治の実現と共に私も先生より直接に伺ったことでもありました。

その後、昭和三十七年五月、内閣に設置された臨時司法制度調査会が、主として、(イ)法曹一元の制度に関する事項、(ロ)裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度に関する事項について調査審議することになりましたが、残念ながら法曹一元制度づくりは棚上げとなり、以来、在野法曹と裁判所の対立関係が厳しくなったのでした。

このようなとき、先生は常に弁護士会は一致団結して熱意をもって裁判所に提言すべき場合は提言をしながら、ねばり強く理解を得るようにしなければならぬと申されていたものです。

先生が衆望を担われて日弁連会長になられたのは昭和四十九年度のことでした。当時、日弁連が当面していた問題は、先の臨司意見に基づく裁判所との対立関係のなかで、刑法全面改正阻止、民事調停法改正問題、参与判事補制度問題等であり、特に、同年五月二十九日法制審議会において決定された刑法全面改正案に対しては、日弁連は全力を挙げてこれを阻止するとの決議、宣言を採択し、全国的に阻止運動を展開されたのでした。時には正副会長を始め、刑法改正阻止実行委員会の委員ともども街頭に立ってビラ配り、時には示威運動に参加する等、それは日弁連始まって以来の行動力を伴う運動を展開したことなどでありました。

次いで昭和五二年度、日弁連の構造改革委員会の委員長に就任をされました。この委員会においては、日弁連の社会的評価を高め、そしてその実力を発揮するためには会長二年制を早急に実施し、その事業

の継続性と結実性を具体的に示すべきであるとして、これが実現に努力されたのでした。

その頃昭和五〇年度以降多年の懸案であった日弁連会長直接選挙制は、すでに実現されておりましたが、もう一つの任期二年制については、これに伴う有給制について配慮しなければならない問題もありましたが、堂野委員会は慎重審議の上、会長二年制を昭和五五年度より実施するのを相当とする答申を行い、その結果、会長二年制の実施は二年後の昭和五五年度より実現されることとなりました。

ところで、およそ弁護士会活動は多くの弁護士によって支えられておりますが、しかし、それは全く無報酬のボランティア活動であり、こうした弁護士による会活動がなければ会の存続はあり得ません。

そしてまた、それぞれの会員の会活動の場合、やはりそこには各人の基本的なバックボーンというものがあります。私が感じた堂野先生の会活動の理念は、やはり司法の独立と弁護士自治、そして日本弁護士連合会を中心とする弁護士、弁護士会活動の一層の強化ということにつきると感じております。

私は先生のこうした活動のあり方を先生の背中を見ながら学んできたつもりであります。それはまた、先生の事務所の勤務弁護士をした東京弁護士会の服部邦彦弁護士、矢田英一郎弁護士、或いは司法修習生であった小玉聡明弁護士をはじめとする多くの諸氏の共通の認識でもあります。

ところが先生の活躍の場は、在野法曹界だけではありません。先生は司法研修所の刑事弁護の教官もされております。その教官時代の司法修習生には、前検事総長北島敬介氏、元法務省官房長堀田力氏なども修習を受けたようですが、こうした法務檢察の有力な方でも、私どもと同じ認識であろうかと思えます。

一方先生は母校中央大学においても大きな足跡を残されました。昭和四八年二月より翌四九年二月まで、先生は中央大学の理事長の職にありました。

先生は、さらに昭和五八年四月故谷村唯一郎先生の後任として中央大学学員会会長に就任され、以来平成七年まで一五年間もの間、同会長を務められ、現在は名誉会長の職にあります。学員会長は全国四〇万人学員のトップの地位であるだけ、そのまとめ役として年間を通じて全国的に展開される学員会支部総会等に出席するための出張も多く、ご多忙そのものの役割を担われました。学員会長はその外にも理事長選任の問題、総長問題検討委員会等々、大学の重要な会議では必ずその編成上メンバーとなります。

また先生は評議員として期間も長かったのですが、この評議員会での会議上では、先生はよく教学側に対し「教授各位は、ぜひ論文を書き、日頃の研究成果を発表されたい。昨今の中大の教授各位の研究成果の発表が極めて少ないことは誠に遺憾である。大学の名声を高めるため絶対に必要なことだ。」と痛烈に批判を行いながら発言されていたことを今でも記憶しております。このような発言は学問の自由、大学の自治のこともあり、教学側に対し、学員の立場では容易にできることではないのですが、堂野先生の論理に立つご発言には教授各位よりも反論というものはありませんでした。

事務所における勤務弁護士時代に学んだ先生の事件に対する取組みの姿勢は、今でも弁護士業務はかくあるべきものとして、私は模範としております。それは、まず関係者の話をよく聞くこと。記録、資料は徹底して読み判例を調べること。そして、裁判上の書面は労をいとわず書くこと。この三点でした。

しかも書くことが早いのも先生の特徴です。日頃より担当事件のすべてを考えておられるからでしょう。若い弁護士諸氏も、このことはぜひそのように心掛けられるべきことです。

さて、先生のご指導の賜がありますが、私も東京弁護士会会長、日本弁護士連合会会長を経て、現在中央大学理事長の職にあります。ほとんど先生と同じ路線を歩んできたような形となっております。

しかし、人間としての中身においては雲泥の隔たりそのものです。九十有余歳となられた先生が、現在でも、いかなる席において、しかも突然に発言を求められた場合でも、その場に適した立派なスピ―チをされるところに、人間の能力としての違いをいつも感じさせられております。

「師匠」に対しては、私は一生弟子でありますだけに、私の生涯を通じて学び続けなければならぬことです。そして、今後とも先生に及ぶものはないことが、私にとって幸せなことであると改めて痛感しております。

また、こんなこともありました。平成四年度私が日弁連会長であった頃、広島市で開催された春の定期総会の際、先生が在職六〇年の表彰を受けられたことがありました。先生は広島の会場までご出席を賜り、私に対し、「会長である君から表彰を受けることが嬉しいことだ」と話して下さいました。このお言葉を聞いて、私も親孝行ならぬ師匠孝行が出来た思いで感激したものでした。

本当にいつまでもご長寿であられるようお願い申し上げます。

野瀬高生先生を追悼する

小林 秀正

昭和六〇年七月七日の朝日新聞朝刊の神奈川版には、「温厚と硬骨を貫いた名判事の野瀬氏逝く」と野瀬高生元判事（昭和四七念定年退官、同年弁護士登録第二東京弁護士会所属）を讃える九段の記事が掲載された。退官後一二年も経った元裁判官の在任中の業績を、新聞がこのように大きく扱うこと自体大変珍しいことである。野瀬先生が人々から如何に親しまれ信頼されていた方であるかを物語っている。

野瀬先生は昭和一〇年一二月にわが真法会研究室に入会された大先輩である。私は実務修習地の横浜地方裁判所において、野瀬判事のもとに配属されて刑事裁判修習の指導をうけた。昭和三〇年の冬から翌年の春にかけてのことである。

先生は公判廷における訴訟指揮、証人尋問、判決書起案、判決言渡・説示のどの点を把えても刑事裁判官のお手本を示して下さった。そのうえ氣力が充実し勇気を極め、どんな些細な事実・法律問題についても熱心に研究される方であった。私は当時、先生を超える刑事裁判官には滅多に出会えないだろうと思った。現在もその氣持に変わりはない。

先生は亦、裁判官は全員が裁判を担当すべきであり、司法行政事務は裁判官以外の行政官に任じてよ

いとの論を常に展開された。従って司法行政事務のみを取扱う地方裁判所所長への栄転の話は全部お断りになった、と仄聞する。極論と批判もあるが、言行一致、先生の面目躍如を感じる。

そして多忙な裁判官生活の間に完成された「刑事判決書の実証的研究」は先生の実務研究の集大成とも言つてよいものであった。刑事判決書の研究に手を染めた学究や実務家は殆んどいなかった。そのため研究に当り拠るべき柱がなく、先生は全く独力でこの巨大な原始林に突入するという不安と労苦を痛感されたのであった。先生は著書の中で「漸くにしてこの密林中に一本のかぼそい道らしいものを切り開くことが出来た。」と謙虚に語っておられるが、事来三〇年、一本のか細い道は幹道に成長した。先生の苦難の跡が偲ばれる。

裁判官退官後は弁護士を登録（第二東京弁護士）され、そのかたわら神奈川県公安委員長などを務められた。

野瀬先生の葬儀は一〇〇〇名にも及ぶ会葬者により盛大に行われた。裁判所、弁護士会、神奈川県警、野瀬法律事務所、法曹俳句会、俳句浜の会など各界の知己友人が焼香のため長い列を作った。日弁連会長や友人代表の弔辞のあとで、野瀬先生に親しく指導をうけた法律実務家を代表して、私は年長の故をもって弔辞を捧呈し朗読させていただいた。

昨年夏、先生は喜寿を記念し「遠雷」と題した句集を出版された。二〇年に亘る数多くの作品のうちからご自身で四〇〇句を選ばれたという。その中には刑事裁判官の生活体験によるものが多い。師匠の今井つる女氏は序文の中で、先生の句には澄み切った目と優しさに満ちた心を感じると評されている。

先生は「恐らくこれが最初にして最後の句集となることでしょう。ただ私は、俳句とは客観を通じて情感に訴える詩だと理解しており、この句集にも下手ながらも、その心が滲み出るように心懸けた積りです。」の文章で句集を結んでおられる。

この言葉のうちに何事も曖昧には済まされない先生の生帳面な性格が表われている。矢張り野瀬先生は終生裁判官にふさわしい方であった。

過ぎた日の思い出は多いが、今は法泉院自照高生居士の戒名のもとに、鎌倉の名刹円覚寺の緑映える墓処に眠っておいでになる野瀬先生の御霊の永遠の平安をお祈りしたい。

追記。野瀬先生の奥様は書をよくされ「春梢」の雅号で活躍されて個展もお開きになると伺う。また三人のお子さんはお嬢さん方でいずれも活躍中の弁護士、裁判官に嫁がれて幸せに過されている。

(以上は、中央大学真法会より昭和六〇年十一月三日付にて発行された「真法」第二八号に掲載されたものを、中央大学真法ならびに執筆者の小林秀正先生の御承諾を得て掲載したものであります。なお転載にあたり執筆者によって一部加筆・修正等が行われております。)

花井卓蔵先生

丹羽 健介

「握手し給え、握手し給え」と花井君が二言いうと、幸徳と管野が無言で、各々右手をさしのばして、堅く強く握手し、管野の永い牢獄生活で蒼白くなった両頬がサッと紅を潮し、兩人の眼に涙が一杯になって将に溢れんとして、僅かに耐えている。」明治四三年二月二八日、大逆事件の午前の公判が終了し、死を覚悟した二人に幸徳の母の死を伝えた時の、息詰まるような大審院の法廷における光景を、後に専修大学総長となられた今村力三郎先生はこう記している。花井先生はすでにこのとき当代一流の弁護士であった。当時の国情から考えると大逆事件の弁護人になるということは相当の勇気を要することであつたであろうが、「刑法は人を罰するにあらずして、人を救うの法律なり」、「刑は刑なきを期す」を信念としていたので或いは自然であつたのかもしれない。先生の人間性あふれる場面である。

花井先生は明治元年六月一二日、広島県三原町に生まれ、明治二年七月一〇日、中央大学の前身英吉利法律学校を卒業し、明治三年一月一日代言人試験に合格した。

明治三四年の星亨暗殺事件で刑事弁護人としての名を高からしめ、野口男三郎人肉事件、日比谷焼打事件、日糖事件、シーメンス事件、樺太事件、京都豚箱事件、八幡製鉄所事件、満鉄事件をはじめ、明治、大正の政治的、社会的著名事件の多くを手がけ、「花井の前に花井なく、花井の後に花井なし」と

も、「弁護士といえば花井卓蔵、花井卓蔵といえば弁護士」ともいわれ、弁護士としての名声を不動のものにした。因に、日弁連発行の「弁護士百年」では「最も世に知られた弁護士」と書いている。

先生は精緻な法律論を展開しただけではなく、有名な言葉として伝わっている「法律に涙あり」を信念とし、加えて、華やかな中に漢学の素養をちりばめた弁論は、「花の弁論」と謳われ、法廷で聞くものは飽くことを知らないといわれた。傍聴人が弁論に酔い、思わず「うまい」と発して退廷させられたという逸話も残っている。

明治三十一年衆議院議員になり、大正七年には副議長となったが、大正十一年、貴族院議員に勅撰された。政治家としては一人一党主義を貫いていたが、およそ刑法に関する立法で関与しないものはない。とくに陪審法が実現したのは最も大きな功績である。大正一二年三月二日の貴族院では、午前一〇時に審議が開始され、後に総理となった反対派の若槻礼次郎議員と大論戦を行ない、審議が終ったのは午後一〇時であった。実に一二時間にわたった。陪審法は昭和三年一〇月一日施行され、今日、一〇月一日を法の日としているのはこの故である。陪審法は戦争のため、昭和一八年に停止されたが、今般、司法制度改革審議会は「裁判員制」という国民の司法参加制度を提案した。近く立法化され、再び国民の司法参加が実現されるが、先生のかつての努力があつてこそというものであらう。

先生は本学で講義をし、理事にもなり、本学発展のための努力を惜しまなかった。大正一四年岡野学長が亡くなられた時、法曹界、政界での活躍のみならず、法学博士の学位もあることから学長就任を懇請されたが、どうしても承知されなかった。又、田中義一内閣の司法大臣に要請された時も、天皇の侍

講に推薦された時も、受けなかった。そして、いずれの場合も他の人を推薦している。生き方の哲学がそうさせたものと思われる。

昭和四年に弁護士登録を取消し引退された。取扱い件数は一万件といわれている。これまでの記録を「訟庭論草」として一〇〇巻の刊行を考えていたが、八巻が出たところで昭和六年二月三日惜しくも亡くなられた。

先生の事務所には二〇人を越える門下の弁護士が出入りしており、御飯と味噌汁と御新香という簡素な昼食をともにしていたことから、「同鍋会」と称した。和田堀の墓所には「同鍋会」と刻んだ灯籠二基が立っている。先生は情に厚く門下生を引き立てるのによく心していたが、次の二つの教を残している。弁護士は辞任してはいけないこと、葬儀には必ず行くことである。

私は昭和四三年弁護士登録の頃、直弟子のすでに大家となられていた先生方が、「大花井先生」と尊敬の念をもって話されていたことを憶えている。

（花井卓蔵先生についてはこれまで沢山の方が書かれておりますので参考にさせていただきました）

不屈の生涯

林百郎の思い出

山崎 哲

一、標題の「不屈の生涯」は平成四年六月一日、急逝した林百郎を偲んで、林百郎先生追悼集刊行委員会（代表木島日出夫先生）が刊行した林百郎追悼集の標題です。

二、百郎先生は明治四五年（一九一二年）長野県岡谷市で郵便局長の五男として生まれ、諏訪中学、旧制松本高校へと進みました。

高校三年生であった昭和八年（一九三三年）百郎先生は治安維持法の容疑で逮捕・勾留・起訴され予審を経て裁判にかけられました。

百郎先生は「未決勾留中、将来どのような生き方をしたら良いかを真剣に考え、他からの強制を受けることのない自由な職業として、又、不当な弾圧を受け、治安維持法の犠牲となった人々を弁護する必要を考え、弁護士になる決意をした。」と語っておりました。

懲役二年、執行猶予四年の判決が言渡された後、百郎先生は弁護士の道を目指し上京し、江橋活郎法律事務所に書生として住み込み、朝な夕なの拭き掃除から江橋弁護士の実務の手伝いをし、そのか

たわら中央大学法律専門部に進みました。

文字通りの苦勞の末、昭和一四年（一九三九年）在学中に高等文官司法科試験に合格し、昭和一六年、中央大学卒業とともに江橋法律事務所にて弁護士としての活動を開始致しました（第二東京弁護士会に所屬）。

百郎先生は「夜眠くなって勉強に身が入らないときは、足を水の入ったバケツに入れ、頭に氷を乗せて六法全書と取っ組んだ」と語っておりました。

百郎先生は、昭和二三年長野弁護士会に登録を替え、隣の長野県岡谷市に百郎先生法律事務所を開設致しました。

三、百郎先生は、戦後の再審事件の突破口となる長野県茅野市の放火事件の再審開始決定を昭和三五年勝ち取ったり（同事件は無罪判決となる）、全国的にも注目された辰野事件では、二〇年に亘る法廷活動の末、全員無罪の判決を得ました。

四、他方、百郎先生は、昭和二三年三四歳の若さで衆議院議院に初当選して以来、選挙戦九勝七敗という戦績の末、昭和六一年（一九八六年）には、日本共産党初の衆議院で、在職二五年の表彰を受け、掲額されました。

五、百郎先生は、平成四年六月一日、波瀾万丈の八〇年の生涯を瞬時にして閉じられました。

百郎先生は、衆議院議員九期二五年在職弁護士在職五〇年を数え、その間数々の実績・功績を残されてきました。

私は、縁あって昭和五八年（一九八三年）百郎先生の末娘と結婚し、百郎先生とは岳父・娘婿という関係となりました。

とかく岳父を「お義父さん」と面と向かって呼ぶことは婿にとって勇気（？）がいることとおっております。

しかし、私の場合、百郎先生は代議士であり、弁護士であったため、いつも百郎先生を「先生」と呼ぶことで事なきを得ました。

当時、百郎先生は、歳も七一歳であり、私のことを「哲ちゃん」と呼んでくれ、弁護士のあり方を優しく諭してくれました。

百郎先生がいつも口ずさんでいた座右の銘は「初心不可忘」でした。

私自身、三件程、百郎先生の担当事件をお手伝いする機会に恵まれました。

百郎先生は、既に七二歳を過ぎてはありましたが、受任の際の聞き取りの様子を拝見しておりますと、百郎先生は几帳面にメモをとり、依頼者の要望する事項をこまめに聴取しておられました。困った人に優しく接し、依頼者・相談者が安心して家に帰れるよう配慮しておられました。

六、私自身、百郎先生と同県人ということも有り、先生の名声は中学生時代からうかがっておりました。百郎先生は「百さ」と慕われておりましたが、私からみて百郎先生は正に親しみを感じさせ、人を牽き付ける魅力が有りました。

不正義に対する激しい怒り、何ものにも負けぬ不屈の精神の持ち主とうたわれた百郎先生も野球は巨人、好きなテレビ番組は水戸黄門でした。

七、なお、この場を借りて百郎先生の長男豊太郎弁護士（中央大学真法会会員）は、百郎先生の没後まもなくの一〇月、突然ご逝去されましたことをつけ加えさせていただきます。

圓山田作先生のこと

弁護士

紺野 稔

圓山先生は、明治二九年二月一三日に長野県飯田市で生まれて、当地で幼少期を過ごされましたが、青雲の志を抱いていた先生は小学校五年を過ぎると上京し、乾物屋の小僧をするかたわら、夜間の中学で学び、中央大学の夜間部に入學して學んだ後、弁護士試験に合格して、大正一〇年一月に弁護士登録を果たされ、後に昭和三八年四月日本弁護士連合会会長に選ばれた立志伝中の人であります。

人生の辛酸をなめるという言葉がありますが、幼い時期に辛く厳しいことを体験された先生は、厳しい反面、心の底に社会の不条理に対する激しい憤りを秘めておられたと思います。その一つの現れは、先生が日弁連人権擁護委員会の委員長を引き受け、「昭和の岩窟王」と称された吉田石松氏の冤罪を晴らすために奔走された再審の弁護活動であります。

この事件は、アレクサンドル・デュマの「岩窟王」になぞらえて、第一審の判決後五〇年間にわたる法廷闘争の結果、被告人が無罪となった事件で、当時重大な関心の寄せられた再審事件でした。

この事件の概略は、大正二年八月、現在の名古屋市千種区で繭証人が殺害されて現金が奪われたという事件で、翌日逮捕された二人の供述により吉田石松氏が主犯として逮捕されました。吉田さんは一貫して犯行を否認し続けましたが、第一審では死刑判決が言渡され、控訴した名古屋控訴院で無期懲役に

減刑され、仮出獄後五〇年間にわたって冤罪として無罪を訴え続けた吉田氏に日弁連が立ち上がりました。そして、昭和三五年、日弁連人権擁護委員会の尽力によるアリバイ証人の証言が決め手となって再審開始が決定され、翌年五回目の再審が認められ、昭和三八年二月二八日、名古屋高裁は無罪判決を言渡しました。

先生は、日弁連弁護団長としてこの事件を引き受けられ、吉田岩窟王の無罪を勝ち取ったものであります。この判決の日が先生が日弁連の会長に当選された日でもありました。

また先生は、民事事件で弁護士費用を支払うことが困難な依頼者に費用の立替を行う財団法人法律扶助協会の活動にも力を入れ、弁護士活動が広く社会に浸透することに尽力されました。

宮田光秀先生のご足跡

弁護士 米林 和吉

一 先生は、明治四三年一〇月八日、三重県桑名市に生れ、地元の城南小学校、富田中学（現在県立四日市高校）から中央大学へ進まれ専門部法律科を昭和八年に卒業、同一二年一月に高文司法科試験に合格され、同一三年五月司法官試補、一六年六月検事任官、同年一〇月に依願免官して翌一月に弁護士登録し第一東京弁護士会に入会されました。

先生は松岡家の次男にお生まれになりましたが、伯母方の姓を守るため幼い頃宮田の姓を継がれたとの由で、小、中学を通じて成績優秀であったことは無論ですが、中学では水泳部の主将やストライキのリーダーを務められたと伺っております。

司法官試補は横浜、検事は富山でそれぞれされた後、原嘉道先生の弟子の三重県出身バリスターで先生とは遠戚関係にあたる伊藤重次先生の事務所に入られました。

二 先生は、弁護士会においては、昭和四〇年第一東京弁護士会副会長、同四二年日弁連事務総長、同四四年同常務理事、同四九年第一東京弁護士会会長、日弁連副会長、同五二年日弁連会長、同五六年

再度日弁連会長、等を歴任され、また母校中央大学においては、昭和四四年評議員、同四七年監事、同五三年理事、同五八年学員会副会長、同六二年評議員会議長、等を歴任されました。

先生は、昭和四二年度の大山菊治日弁連会長の際の事務総長として日弁連の裏方を切り盛りされた後、昭和四九年度一弁会長・日弁連副会長を経て、昭和五二年度の日弁連会長に立候補、大阪の北尻得五郎先生と会長直接選挙制施行以来初めての直接選挙の激烈な戦いを経てこれに就任され、更に昭和五六年には、時の日弁連会長である一弁出身の谷川八郎先生が病気で倒れられ退任された補欠として、会長に再度就任されたのでした。

日弁連会長時代の先生の業績のうち高く評価されたのは、交通事故裁定センター問題、いわゆる弁抜き法案問題への対応や業務対策委員会の新設、等でした。

なお、先生の弁護士としての最大のお仕事は、昭和六〇年八月から平成二年一〇月のご逝去の時まで携わられた三光汽船(株)の会社更生事件であったかと思われます。

三 先生はまさしく、外柔内剛の人、不屈不撓の人でした。いつも柔和な表情とやさしい声と悠然飄々たる風情は持しながら、決してひるまず、屈せず、粘り強く、当面の課題と困難に立ち向かう方でした。

また、ゴルフをこよなく愛され、仕事と同格の努力目標に据えて精進された方でした。

私は勤務弁護士として一八年半の間先生にお仕えた者ですが、ご逝去後一一年経っても、なにかにつけて、先生の人間の大きさと偉さが思い出されます。

「偉大な指導者」向江璋悦先生のこと

中央大学真法会・弁護士

多田 武

中央大学真法会研究室の中興の祖と言われ、「司法試験の神様」と謳われた先生は、明治四三年二月一九日石川県羽咋で、当時五反百姓という名前で表現された貧しい農家の次男として生誕されました。父を一歳半の時事故で失い、以後気丈な母の手で育てられました。先生の回顧録によれば、幼少時代は発育も悪く、虚弱であったそうですが、とりわけ小学校二年生の冬、あまりの大雪に気後れして学校に行こうとしなかった先生を、母は学校までの一キロ半の道を裸足で先生を背負って送り届けるなどし、その母の意地と愛情がともすれば挫けがちな先生の心の支えであったと述懐されています。

小学校を卒業するとすぐ一二歳で大阪へ奉公に出て、朝六時から夜中の一二時まで酷使されたそうです。そのような境遇になっても、先生の向学心は決して衰えることなく、先生は働きながら中学に通い、旧制高校・大学予科の受験資格を得、中学四年を終え上京、昭和六年本学専門部夜間部に入學され、昭和九年九月の真法会研究室創立に参加（創立者には故坂本泰良社会党代議士・中大教授、故稲葉修文部・法務大臣、中大教授らがいた。）し、翌一〇年高等文官試験司法科試験に合格、一一年検事に任官され

ました。昭和二〇年東京地検検事を退官、弁護士となり、本格的に後輩の指導に情熱をそがれるようになりました。

先生は、「門閥・学閥の未だ払拭されない各界・各層において、これらと関係なく人間の實力を公平にみることできる司法試験に対して、私は大きな魅力を感じる。私はこの試験のとりこになったのである。それと同時にこの司法試験の良さを後進の法曹志望者に伝え、立派な法曹を育成しようと思った。」といつも言われておりました。とくに赤門に対抗し、白門をこよなく愛され、その母校愛は素晴らしいものでありました。司法試験法の改正に関連して受験回数制限・受験年齢制限などが議論された時には、先生は働きながら法曹を目指している者から資格取得の道を永遠に奪うものであり、国公立大学偏重の意図を持つ改正案だと強硬に反対し、改正を阻止されました。

先生は、研究室員に対して、常に「嚴父」の精神で接され、厳しい指導をされてこられました。しかし、先生の心の底にはいつも愛情溢れる「慈母」の優しさがありました。私達はいつも先生に反発していましたが、大きな心でわがままな私達を見守って下さったように思います。

先生の指導方針「向江三原則」（權利を主張する前に義務を履行せよ。根性を持て。筋を通せ。）や「原点に還れ」「何故か何故かの理論」などは、いつの世でも変わらない普遍の原理です。また、先生は学内の反対をものともせず昭和二六年真法会の答案練習会を他大学の学生にも開放され、「学問に国境はない」「真法会で学んだ者は中央大学の門をくぐった者だ」と自らの意思を貫かれました。この答案練習会から多くの法曹が巣立ち、それが中大法曹会のみならず、中央大学の発展に大きな力となりました。

た。私達は先生のお言葉をいまでも「向江語録」として大切にし、これを肝に銘じて後輩の指導・育成の指針としております。

ともすれば、先生を語るとき、どうしても司法試験の面での業績に目がいきますが、先生は刑事弁護の第一人者でした。戦後発生した多数の疑獄事件（陸運局汚職・昭和電工疑獄事件・武州鉄道事件・森脇大橋事件・共和精糖事件・橋梁献金事件など）を手掛け、無罪判決も多数獲得されました。先生の妥協を許さない厳しい法廷活動には鬼気迫るものがあり、沢山のエピソードが残っています。

また、学者としても「死刑廃止論の研究」で法学博士の学位を取られ、母校中央大学法学部で長年にわたり講師として「刑事演習」を担当されました。先生は学部時代、当時大審院判事・中央大学講師草野豹一郎先生に魅せられ、刑事法学者を志されていましたが、在学中に司法試験に合格されたため、法曹実務家に進まれることになりました。もし試験に合格されなかったならば、どんな刑事法学者が誕生していたでしょうか。先生の学位論文も長年にわたる講師生活も先生の学問への情熱がしからしめたものと思います。

指導者として、法曹として、学者として先生は、稀にみる存在感のある偉大な先輩でありました。先生の教えは真法会員の精神的支柱として脈々と生き続けます。合掌。

（昭和五五年三月没・享年七〇歳）。

第四部

中大法曹会創立五〇周年行事

中央大学法曹会50周年記念行事式次第

(講 演) 平成13年9月25日(火) 午後4時

元法務大臣 保 岡 興 治 殿

「21世紀の国家戦略と司法制度改革」

(式 典) 平成13年9月25日(火) 午後5時

	司 会	鈴 木 康 洋	
1 開 会 の 辞	委員長代行	横 山 昭	
2 挨 拶	委 員 長	滝 沢 國 雄	
3 式 辞	幹 事 長	松 家 里 明	
4 祝 辞	中央大学理事長	阿 部 三 郎	殿
	中央大学学長	鈴 木 康 司	殿
	中央大学学員会会長	大 西 保	殿
5 閉 会 の 辞	副 幹 事 長	石 渡 光 一	

(祝賀会) 平成13年9月25日(火) 午後6時

	司 会	村 山 芳 朗	
1 開 宴 の 辞	祝宴部会長	榊 原 卓 郎	
2 祝 辞	中央大学評議員会議長 南 甲 倶 楽 部 会 長	高 橋 季 義	殿
	国会白門会会長	中 山 正 暉	殿
3 乾 杯	学術研究団体連合会委員長	島 田 一 彦	殿
4 懇 談	(アンサンブル演奏)		
5 校 歌 斉 唱			
6 閉 宴 の 辞	副 幹 事 長	丹 羽 健 介	

中央大学法曹会50周年記念行事出席ご来賓名簿

中央大学理事

理 事 長	阿 部 三 郎
学 長・理 事	鈴 木 康 司
常 任 理 事	辰 川 弘 毅
常 任 理 事	浜 田 惟 道
学 員 会 副 会 長	三 宅 邦 彦
常 任 理 事	上 岡 君 義
理 事	長 内 了
理 事	北 村 敬 子
商 学 部 長	久 保 田 榮 一
理 事	中 津 靖 夫
南 甲 俱 楽 部 常 任 理 事	廣 瀬 秀 吉
理 事	松 家 里 明
学 員 会 副 会 長	松 崎 勝 一
理 事	程 島 俊 介
理 事	
事 務 局 長	

中央大学監事

監 事	及 川 昭 二
監 事	川 村 親 慶
南 甲 俱 楽 部 専 務 理 事	廣 橋 眞 光
監 事	

中央大学評議員会

議 長	高 橋 季 義
南 甲 俱 楽 部 会 長	柳 澤 義 信
副 議 長	

学 部 長

法 学 部 長	永 井 和 之
学 員 会 副 会 長	

中央大学大学院法学研究科

委 員 長	椎 橋 隆 幸
-------	---------

中央大学法職講座運営委員会

委 員 長	三 和 一 博
-------	---------

日本比較法研究所

所 長	木 下 毅
-----	-------

中央大学事務局

学 長 室 長	福 田 孝 志
文 書 課 長	藤 本 義 明
秘 書 課 長	中 村 晋 明
法 職 事 務 室 長	相 沢

中央大学学員会

名 誉 会 長	堂 野 達 也
中 央 大 学 顧 問	
会 長	大 西 保
副 会 長	大 市 橋 千 鶴 子
副 会 長	安 原 正 之
事 務 局 長	佐 藤 信 昭

国 会 白 門 会

会 長	中 山 正 暉 治
元 法 務 大 臣 衆 議 院 議 員	保 岡 興

中央大学南甲倶楽部

常 任 理 事	小 笠 原 英 一
常 任 理 事	加 藤 金 之 助
常 任 理 事	澤 幡 仁
常 任 理 事	関 谷 宣 信
常 任 理 事	出 口 純 輔
常 任 理 事	中 村 重 郎
常 任 理 事	藤 森 宏 一
常 任 理 事	前 島 夫 久
最 高 裁 判 事	深 澤 武

預金保険機構

理 事 長	松 田 昇
-------	-------

日本弁護士連合会

副 会 長	丹 羽 健 介
第 一 東 京 弁 護 士 会 会 長	

東京檢察支部

顧問(東京高等檢察庁検事長)	松 浦 恂 夫
支部長(最高檢察庁次長検事)	甲 斐 中 辰 夫

学術研究団体連合会等

委 員 長	島 田 一 彦
真 法 会 支 部 長	多 田 武 夫
済 美 会 支 部 長	荻 原 静 夫

中央大学法曹会支部

福岡支部支部長	湯 川 久 子
---------	---------

五〇周年記念大会の舞台裏

実行委員会委員長代行

横山 昭

一 平成一二年中大法曹会第二五代猪股喜蔵執行部は「中大法曹会創立五〇周年記念行事施行」を決定し、かつその期日を「平成一三年九月二五日」と指定して同年九月準備委員を選任した。

しかして、準備委員会は、過去三〇周年四〇周年各大会の先例を参考として、より機能的準備を計るため財務・接待・懇親・式典・講演・記念誌刊行及び総務等の担当部会を設け、右各部会ごとに行事内容を検討するための小委員会を開催、更に全体委員会において全体的検討という組織を作り、その後右組織のまま名称を実行委員会と改称し精力的にその準備につとめた。

二 ところで、私共が最も意を用いたのは、行事施行の成功か否かは金（予算）であることに鑑み「先ず行事ありき」ではなく「先ず大会費用ありき」ことを肝要と認識し、深沢守財務部会長を中心にそ

の集金方法につき頻繁に部会を開催し、会員からの拠出金をいかにして多く収納するかについて、その実践に苦慮してきた。

中大出身法曹は、在野の弁護士だけでも全国に三〇〇〇余名といわれ、うち在京にも二〇〇〇余名の多数会員があるので、地方会員を除き在京会員一人五〇〇〇円宛の平均的拠出を原則としてその半数の協力は得られると想定し目標を五〇〇万円プラスアルファと想定した。

三 しかし、現実論としては、かかる想定による拠出協力は絵に描いた餅に等しい危惧があったので、大学内外又は法曹会内外において、いうところの名譽職的地位にある会員又は過去にあった会員による拠出金で、目標額の七、八〇パーセントを収納することにしてそのランクによる応分の額を定めて拠出方を要請することの特則を定めた。

因に大学関係では理事、監事、評議員、商議員その他大学機関関係者、在野法曹関係では日弁連、単位会、関弁連その他の機関における正副会長、理事長、理事、監事、議長、また学員会関係では正副会長、幹事、支部長、協議員、また中大法曹会では正副幹事長、その他公職関係では日調連、東調連、参調連の正副会長および研修所教官等々の会員にはそれぞれの地位において最高一〇万円とし、その地位に応じたそれぞれ拠出額につきランクを定めた。

四 翻って、中大法曹会員の多くは学研連関係者が多数であるところから、実行委員会は学研連の協力

は必須と考えて、学研連の協賛を得ることにした。

五 果たせるかな、会員に対し拠出要請（前記特別拠出者については、半強制の誘りは免れない）をしたところ、目標額を遥に超えて一二〇〇万余の拠出金の集納をみた。実行委員会としては、ここに改めて拠出者会員の方々に深く感謝を申し上げる次第である。

かくして、平成一三年九月二五日弁護士会館のクレオにおける記念大会は来賓及び会員多数の臨席と参加を得て盛大に施行し、私共実行委員会も面目を施した。

追って、

深沢部会長には事務所を挙げて拠出者名簿、拠出額を数か月にわたり克明に記録をとられ、また十数回の部会開催に奉仕していただいた実質的な功労者であることを付記して会員に披露しておく。

中央大学法曹会事務局報告

事務局長

奈良道博

中央大学法曹会創立五〇周年記念行事は、平成一三年九月二五日盛大に挙行され、おかげさまで成功裏に終了しました。ご出席いただいた御来賓の皆様には、厚く御礼を申し上げます。また、献身的なご尽力をいただいた実行委員会の委員をはじめご協力いただいた会員の皆様に事務局として心より感謝申し上げます。

一 実行委員会の活動

中央大学法曹会創立五〇周年記念行事実行委員会は、滝澤國雄実行委員長、横山昭実行委員長代行の元に、接待部会・式典部会・祝宴部会・記念講演部会・財務部会・記念特集号編集部会・総務部会の七つの部会が設けられ、各部会でご検討いただいた内容を、正副部会長会議に諮るという形で、運営され

ました。各部会とも精力的に活動していただき、またこれを受けた正副部会長会議も半年の間に八回にわたり開催させていただき、おかげさまで万全の体勢で当日に望むことが出来ました。

二 記念行事報告

(当日の出席者)

招待者	五二名
会員	一一六名
合計	一六八名

(収支報告)

○収入

賛助金	一一、八五一、五一四円
祝い金	四二〇、〇〇〇円
執行部預かり金	五〇〇、〇〇〇円
合計	一二、七七一、五一四円

○支出

各種費用(記念誌発行関係諸経費を除く)

三、九一八、一五七円

執行部預かり金返金

五〇〇、〇〇〇円

合計

四、四一八、一五七円

○残高

八、三五三、三五七円

以上ご報告申し上げます。

中央大学法曹会創立五〇周年記念式典部会報告

式典部会長

鈴木康洋

一 構成

部会長 鈴木康洋

副部会長 岩田 豊 大井勅紀 山岸憲司

部会員 岸 巖 堀合辰夫 高谷圭一

本間 崇 松尾紀良 大西昭一郎

大谷隼夫 鈴木喜久子

二 経過

(一) 式典部会は、本会創立五〇周年記念事業の冒頭を飾る主要行事であるため、厳粛のうちにも余り堅苦しい雰囲気にならないよう配慮しながら、常に祝宴部会との連携を念頭において意見交換を行っ

た。

先ず「式次第」については、創立三〇周年記念式典式次第、同記念祝賀会次第並びに創立四〇周年記念式典式次第を参考にしながら検討の結果、次のとおり部会としての検討案を作成した。

中央大学法曹会創立五〇周年記念式典式次第（案）

司会 事務次長（横 溝 高 至）

一 開会の辞 記念行事実行委員会式典部会長 鈴木 康 洋

二 挨拶 同実行委員会委員長 瀧 澤 國 雄

三 式 辞 中央大学法曹会幹事長 松 家 里 明

四 祝 辞 学校法人中央大学理事長 阿 部 三 郎

学校法人中央大学学長 鈴木 康 司

学校法人中央大学学生会会長 大 西 保

五 閉会の辞 副幹事長 （石 渡 光 一）

この部会案作成に当って特に配慮したことは、先例を参考にしながら、祝辞をいただく方々について、祝宴の方で祝辞をいただく方と式典の方で祝辞をいただく方の調整並びに以下の行事の進行に影響しないよう限られた時間帯のなかで何名の方から、甚だ恐縮なことはありませんが、どの程

度の時間の範囲で祝辞をいただくであつた。

(二) 次いで、正副部会長会議並びに全体委員会に、先の式典部会としての検討案を報告し、とくに祝宴部会の進行次第との調整を考慮に入れながら、改めて意見交換を行った結果、次のとおり記念式典次第を決定した。

中央大学法曹会創立五〇周年記念式典式次第

一	開会の辞	司会	鈴木康洋
二	挨拶	記念行事実行委員会委員長代行	横山昭
三	式辞	同実行委員会委員長	瀧澤國雄
四	祝辞	中央大学法曹会幹事長	松家里明
		学校法人中央大学理事長	阿部三郎
		学校法人中央大学学長	鈴木康司
		学校法人中央大学学員会会長	大西保
五	閉会の辞	中央大学法曹会副幹事長	石渡光一

(注) 1 式辞・祝辞については、ともに五分内外の時間帯のなかでお願いすることとした。

2 会場の設営については、法曹会執行部の協力をいただいたが、演壇正面にスタンド

マイク、壇上左翼に来賓用として椅子三、同右翼に挨拶を願う委員長外のため椅子三をセットし、開会宣言と同時にそれぞれご登壇、着席を願った。

以上簡単ではございますが、式典部会としての報告に代えさせていただきますが、当日の進行は関係各位の協力のもと滞りなく終始したことに改めて心より感謝を申しあげます。又、岩田 豊、大井勅紀両先生からは貴重な関係資料の提供を願ったことについて厚く御礼を申しあげる次第です。

財務部会

財務部会長

深 沢 守

一 正確には覚えていないが、平成二二年八月中旬頃、当時の中大法曹副幹事長川村延彦先生から「来年の九月、中大法曹創立五〇周年記念祝賀会を開催するので、その役員を選衝した結果、先生には財務のほうの責任者になってもらうことになった」という電話連絡があった。つまり、欠席判決である。もっとも、この役目は、要するに会計係であるから、収入・支出を正確に把握して記帳しておくのが役目だと理解していたから、ほとんど抵抗もしないで簡単に財務部長を引受けた次第であった。

財務部長という職責がそのような安易なものではなく、五〇周年記念祝賀会に必要な資金を、これから中大法曹会員から集めるのが主たる任務だと聞かされて青くなってしまった。わたくしがそのことに気付いたのは、猪俣喜蔵幹事長の主宰する第一回正副部会長会議の席であったのだから何とも情けない話である。

二 財務委員会の活動は、こうして、当時の猪俣喜藏幹事長の大号令のもとに始まったのだけでも、平成一二年九月初旬の段階では、記念行事の予算規模、賛助金（寄付金）の募集方法、とりわけ中大法曹会会員に記念行事の趣旨を理解して頂くにはどうしたらよいかなど、すべて白紙の状態であった。

何事を成すにも先立つものがなくては事は進まない。財務委員会は、平成一二年度中合計九回の委員会を開催して、賛助金の募集を求める要請文の作成、記念行事の予算の把握、法曹界における経歴による賛助金の基準額の策定など、次第になすべき仕事の輪郭を明らかにして行った。

この間にあって、財務委員会を終始リードして頂いたのは記念行事実行委員長代行横山昭先生である。賛助金要請文並びに賛助金基準一覧表などすべて同先生の原案になるものであって、財務委員会はこれに若干の修正を施したに過ぎない。

また、東京地検公安部牧野忠検事についても一言触れておきたい。同氏は、超多忙の中にも拘わらず、毎回委員会に出席され、中大出身の検事諸公の動行を調査して報告して下さった。法曹官僚（とりわけ裁判官）の内には中大出身者であることの公表をためらう風潮もあると聞く中で同氏の協力には頭の下る思いがあった。

三 当初は、随分心配した記念行事の内容も年が替わって平成一三年の春頃になると、具体的になり、財務委員会に課せられた賛助金募集額もおよそ金七〇〇万円となったが、程なく最低でも金八〇〇万円を募集せよということに修正された。

後述のように、賛助金募集は、予想外の好結果に終わったのであったが、これには、三つの幸運が重なったと思っている。

その一は、何よりも中大法曹会員各位の中大法曹に寄せる強い思いがあったことに加えて、川村副幹事長はじめ、財務副部長諸氏（東弁大高満範氏、一弁木戸弘氏、二弁嘉本益巳氏）の各弁護士会員への献身的働きかけがあったこと、その二は、印刷事務などを依頼した高千穂印刷に「中大法曹会員名簿」が保存されており、これに必要な補正を加えて利用できたこと、その三は、賛助金振込口座をわたくしの事務所と同じビル内にある「サンシャイン六〇内郵便局」に設定したことにより、同郵便局から賛助金振込月日、振込人氏名・所属会並びに振込金額を、時々刻々機械的にわたくしの事務所宛に連絡してくれたことである。その状況は直ちに各会副部長に連絡され未振込の先生方をたちどころに把握することができた。このことは、賛助金募集をかなり容易にしたものと考えている。

四　ともあれ、賛助金の募集は、極めて好調なすべり出しを示し、賛助金要請文を発送（平成一三年七月初旬）した一週間後には金四、〇〇〇、〇〇〇円を超える振込があり、七月末日にはすでに金六、四一六、五一四円、八月一四日の時点では目標額を上回る金八、一九六、五一四円の賛助金が寄せられてしまった。

財務部会としては、その時点で募集を打ち切るべきであったかも知れない。しかし、中大法曹会としては打ち切れない事情もあって（そのことは、他の筆者が書くことであろう）、本来賛助金要請が困難

であつた檢察庁関係、公証人関係、裁判官関係の法曹各位には賛助金を要請しないこととするにとどめ、弁護士各位からは従前どおり継続して賛助金を仰ぐこととした。その結果、八月二三日には金一〇、〇〇〇、〇〇〇円を突破し、最終的には金一一、六七一、五一四円（記念式典当日分を含む）に達することとなつた次第である。

平成一三年九月二五日に開催された中大法曹五〇周年記念祝賀会は会員各位の御厚志により成功裡に幕を閉じることができた。省みれば、中大法曹会員各位に対しては随分ご無理を申し上げてしまった。紙上をお借りしてお詫びと御礼を申し上げる次第である。

以上

中央大学法曹会50周年記念行事实行委員会名簿

(1) 接 待 部 会	牧 野 忠	(東京地検公安部)
	及 川 昭 二	(東 弁)
	森 田 昌 昭	(一 弁)
	小 野 道 久	(二 弁)
(2) 式 典 部 会	鈴 木 康 洋	(東 弁)
	山 岸 憲 司	(東 弁)
	岩 田 豊	(一 弁)
	大 井 勅 紀	(二 弁)
(3) 祝 宴 部 会	榊 原 卓 郎	(東 弁)
	中 村 浩 紹	(東 弁)
	山 本 隆 幸	(一 弁)
	村 山 芳 朗	(二 弁)
(4) 記念講演部会	橋 本 和 夫	(東京家裁家事第4部)
	浅 見 昭 一	(東 弁)
	安 西 愈	(一 弁)
	新 井 嘉 昭	(二 弁)
(5) 財 務 部 会	寺 尾 洋	(東京地裁)
	深 沢 守	(一 弁)
	木 戸 弘	(一 弁)
	嘉 本 益 己	(二 弁)
(6) 記念特集号 編集部会	大 高 満 範	(東 弁)
	中 津 靖 夫	(二 弁)
	白 井 正 明	(東 弁)
	荻 原 静 夫	(一 弁)
(7) 総 務 部	杉 井 静 子	(二 弁)
	千 葉 雄 一 郎	(司法研検察教官)
	友 野 喜 一	(一 弁)
	稲 田 寛	(東 弁)
実 行 委 員 長 実行委員長代行	金 澤 恭 男	(東 弁)
	奈 良 道 博	(一 弁)
	行 方 美 彦	(二 弁)
	瀧 澤 國 雄	(東 弁)
	横 山 昭	(東 弁)

第五部

中大法曹会特別報告

「炎の塔」建築に至る道のり

中央大学学術研究団体連合会
「炎の塔」施設整備検討特別委員会

委員長 大 高 満 範

私は、故森田洲右先生が平成五年度の中央大学学術研究団体連合会（以下学研連という。）委員長を務められたとき以来、この「炎の塔」建設に関わってきた。

当初は学研連棟の建設の検討に限られていたが、その後、「中央大学総合学術研究棟」の仮称のもとに、国家試験受験団体を包含する研究棟の建設を検討することになった。

そして、平成十年度の松家里明学研連委員長（現中央大学理事・中央大学法曹会幹事長）の下で、「炎の塔」建設の構想が具体化した。「炎の塔」の呼称は、松家委員長が「中大法曹」十七号（三十一頁以下参照）に、「炎の塔を作ろう」という論文を掲載し、そこで初めて提案された。この呼称が、去る平成十三年八月一日地鎮祭が行われ、着工の運びとなった多摩学生研究棟の通称として大学に受け入れられた。

私は、前述したように、「炎の塔」建設の検討に加わった一人として、当初学研連の中にこの建設を検討するための委員会を設置してその端緒を作られ、その後もこの建設の検討に情熱を傾けられた、故森田洲右先生に深甚なる哀悼の意を込めて、ここに故人の霊前にこの一文を捧げて報告をさせていただきます。

一 「炎の塔」建設の基本構想の策定

「炎の塔」建設は、中央大学創立百二十五周年記念事業のキャンパス総合整備計画の一つとして、理事会内小委員会「多摩地区におけるオフキャンパス施設建設に関する理事会小委員会」（座長三宅邦彦 常任理事・以下理小委という。）で、建設構想（基本的な考え方、建設候補地、収容施設、収容機能、建設規模、建設財源など）が検討され、具体化された。その報告の結果は以下のとおりである。

1 建設候補地

多摩キャンパス西門につながる七号館（経済学部棟）西側

2 収容施設

- ① 法職講座運営委員会
- ② 経理研究所
- ③ 通信教育部
- ④ 学術研究団体連合会
- ⑤ その他の国家試験受験団体

3 建設規模（前記2の①から⑤まで順次記す）

- ① 七六八・二平方メートル
- ② 五二九・八平方メートル
- ③ 一六六・六平方メートル

④ 八四一・一平方メートル ⑤ 四一〇・七平方メートル

これにゼミ室、資料室、談話室などの共用施設並びに共用部分の面積を加えて、合計五五・一六・六平方メートル

4 建設財源

延べ床面積五五〇〇平方メートル、建設経費₂㎡当り三十万円として、金十六億五千万円

学校方針中央大学学校債 五億円

通信教育部拠出金 一億円

寄付金 十億五千万円

(うち岡田錫淵先生の二億七千五百万円相当分の寄付は本施設建設財源に充当する。なお、平成十三年七月二十三日理事会配布の参考資料によれば、財源として、自己資金五億円、通信教育部拠出金一億円、寄付金十一億円、事業費合計十七億円となっている)

二 右理小委の報告(平成十二年十月十六日付)に基づいて、プロポーザル方式(業者選考方式の一つ)により設計業者、建築業者などの選定作業が実施された。この選定につき、学研連もオブザーバーとして参加する機会が与えられた。私が、当時大学施設整備検討特別委員会の委員長であったので、松家理事の指導のもとに学研連の意見を述べる機会が与えられた。なお付言すると、当初の研究室、ゼミ室、資料室、談話室の面積の要望、次いで建設候補地の要望、更にプロポーザル事項についての意見、基本

設計図への要望など中大法曹会並びに学研連の意見を述べる機会が幾度かあった。このような大学のご理解に対し、ここに敬意を表する次第である。このような経緯のもとで、設計・管理は(株)佐藤総合計画、施行は鹿島建設(株)などの業者がそれぞれ選定された。

三 研究室の配置等並びに建築工事工程その他

1 研究室の配置

三階建の建物である。一階にゼミ室を集中し、談話室、資料室を設置し、学研連六団体は三階に経理研究所と一緒に入り、その他の受験団体は二階に法職講座研究室と一緒にになっている。特に騒音については設計図において十二分に配慮され、現在の学習環境と比較すると、暖冷房などいろいろな設備面で格別に優れたものである。

2 工事工程について

建設工事期間は十一ヶ月の予定で、平成十四年六月に竣工、オープン準備に一ヶ月をかけ、八月に入室できることになっている。

3 研究室について

学研連としては、設計管理を担当する(株)佐藤総合計画との間で、使い勝手について意見交換をする機会がしばしば設けられたことを特に報告したい。大学当局は、旧学研連六団体の意向を十分反映するように、使い勝手につき配慮されたものである。この他に、理小委は基本設計作図の段階で、

学研連の要望をアンケートによって明確にして貰うなど細心の注意を払われた。

また、学研連の要望としては、オフキャンパス施設として二十四時間利用可能とすることであったが、利用団体の多数の意見で、午後十一時を門限とすることに合意された。二十四時間体制になると、夜間通路を開設しなければならず、フェンスなどで仕切る必要のため景観上も好ましくないこと、防犯上の観点からも憂慮されることが多いなどの理由によるものであった。この点について学研連もこれを承認した。

四 「炎の塔」建設に関する故森田洲右先生の功績

前述したとおり「炎の塔」建設は地鎮祭を終えて着々と工事が進行している。この端緒となったのが、平成五年五月から平成六年四月まで学研連委員長を務めた故森田洲右先生（事務局長は玉成会の元木徹先生）であった。故人は就任に当って学研連の運営構想として、

- 1 学研連の運営は旧来の限定した枠を越え、中大学員会、中大法曹会、中大法職講座運営委員会及び中大研究団体と有機的かつ機能的に運営する
- 2 これに伴う規約の制定、事務局の強化
- 3 中大、中大学員会支部、中大法曹会の協力を得て「総合学研連棟」の建設
- 4 前記1、2の構想実現のための財政充実の検討

等の方針を提案した。

特に、前記3の「総合学研連棟」の建設の検討への情熱は、従来の委員長に見られない格別のものがあった。この構想推進のために「総合学研連棟建設」第一小委員会を設置した。そして、筆者が小委員長に選任された。故人と協力して建設構想について大学へ協力要請をし、澤田進学長室長、松身雄吉総務部長、芝崎寅男管財部長、石井秀之総合企画室長、三宅邦彦同副室長（いずれも役職は当時のもの）らのアドバイスを得ながら、検討を詳細かつ具体的に進めた。

この「総合学研連棟」建設構想検討委員会は、その後歴代委員長に引き継がれ、委員長により情熱の温度差はあった。森田委員長を引き継がれた松崎勝一委員長は、「総合学研連棟」建設構想検討委員会を「学研連棟建設検討委員会」と呼称変更して、学研連棟建設活動を承継した。森田前委員長が同委員会委員長に指名され、学研連棟建設準備の活動を促進されることになった。そして、平成六年十二月に当時の中央大学理事長内海英男、同総長高木友之助、同学長外間寛各先生宛に要望書を提出した。その要旨は、「学研連棟の環境整備について、平成五年度学研連は、学研連棟の建設について中央大学、中大法曹会、学員会各支部等に対し協力を要請して検討を進める」ことにしたとして、「大学で検討中の『多摩キャンパス整備計画』の検討の一環としてその構想の中に加えていただく」ことを要望し、「学研連六団体のほか現在学研連棟を使用している十三団体全部を対象」とし、「さらに司法試験受験団体に限定することなく、公務員試験、外交官試験、公認会計士、税理士、弁理士及び司法書士等各種受験のために学術団体を連合して収容する研究棟を構想」していることを述べて、「学研連棟建設検討委員会と大学と継続的に協議したい」旨のものであった。

松家里明委員長が特に森田構想をより具体化されることになった。森田先生の「総合学研連棟」の建設構想が「一粒の麦」として植生され、麦秋の稔を迎えたことは、感慨無量である。今後は建設中の多摩学生研究棟が、本学の法曹養成の炎を絶やさぬ塔として、本学法学部を中核として中大法曹会、学研連はもとより、法職講座運営委員会と歩調を合わせて、二十一世紀の法曹養成のため、本学の建学の精神である実学の伝統を継承して一生懸命に頑張ります。

註　なお、本文は玉成会会報「玉成」（第四十八号）に掲載された『『炎の塔』誕生記』に一部加筆訂正したものであります。

中央大学多摩キャンパス学生研究棟

「炎の塔」の建設着工に至るまで

学校法人中央大学常任理事

三宅 邦彦

一 はじめに

昭和五十三年四月、中央大学多摩キャンパス開設に伴い、同キャンパス内に建設された所謂「学研連棟」の勉強環境の改善については、既に多摩移転当初から、歴代学研連委員長から、大学当局に対し、要望が出されていたところである。

最大の問題点は、学研連棟各研究室に冷房設備が施されなかったことである。

学研連からの冷房設備設置の要望に対し、大学当局の回答は、「同じ四号館を使用している学友会公認のサークル室も冷房がなく、これと甚だしい環境上の格差を設けることは、学生対策上好ましくない。さりとて四号館全体に冷房設備を施すには、莫大な費用がかかり、今は、その余裕が無い。」というものであった。

更には、本学出身司法試験合格者の低減化防止策として、学研連のための「新棟建設」の要望も既に相当以前から歴代学研連委員長からの大学当局に対して、提示されていたところである。

この要望に対する大学当局の見解は、「未公認団体である学研連だけのために独立新棟をキャンパス内に建設することは、学内で反対の声が大きいであろう。近時、大学院院生のための研究室が不足気味であるので、キャンパスの外にこれら院生用の研究室と合わせて学研連を収容する学生研究棟なるものを建てることならば可能かも知れない。とは言っても相当先の話しであろう。」というものであり、理事会の審議事項の対象にもされずに、年月が過ぎて来た。

その後、この「学研連のための新棟建設」が、にわかに現実性を帯びて学内の議論と成り得た理由は、平成十一年五月十七日開催の本学理事会において、総合企画委員会からの答申に基づく「二十一世紀へ向けての大学の総合的な改革に関する理事会基本方針」が審議可決され、その中の大学改革三本柱の一つのキャンパス整備の内容に「資格試験対応の関連施設（オフキャンパス）の整備」の一項目が加えられたことによる。

ここに至るまでには、総合企画委員会答申書に関する中大法曹会の意見聴取や平成十一年四月二七日付中央大学法曹会幹事長田宮甫・中央大学学術研究団体連合会委員長松家里明両氏連名による高木友之助理事長職務代行あての要望書の中に「本学の多摩キャンパスに司法試験等の国家試験受験研究室、その他の諸施設を揃えた国家試験対応のための建物を建設すること」が明記されていること等が背景にあったことは、勿論である。

平成十一年五月二十六日に就任した阿部三郎理事長を長とする今期理事会は、直ちに、この前期理事会が決定した「理事会基本方針」の審議に入り、その結果、「今期理事会は、この理事会基本方針を着実に実行することを最大の使命とする。」ことを確認した訳である。

大学改革のための「理事会基本方針」なるものは、大きくは、次の三つの柱によって、構成されており、それぞれの柱ごとに今後本学が改革すべき事項について、提言がなされているものである。

① 学部・大学院・研究所等の改革

② 財政改善

③ キャンパス整備

このうち、キャンパス整備については、平成十一年度から平成十三年度にかけての実施計画として、多摩キャンパスに学生課外活動用新棟・国家試験対応用新棟（オフキャンパス）を建設し、後楽園キャンパスに教育・研究・学生関連用新棟を建設すべき旨提言されている。

本稿においては、このキャンパス整備について、専ら「炎の塔」の建設経緯について、学校法人中央大学理事会の関わりの概略について、記することとする。

二 「炎の塔」建設構想（概要）の策定

理事会は、平成十一年十月十八日開催の理事会において、右記三棟の建設推進を図るため、理事会のもとに小委員会を設置し、建設規模・財源・資金計画等を検討し、それぞれの建物の建設構想を策案す

ることを決定した。

当時、「炎の塔」の呼称については「オフキャンパス施設」と称していたが、これは、この建物が国家試験を目指す学生のための施設であることから、入学試験期間等における利用制限を受けない一年中二十四時間利用可能な施設とすべきであり、そのためには、既存のキャンパスの外に建設すべきであるとの考えによるものであった。

「炎の塔」建設に係る理事会小委員会（以下「第三小委員会」と記す。）の構成は、次のとおりである。

① 委員長内了（理事）・北村敬子（理事）・高木丈太郎（理事）・松家里明（理事）・

辰川弘敬（常任理事）・濱田惟道（常任理事）・三宅邦彦（常任理事）

② オブザーバー菅原彬州（通信教育部長）・三和一博（法職講座運営委員長）・

渡部裕亘（経理研究所所長）

③ 幹事 関連部課室長

一方、理事会は、この施設に收容することが想定される学研連その他の機関・団体に対して専用面積の要望の提出方を依頼した。

第三小委員会は、平成一二年一月七日に第一回が開催され、座長には、阿部理事長の指名による三宅邦彦常任理事が選出された。

以後、第三小委員会は、一月二九日・二月一九日・三月一日と開催され、「多摩地区におけるオフ

キャンパス施設建設構想（概要）」を取りまとめ、三月二七日開催の理事会に報告し、原案のとおり、承認可決された。

この間、中央大学法曹会・学研連との往復作業は、専ら、松家小委員会委員（理事）に担当して頂くこととなった。

この建設構想をまとめるに当たって、各委員にご苦勞をかけた点は、この施設の建設規模をいかにするかにあった。

建設規模については、理事会基本方針において、「総面積五、〇〇〇㎡以内（通信教育・課外講座を含む。）ただし、施設拡充のための寄付金総額により、総面積を変更することもある。」と一定の制約条項が定められており、各機関・団体からの要望面積は、専用面積で九、三四二㎡であり、共用面積（総面積の三〇％）を加えれば、一万三千余㎡に及ぶため、これをいかに圧縮するかが問題となった。

そこで、オフキャンパス施設に備える機能は、学生の勉学環境の確保に重点を置くこととし、研究室・共同ゼミ室・共同資料室・事務室・指導スタッフ作業室・談話室に限定することとした。更に、教室等の共同利用を高めることとし、各機関・団体別の専用面積の大枠を定め、建設規模の総面積は、基本的に五、五〇〇㎡を超えないこととし、各機関・団体の理解と協力を得ることとした。

次に、建設候補地については、「多摩キャンパス西門内側・八号館横」を第一候補地とした。候補地を選定するに当たっては、この年の二月一日に学研連委員の方々に多摩キャンパスでの想定地を実際に視察して頂く機会を設けた。

また、建設経費とその財源については、経費は、一㎡当たり三〇万円、総面積五、五〇〇㎡、総額一六億五、〇〇〇万円とし、財源については、白門学債五億円、通信教育部拠出金一億円、寄付金十億五〇〇〇万円とした。

この場合、岡田錫淵先生の篤志による二億七、五〇〇万円相当分の寄付は、先生の意向を尊重し、この施設の建設財源に充てるものとした。

更に、この施設に収容する機関・団体は、次のとおりとした。

- ① 法職講座運営委員会
- ② 経理研究所
- ③ 通信教育部
- ④ 学術研究団体連合会
- ⑤ その他の国家試験受験団体

三 設計及び施工監理業者の選定

理事会において、建設構想が承認されたことにより、次の作業は、設計監理業者を選定し、基本設計を策定することとなった。

理事会は、設計及び施工監理は、同一の設計業者とし、業者の設定は、プロポーザル方式によるものと決定した。また、業者の選定は、第三小委員会に一任することとなった。

そこで、第三小委員会は、平成十二年七月二二日と九月二三日の二回に亘って開催し、設計会社にとどのような建物を建ててもらいたいのか、その内容を示す所謂「プロポーザル要項」を収容する機関・団体との折衝を経てとりまとめ、設計監理業者の候補業者として、「石本建築事務所」・「久米設計」・「佐藤総合企画」・「日建設計」・「三菱地所」・「類設計室」の六社を指名することとした。

ついで、平成十二年十一月一日、多摩キャンパスにおいて、指名業者に対する所謂「現場説明」を行い、大学からオフキャンパス施設に籠める理念を説明し、良い施設をより早く、より安く実現するための提案を求めた。

各設計業者からの提案が整い、第三小委員会は、平成十二年十二月八日と同月十六日に委員会を開催し、各設計業者からの提案説明、所謂「ヒアリング」を受け、審議の結果、「佐藤総合企画」を設計監理業者に選定することを決定した。

選定方法は、予め、第三小委員会において、業者の提案内容に関し、十数目の評価項目と項目別の点数配分を決めておき、ヒアリングの後、委員、オブザーバー、幹事各位の全員が採点し、その結果を集計し、全体の得点の高い業者を選ぶこととした。

なお、この選定作業には、阿部理事長と大高満範氏（学研連「炎の塔」建設担当）にも加わって頂いた。

各業者からのプロポーザルは、流石にわが国一流の業者だけに、何れも本学が意図するところを良く理解し、魅力溢れるものばかりであったが、旧駿河台図書館をシンボルイメージに取り入れた「佐藤総

合企画」の提案が最も高い評価を受けたものと思われる。

また、この設計監理業者選定結果については、平成十三年一月九日開催の理事会において、報告され了承を得た。

四 基本設計の策定

オフキャンパスの設計監理業者が決定したことに伴い、大学側も佐藤総合企画の設計提案書を基礎として、関係諸団体の意見・要望をとりまとめ、相互に調整を図るべく「関係者会議（仮称）」を設置し、設計監理業者との折衝に当たることとした。

その後、本学管財部・関係者会議と佐藤総合企画との詳細な詰め作業が繰り返され、基本設計案が取りまとめられた。

第三小委員会は、平成十三年三月二四日委員会を開催し、佐藤総合企画提案の基本設計（案）を審議の結果、原案のとおり承認した。建築場所は、多摩キャンパス西門内側・八号館横とし、建築概要は、次のとおりである。

構 造 Ⅱ鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上二階・地下一階

* 八号館側から見れば地上三階地下一階

建築面積Ⅱ二、一六三・三四^m

延床面積Ⅱ五、五一〇・〇〇^m

高 さ 一五、二五 m

工 期 平成十三年八月～平成十四年六月

因みに、各団体の専用面積は、次のとおりとなった。

共用施設（ゼミ室等） 一、〇一六²m

法職講座運営委員会 〃 七八八²m

経理研究所 〃 五三一²m

通信教育部 〃 一六九²m

学術研究団体連合 〃 八七〇²m

その他の受験団体 〃 四三六²m

合 計 一三、八一〇²m

建物の共用面積率は、三〇、八％であり、全体としてのイメージ、利用勝手のゾーニング、空調、照明、防音、情報処理関連設備、植栽、アメニティにも十分配慮された素晴らしい設計が得られたと言える。

五 施工業者の選定

理事会は、平成十三年四月九日開催の理事会において、第三小委員会が設計監理業者として、「佐藤総合企画」を選定したことを了承するとともに、オフキャンパスの施工業者の選定については、建築工

事・電気設備工事・機械設備工事ごとに分割発注することとし、指名業者からのV E提案による総合評価方式による入札方式によって選定することとした。また、理事会は、同日、指名業者として、建築工事について一七社、電気設備工事について八社、機械設備工事について八社を選定し、施工業者の選定は、第三小委員会に一任した。

大学は、指名業者に対する現説を経て、同年四月二四日入札を行い、その結果を踏まえて、第三小委員会は、同年五月七日と五月十日に委員会を開催し、施工業者について、次のとおり選定した。

建築工事Ⅱ鹿島建設(株)

電気設備工事Ⅱ日本電設工業(株)

機械設備工事Ⅱ(株)朝日工業社

それぞれの落札価格は、本学の予定価格を下回り、建設工事費は、什器備品をも含めて理事会決定の建設構想の範囲内で収まる見通しを得ることができた。

なお、施工業者の選定については、同年五月一四日開催の理事会に報告され、了承を得た。

また、オフキャンパスの名称については、同年七月九日開催の理事会において、「学生研究棟『炎の塔』』と呼称することの了承を得た。

六 地鎮祭の挙行

建物の建築の場合、設計業社が、基本設計を行い、その基本設計に基づく実施設計を行ってから、施

工業者を選定する手順を踏む場合が多いと思われるが、今回は、理事会で審議の結果、工期の短縮と経費の削減の観点から、実施設計は、選定された施工業者と設計業者が共同で実施設計を行う手法がとられた。

設計業者と施工業者との共同作業による実施設計が固まり、関係諸官庁との折衝も整えば、いよいよ建築工事の着工となる訳である。

多摩キャンパス学生研究棟「炎の塔」の地鎮祭は、平成十三年八月一日（水）（大安）午前十時三十分、建設予定地において、阿部三郎理事長、鈴木康司学長はじめ大学役員・学部長・学員会正副会長・中央大学法曹会幹事長ほか役員・学研連委員長ほか役員・地元自治会会長・設計監理業者役員・施工業者役員等総勢一〇〇人近い多数の参列を得て、祭主地元熊野神社のもとに厳肅かつ盛大に挙行された。当日は、三五度を超える炎暑の日で、参列者全員全身汗びっしょりとなったが、地鎮祭は滞りなく挙行された。

続く直会の席での阿部理事長・松家法曹会幹事長の熱情溢れる挨拶、永井法学部長の覚悟の挨拶、(株)佐藤総合企画佐々木会長・鹿島建設(株)徳永副社長の誠実な挨拶は、参会者一同に深い感銘を与えた。

七 おわりに

学生研究棟「炎の塔」の建設計画は、前述のような経過を辿って、無事工事着工に漕ぎつけたわけであるが、このことは、阿部三郎理事長のリーダーシップとこれに呼応され情熱を注がれた松家里明理事・

法曹会幹事長の指導力・調整能力更には法曹会・学研連・法職・経理研・通信教育部等の役員の方々の理解と協力が無ければ果たし得なかったものと言えよう。

また、「炎の塔」建設が、中央大学の歴史にとって意味するものは、極めて大きいものがあると言える。

何故ならば、中央大学は、中央大学の将来像として、国家試験に強い大学造りをするということ、そのための学生用の特別な施設を建設することを教授会をはじめ全学的な認知と合意を得て行ったことである。このことは、そもそも学研連各研究会創立時の研究室獲得の事情、多摩移転時の学研連棟の建設経緯・法職講座設置時の法学部の対応等に照らして見れば、質的には、全く違うものである。

それ故に、「炎の塔」で学ぶ学生の自覚や学研連をはじめとする受験団体の指導者の責任も従来とは、質的に異なるものが求められるものと考えられる。

「炎の塔」の窮極の目的は、二一世紀に中央大学の学生をして世界に通用する人材たらしめることにある。

世界にとって有為な人材となるためには、司法試験・公認会計士試験・国家一種試験等難関と言われる資格試験に合格することが実現確率性が高いことは、事実であろう。

そのためにいかに優秀な学生を「炎の塔」に迎え入れるか、成果の上がる指導体制をいかにして構築するかが学内外の「炎の塔」に関わる者に課せられた大きな課題である。

更に、「炎の塔」の意味するもののうち、重要なことは、この建設経費の大部分は「炎の塔」建設の

趣旨に賛同する方々の寄付金によって賄うこととした点にある。このことは、中央大学が多くの法曹を輩出してきた歴史において、先輩が後輩の面倒を見て実現してきたという中央大学の良き学風を建物自体に具現化しようとするものにはかならない。

中央大学法曹各位の深いご理解とご協力を切望する次第である。

なお、現在、建築工事は、計画どおり進捗しており、本年六月には竣工を迎えることとなる。

以上

中央大学法科大学院（ロースクール）の開設に向けて

中央大学法曹会大学問題委員会
法曹養成教育小委員会委員長

弁護士 石井芳光

一 法科大学院（ロースクール）の開設は、いよいよ二〇〇四年四月と間近に迫ってきた。

新聞報道によれば、法科大学院は、国公私立一一七大学法学系学部のうち、七三大学が設置予定であり、二五大学が検討中というブームを呼ぶ「乱立」状態であり、実務家教員に対する「囲い込み」なども喧伝されている。

そのようななかで、法務省は、法科大学院が乱立して安易な運営が行われることを懸念し、著しく低い合格率しか出せない法科大学院には、適格認定の取消処分を検討することまで開始しているようである。

法科大学院は、年間約三〇〇〇〇人の新司法試験合格者を送り出すことになり、大学法学部は、二一世紀の法曹養成教育機関としても、「生き残り」を賭けた激烈な競争社会に突入することが予想され

る。

政府では、司法制度改革推進本部（本部長内閣総理大臣）を組織し、法科大学院の開設に向けて、具体的な設置基準を検討中である。

文部科学省中央教育審議会では、法科大学院の設置基準が検討され、法務省でも、まもなく成案を確定し、二〇〇二年中には、国会で法科大学院と新司法試験などの関連法案が審議され、法制化されるなど、あわただしくなってきた。

二 中央大学は、法科大学院の開設にむけて、すでに市ヶ谷キャンパスを予定し、大学には法科大学院開設準備室が設置され、室長に小島武司教授が選任され、永井和之法学部長ほかの有力教授約一七名が委嘱され、法科大学院の開設を具体化する体制となりつつある。

中央大学は、英吉利法律学校（明治一八年・一八八五年開校）の実学精神を伝統とする「法科の中央」として、これまで、名実ともに法曹界の地位を独占してきたが、このところ、司法試験合格者は、減少化の一途をたどり、有力他大学の後塵を拝してきた。

しかし、最近になり、大学法学部当局の熱心な法学部改革をやり始めて、司法試験合格も増加だし、この低迷から脱却しようとするにあたり、新たに構想された法科大学院の開設は、二一世紀に向けて、建学以来のビッグプロジェクトである。

そこで、中央大学の法科大学院構想は、有力他大学に比較して、司法社会に進出する入学者に魅力を与える特色が確立されなければならない。

中央大学の法科大学院開設に対する法曹養成のために、(1)英吉利法律学校の伝統を踏まえて、新たに国際法律業務に強い法曹を養成すること、(2)建学の実学精神にもとづいた実社会で十分に通用する実務法曹を養成することなどが唱えられており、その目的に向かって、必要な法科大学院の教員人選、入学者の選抜方法、カリキュラムの確定、教育方法などが具体的に検討されつつある。

三 中央大学法科大学院は、有力他大学とならんで、少なくとも三〇〇名程度の入学者を選抜し、少数精鋭の学生を対象としたカリキュラムと教育方法にその特色を盛り込もうとしている。

他の有力他大学では、新聞報道によれば、たとえば、東京大学法科大学院が約三〇〇名、早稲田大学法科大学院が約三〇〇名を募集するなどといわれており、中央大学でも、有力他大学に拮抗して、法科大学院を開設するためには、少なくとも、その程度の定員を確保することが必要であろう。

法科大学院の入学者は、大学院開設の公平性・開放性・多様性の原則からすれば、他大学出身者にも、相当数の入学者に門戸を開放しなければならないが、中央大学法科大学院は、開設から当分の間、少なくとも二分の一以上は、本学出身者を選抜することになろう。

法科大学院の標準就業年限は、原則を三年とし、法学既修者は、二年とするが、中央大学法科大学院でも、当初は、法学部の法学既修者が多数になると予想されるので、三年課程の充実はもとより、二年課程の充実もとくに必要とされよう。

法科大学院は、教員が高度の法学教育の指導能力を必要とし、専任教員一人あたりの定員は、一五名程度とし、そのうち、実務家教員が二割程度を占めることになるので、中央大学法科大学院におい

ても、具体的な人選に取りかかることになるが、その人選時期は、二〇〇四年四月を開設目途にする
と、二〇〇二年中にも確定しなければならない。

法科大学院の教育内容は、二一世紀に期待される法曹資質能力を養成するために、これまでの大学
法学部教育とは、別途に編纂された新しい法理論教育を中心としつつ、法曹実務教育の導入部分をも
併せて行うなど、必要な授業科目を創設し、体系的な教育課程を編成することが必要になる。

法科大学院の教育方法は、少人数教育を基本として、事例研究・討論・調査・現場実習その他の適
切な方法により、授業を行い、双方向的・多方向的で密度の濃い実施策が必要である。

法科大学院専用の施設および設備は、法科大学院の目的に照らし、十分な教育効果をあげることが
できると認められるものを完備し、中央大学法科大学院では、とくに模擬法廷施設を備えることがす
でに検討されている。

四 第三者評価は、大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者等で、法科大学院に関
し、広く高い識見を有する者で構成された組織団体により、実施されることになる。

五 複数の大学が連合して設置する大学院（連合大学院）の具体的な設置形態については、現行制度と
整合性も勘案しながら、今後、検討されることになるが、中央大学法科大学院でも有力他大学法科大
学院と連携して、それぞれの特色を生かしながら、具体化を検討することになるう。

その際は、独立した法科大学院としての一体的な運営の確保、教育水準の確保、学生の学習の便宜
（無理のない履修形態の確保）、安定的・継続的な運営の確保に留意する必要がある。

六 法科大学院の学資負担は、入学者にとって、もっとも切実な問題である。

法科大学院は、国公立と私立との間に、開設当初から財政的負担格差が生じるハンディキャップがあるが、それを解消するために、奨学金・教育ローン・授業料免除制度等の各種支援制度を充実する方策について、今後、十分に検討する必要がある。

新聞報道によれば、法科大学院は、少人数指導や実務研修を重視するために、学生一人あたり年間二〇〇～三〇〇万円のコストが必要であるとされており、中央大学の試算でも最低一五〇万円以上はかかると思われる。

法科大学院の学生は、入学時から修了時まで約一、〇〇〇万円もの学資がかかるといわれているが、これを負担しきれない「経済的弱者」は、司法社会に進出できないという批判に答えるためにも、中央大学法科大学においても、入学時から修了時までの学資支援対策は、奨学金・教育ローン・授業料免除制度等の各種支援制度を充実する方向で、今後、十分に検討する必要がある。

七 法科大学院の設置基準は、大枠が設定されてきたが、最重要の問題は、中央大学法科大学院で実施する具体的な教育内容である。

法科大学院での教育課程は、おおむね、次のような例示科目となることが予想される。

(1) 法律基本科目群

公法系（憲法、行政法などの分野に関する科目）

民事系（民法、商法、民事訴訟法などの分野に関する科目）

刑事系（刑法、刑事訴訟法などの分野に関する科目）

(2) 実務基礎科目群

法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップなど

(3) 基礎法学・隣接科目群

基礎法学、外国法、政治学・経済学科目など

(4) 展開・先端科目群

労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、環境法など

中央大学法科大学院では、このような教育課程のなかで、本学の目標とする特色である英吉利法律学の伝統を踏まえて、(1)英米法を中心とする国際法律業務に強い実務法曹を養成すること、(2)法学の実務精神にもとづいた実社会で通用する実務法曹を養成することが具体的に盛り込まなければならぬ。

法科大学院の開設まで残された期間は、わずかである。

中央大学法曹会としても、全力を挙げて、法科大学院の開設に向けて、協力していくことが必要である。

法職講座の現況と課題

「法職講座抜本的改革四力年計画から新三力年計画へ」

元・中央大学法職講座司法試験受験指導相談員
現・法職講座受験指導スタッフ幹事会

事務局長

阿部

鋼

第一 平成一三年度（抜本的改革四力年計画三年目）の誤算

思わず絶句しました。

平成一三年一〇月一二日（金）一六・〇〇、司法試験管理委員会が発表した中央大学の論文合格者数は「七九人」で、久しぶりに論文合格者数が減少しました。

それも前年一〇四人から二五人マイナスの「激減」です。

法職講座研究室（市ヶ谷キャンパスと多摩キャンパス）の論文合格者数も前年比マイナス一四人の合計三三名でやはり「激減」しました。

これは、平成一一年にいわゆる法職講座抜本的改革四力年計画（以下、「四力年計画」）を開始して以

来、法職講座が初めて味わう挫折感でした。

この結果を受けて、濱田惟道常任理事、三和一博運営委員長の大号令の下、法職講座は次年度の巻き返しに向けて凄まじい対策を講じている最中です。

来年度、平成一四年度は四力年計画の最終年度です。

計画の目標は司法試験最終合格者数が一〇〇人台を突破する体制を創ることです。何としても目標を達成しなければなりません。

私は平成一一年度に、機関誌「中大法曹」において「現場からの抜本改革プラン（私が一年間司法修習を遅らせた理由）」（以下において、「前回寄稿」）を寄稿させていただきました。

そこでは、法職講座の「四力年計画」について特別報告させていただきました。

この度、中大理事であり、法職講座運営委員会の重鎮でもあられます中津靖夫先生から「法職講座の現況と課題」について寄稿する機会をいただきました。

そこで、今回は、平成一一年度の法職講座改革がその後、どのような形で進行し、法職講座は今、どのような課題を抱えているかを、諸先輩方へ特別報告させていただくことと致しました。

第二 法職講座抜本的改革四力年計画とその成果

1 中大合格者数が凋落した原因

司法試験は、今、中央大学がかつて全国第一位であった時代とは大きく様変わりしたバックグラウンド

ドの下で継続していることはご存知のことと思います。

①合格者数の増加、②受験者層の変化（出願者の出身大学の変化）③択一試験の出題傾向の変化、④論文試験の採点比重の変化、⑤受験予備校の台頭、⑥受験生の受験勉強スタイルや気質の変容、⑦司法試験委員の数、構成員の変化（研修所教官などの実務家の増員）などに代表されますが、司法試験は大きな変化を遂げました。

そして、「前回寄稿」において、私が指摘させていただいた中大固有の事情に基づく合格者数凋落の原因は下記の通りです。

まず、①根本的原因としてのキャンパス多摩移転に伴う様々な障害です。

これによって「そこそこ優秀な偏差値エリートの入学者減少」、「先輩若手弁護士からのノウハウの確実な継承の断絶」、「司法試験予備校を中心とした受験ノウハウ進化への乗り遅れ」という致命的な障害が発生いたしました。

次に、加速要因として、②「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」、③「勢力分散の下司法試験対策」です。

これらが多摩移転によるビハインドをより一層顕在化させるところとなりました。

* 中大生合格者の総合格者数に占める割合(%)

	最終合格者総数	中大最終合格者総数	中大生の占有率
昭和二六年 一位	二七六名	九三名	三四、一九%
昭和三九年 一位	五〇七名	一七〇名	三三、四六%
昭和四五年 一位	五〇七名	一三八名	二六、五八%
* 多摩移転 昭和五三年 二位	四八五名	八七名	一七、九三%
昭和五八年 三位	四四八名	六三名	一四、〇六%
平成 八年 五位	七三四名	五七名	七、七七%
* 改革開始 平成一一年 五位	一〇〇〇名	九二名	九、二〇%
平成一二年 五位	九九四名	一〇二名	一二、〇七%
平成一三年 五位	九九〇名	七六名	七、六七%

2 「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」とは

- (1) まず、改革目標は短期的目標、中期的目標の二つからなっています。

① 短期的目標

中大最終合格者の総数について平成一一年度七〇人台後半、平成二二年度八〇人台後半、平成一三年度九〇人台後半を目標とする。

② 中期的目標

平成一四年度司法試験最終合格発表において中央大学の最終合格者数が常時一〇〇人に達する体制を創る。

(2) 次にそれを実現する方法として下記の改革案を採用しました。

① システム改革

前述のように中大凋落の原因には根本要因としてのキャンパス多摩移転がありますが、そんなことを今さら云々しても意味のないことです。

しかし、加速要因として、②「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」、③「勢力分散の下司法試験対策」は早急に是正する必要があるし、また是正できる事柄でした。

そこで、これらの加速要因を是正するシステムを構築しました。

へ1」まず、法職講座運営委員会・法職事務室のパートナーとして「受験指導スタッフ幹事会」を設置し、その執行部が運営委員補佐として運営委員会に出席するシステムを構築いたしました。

「受験指導スタッフ幹事会」は実際に受験指導をしている法職講座出身の最近の合格者によって構成する組織です。

メンバーは主として法職講座研究室のOB・OGです。

「受験指導スタッフ幹事会」の意思決定を法職講座運営委員会の意思決定に反映させること

によって運営委員会の判断がより受験指導の現場のニーズを反映したもの、「現状認識」に基づいたものになるようにいたしました。

〈2〉次に、法職講座運営委員会のみで方針決定するのではなく、五者協議会（法学部、中大法曹会、学研連、テミスの会、法職講座）を設置し、相互情報交換ができ、また、法職講座運営委員会の方針について絶えず意見交換ができるようにいたしました。

これによって司法試験関係団体相互の連携を図るようにして、「勢力分散下の司法試験対策」をできるだけ改めるようにしました。

② 受験指導体制の改革

このようなシステム改革を背景にして、受験指導体制を下記のように充実させました。

〈1〉第一に多摩キャンパスにおける一般公開講座を改革いたしました。

従来から法職研究室の指導が充実していることに比べて、多摩キャンパスの一般公開講座が効果的でないことは中大司法試験関係者の中では共通の認識となっていました。

そこで、まず、マスプロ講座の講師を「司法試験の現状に精通する方」に限定する改革を行いました。

これは講師を、直近の合格者の方で、受験指導に熱心であり、また受講生から人気のある若手弁護士や司法試験に精通する研究者の方に限定するものです。

次に、従来のマスプロ教育中心主義を部分的に修正して、ゼミによる指導を強化しました。

これは寺子屋的指導という「中大学研連」の伝統的手法による受験指導をより多くの中大生に施すというものです。

さらに、「予備校のアウトソーシングの利用」として、「中大法曹OB OG三者」（中大法曹会、中大のテミスを育む会、学研連）の合同主催、中大生協教育事業部共催という枠組みによる「予備校択一答案練習会」を実現いたしました。

これによって、自前のマンパワーでは設置できない講座をも設置するためのノウハウも得ることができました。

〈2〉第二に法職市ヶ谷研究室（学研連市ヶ谷研究室も含む）及び法職多摩研究室の指導体制強化いたしました。

すなわち、日本でも屈指の受験指導体制を備える両研究室の指導体制をより充実させ、受験生を集中的に鍛えることで合格者を輩出することを目指しました。

目標として、この二つの研究室を合わせて平成一一年度は三〇人、平成二二年度は四〇人、平成一三年度は五〇人の合格者を出すことを予定しておりました。

3 「法職講座抜本的改革プラン四力年計画」のこれまでの成果

このような「四力年計画」は、平成一三年度合格者数減少を除き、あらゆる面で着々と成果をあげてきました。

(1) 多摩キャンパスにおける一般公開講座の成功

① マスプロ講座の受講生数の激増

平成一一年度四月開始の「基礎講座」は、永山在浩先生、斎田求先生という法職講座屈指の超人気若手弁護士講師が担当されました。

すると、基礎講座は新入生が八〇〇人ほど受講する超人気講座となりました。

従来の基礎講座は最初は六〇〇人近い受講生が集まっても、回を追う毎に受講生数が激減していききました。

ところが、永山在浩先生、斎田求先生が担当されている基礎講座は四月開始時の受講生数が二月の最終講義まで減ることのない超人気講座となりました。

信じられないことに講義会場が一つでは足りず、もう一つ会場を設定しビデオ中継しております。

おそらく全国中の大学の講義の中でこれほど受講生を集めている講座はないと思われます。

平成一三年六月に会場視察に来られた阿部三郎中大理事長も、大変な盛況ぶりに感動しておられました。

また、新設した択一受験用マスプロ講座である「重要論点講座」も高柳一誠先生、山本昌平先生というやはり法職講座屈指の超人気若手弁護士講師が担当されて、人気が定着いたしました。

このような講座は大学に資格合格という付加価値を求める在学生や父母達のニーズに合致したものです。

特に基礎講座は単に司法試験対策講座ではなく法学部の授業の前段階に位置する「入門講座」としての特色を持ち、司法試験を受験しない者も受講しているところに人気の秘密があります。

法職講座として、「司法試験はカンタンになった!!」、「レッツ司法試験!!」というセンサーショナルなキャッチコピーを用い、「ご父母のためのガイダンス」などこまめな司法試験の啓蒙活動(?)を地道に続けたことも基礎講座・重要論点講座成功の下地になったと思われます。

② 寺子屋指導(ゼミ指導)の充実化

基礎講座が終わると、受講生達は「基礎ゼミ」(櫻井滋規先生御担当)、「答案の書き方ゼミ」(池田健司先生御担当)といったゼミ指導を受講します。

ここでも、約二〇〇〜三〇〇以上受講希望者が殺到します。

もちろん、基礎講座と異なり受講内容も難しくなりますので、自然淘汰されて受講生は減少していきます。

③ 択一模擬試験の充実化

「基礎講座」、「基礎ゼミ」、「重要論点講座」、「答案の書き方ゼミ」を受講すると受講生達は三年次における択一試験受験本格的な準備に入るため「中大法曹OB三者」主催の「予備校択一案練習会」を受講します(今朝丸一先生御担当)。

「四力年計画」に先立って平成一〇年度に開始した講座ですが、開始以来圧倒的な人気を保っています。

申し込み開始三日間で募集定員の五〇〇人に達し、募集が締め切られます。

(2) 法職研究室の合格者激増

法職講座研究室も確実な成果を残してきました。

研究室の指導体制は年々厚みのあるものとなっています。

このような法職市ヶ谷研究室（学研連市ヶ谷研究室も含む）及び法職多摩研究室の合格者を合わせて、平成一一年度は三〇人、平成一二年度は四〇人と予定していたことは前述いたしました。

そして実際の成果を見ると、平成一一年度は三三人、平成一二年度は四四人と目標を確実にクリアしてきました

(3) 「司法試験対策の決定過程」の充実化

現在、法職講座運営委員会の司法試験対策決定には「受験指導スタッフ幹事会」の意見が強く反映されています。

「受験指導スタッフ幹事会」は高柳一誠幹事長を中心に、毎月一度開催されます。会議は毎回午後八時から午後一時まで、市ヶ谷キャンパスのスタッフルームで開かれ、激論が闘わされます。

このような議論の成果が法職講座運営委員会の意思決定に反映されているのです。

そこで、中大在学生の大多数が受講している法職講座の「司法試験対策の決定」は現状認識あるものに改善されているといえます。

尚、中大司法試験関係者の方と意見交換をさせていただくと未だに実態に即さない議論を耳にす

る場合もありますが、このようなことは極めて稀になっています。

(4) 「勢力統合下における」司法試験対策決定の実現

また、法職講座運営委員会の方針が五者協議会（法学部、中大法曹会、学研連、テミスの会、法職講座）や学研連市ヶ谷研究室管理運営委員会に報告され、意見交換を求める運用が定着しました。そこで、司法試験関係団体相互の連携も充実しています。

(5) 短期的目標の達成とその要因

そして、司法試験の中大最終合格者数は、「短期的目標」として掲げていた平成一一年度七〇人台後半、平成一二年度八〇人台後半を確実にクリアしてきました。

平成一一年度は九二人、平成一二年度は一〇二人と目標を大幅に上回る成果をあげたのです。

このように平成一一年度、平成一二年度に目標が達成した要因は①何よりも司法試験合格者総数が一〇〇〇人になったことでしょうが、②「四力年計画」の柱の一つである法職研究室の合格者実績が飛躍的に上がったことも大きな原因といえます。

多摩キャンパスにおける講座改革は平成一一年度入学生から開始したもので、現在までの合格者実績には直結していないともいえます。

しかし、多摩キャンパスにおける講座改革のエネルギーが中大司法試験受験生に目に見えない形で浸透していることも否定できないと思われます。

第三 平成一三年度合格者激減の理由と平成一四年度への期待

1 平成一三年度の目標

- (1) このように法職講座四カ年計画は、関係者の一致団結の下に成果も出て、順風満帆に推進されてきました。

もっとも法職講座では、平成一三年度における年度目標を当初の計画通り九〇人台後半と設定しました。

この数字を公の場で発表すると、関係者から疑問の声が相次ぎました。

「何故、昨年度より低い目標値を設定するのか？」という声です。

理由は三つありました。

- (2) 一つ目は、当初のプランで、平成一三年度は九〇人台後半が目標であったということです。

今までの成果は、「四カ年計画」の短期的目標達成のための施策を粛々とこなしてきて達したものに過ぎません。

平成一二年度が偶々一〇〇人を超えたからといって、目標を修正することはできません。

- (3) 二つ目は、法職研究室の受験者層に戦力の底入れを感じていたことです。

受験指導の現場に携わっている方であれば痛感されていると思われますが、現在の合格者は過去の合格者に比較して学習レベルが著しく低いとされます。

これは①合格者数の増大、②択一試験の傾向の著しい変化、③いわゆる丙案合格者の存在等の要素

によって合格者層の新陳代謝が激しくなったからだと推測できます。

合格者と話していても「そんなことも知らないの?」「そんなことも判らないの?」という場面にしばしば遭遇します。

ところが、受験生になるとこのような問題性もっと顕著になります。

正直に言って法職研究室の平成一二年度の合格者の顔ぶれをみて、平成一三年度の受験者層の顔ぶれをみていると、「この中で一体誰が合格するのかな?」と首を傾げてしまう状態でした。

法職研究室室員の戦力には底入感がありました。

(4) 三つ目は、法職関係者以外の司法試験受験生の動向がつかめないことでした。

法職研究室室員の戦力には底入感がありましたので、法職研究室以外の司法試験受験生にはきつと合格者予備軍がいてくれると信じたかったのですが、その動向がつかめません。

法職講座が如何に指導体制を充実させているといっても法職関係以外の受験生には何も指導することができません。

2 平成一三年度の期待

ただ、こうは言っても、目標数値に合わせて計画的に合格者を出しているわけではありません。

ですから法職関係者は、本音のところでは、今年も一〇〇人は突破するだろうと樂觀視していました。理由は、今まで述べたことと一見矛盾していますが、法職研究室、特に市ヶ谷研究室内の充実化があったからでした。

平成一二年度に駿河台記念館にあった法職研究室は市ヶ谷キャンパスに移転しました。

そして大学法人のご配慮で定員も大幅に増加させていただき、室料も低廉化していただきました
(六万円→二万四千円)。

その結果、択一合格者及びそれに準じる成績を持つもので研究室の室員を埋め尽くすことができました。

その上、専任指導員の数も倍加され、より一層の指導体制の充実化を図ることができました。

室員のレベルが上がり、指導体制が充実化したわけです。

たとえば、合格適齢層の底入れを感じていたとしても、例年以上に法職研究室から合格者が輩出するだろうという甘い期待をもっていたのです。

皆、平成一三年度の法職研究室合格者数は五〇人を突破するものと確信していました。

3 平成一三年度の誤算の要因

(1) ところが、平成一三年度は大学別でも、法職研究室としても、合格者数は激減し、「四力年計画」中で初めて挫折感を味わいました。

それでは、何故このような結果が生じたのでしょうか。

その分析結果は「コロンブスの卵」的なものであることをお許しください。

誤算の要因は、①論文試験における早稲田の躍進(十五二人)と②中大受験生における合格適齢層の底入れです。

(2) まず早稲田の躍進をみます。

平成一三年度論文合格者数で上位六校中、伸びているのは、早稲田と東大です。

東大も三〇人増加していますが、慶応、京大、中大（一二五人）、一橋大は軒並み減少しています。

それに比べて、早稲田の躍進には著しいものがあります。

平成一三年度早稲田躍進の要因は、早稲田の基礎体力、つまり出願者数及び択一合格者数が飛躍的に上昇したことに由来しています。

まず出願者数についてみますと、遂に平成一三年度において早稲田は中大を上回って第一位となりました。

また、早稲田の平成元年の出願者数に比較して、早稲田の平成一三年度の出願者数は約二一〇〇人増加しています。

そして、いうまでもなく、早稲田からの出願者は入学試験時の偏差値が高い者ばかりです。

さらに、早稲田からの出願者は法学部出身者だけではありません。

政治経済学部や商学部も数多く含まれています。

次に、択一合格者数についてみますと、平成四年度において早稲田は中大を上回り、平成四年からの択一合格者数の延数は早稲田が中大より二三〇二人程上回っています。

かつての中大のように、早稲田には現在相当数の合格者予備軍（択一には合格するが論文には合

格しない層）が滞留している考えるべきです。

その上、平成一三年度論文の出題は「難しかった」（若手に不利だった）というデータもあります。

これは平成一三年度の合格者層の受験回数構成の分析結果からいえることです。つまり、受験三回以内の合格者が激減し、五回以内の合格者も低下していて、中堅層（今まで丙案で合格を阻止された層）以上にとって有利な出題だったということができます。

このようなことから早稲田の勝因は滞留していた合格者予備軍の層（出題傾向の難化に対応できる層）から、出題の難化によって合格者が輩出されたことにあるということができます。

(3) もっとも、平成一一年度や平成一二年度であっても早稲田の基礎体力増加という状況は変わっていないはずですから、中大が今年特に激減する理由はないようにも思われます。

しかし、早稲田とは逆に中大の基礎体力は低下してきています。

前述のように、早稲田とは逆に中大の合格者予備軍は底入れの様相を見せているのです。

これは「四力年計画」開始前の司法試験対策の遅れによるものです。

中大の敗因を推論すると、中大の択一合格者数は前年と同じなのに、論文合格者数が激減したということは、出題傾向の難化に対応できる層（今まで丙案で合格を阻止された層）が中大には少なかったということになります。

第四 平成一四年度への誓い／四力年計画目標達成に向けて

1 平成一四年度は「四力年計画」の最終年度です。

法職関係者の目標は平成一四年度に合格者一〇〇人を輩出できる体制を整えることです。

そして、幸いなことに合格者総数は一二〇〇人と言われています。

ですから何としても合格者を一〇〇人以上輩出させなければなりません。

もっとも、来年度も早稲田の基礎体力は充実しており、戦力的には早稲田優位の状況に変化はありません。

そこで法職講座としても巻き返しのために総力を結集して闘っています。

法職講座が柱としているのは、下記の二点です。

(1) 多摩キャンパス「四力年計画」初年度生への期待

まず、平成一四年度は遂に「四力年計画」初年度入学生が平成一一年度入学生が四年生となります。

これらの平成一一年度入学生が一人でも多く最終合格することが期待されます。

これらの平成一一年度入学生の多くは現在法職多摩研究室三年次コースに在籍して受験勉強に励んでいます。

これらのうち七人は、既に平成一三年度在学三年生の時に択一試験を突破しています。

論文にこそ合格しませんでした、試験終了後も法職多摩研究室のカリキュラムを着々と受講し、

来年度は最終合格を果たしてくれるものと大いに期待できます。

(2) 法職研究室（法職市ヶ谷、学研連市ヶ谷及び法職多摩）の指導強化

前述のように「四カ年計画」が順調に施行されてきたとしても、在学四年生の合格者だけで目標の合格者数一〇〇人以上に到達できると言い切れません。

やはり主力は、法職・学研連市ヶ谷研究室や法職多摩研究室で勉強している択一合格経験のある受験生達です。

法職研究室では合格者数が激減したとは言っても三三人「も」合格しています。

法職研究室の指導体制として、特に大きな失策があったわけではありません。

ですから、法職研究室の指導体制の一層の充実化が目標達成の早道です。

まず、市ヶ谷研究室においては指導に定評のある若手弁護士や平成一三年度の合格者がプロジェクトチームを組んで指導体制を強化しています。

①指導体制の個別化（ティーラメード受験指導の充実化）としての敗因分析プロジェクト、個人レポート個人面談プロジェクト、②弱点補強対策としての両訴対策プロジェクト、「商法講座」プロジェクト、③択一合格経験のある若手室員（特に丙案枠持ち）への特別指導プロジェクト、④過去問答案練習会プロジェクト、⑤口述プロジェクト、⑥択一プロジェクト等が代表的なものです。

そして、さらに今年は⑦長期継続室員への厳しい指導を導入いたしました。

市ヶ谷研究室では新規入室室員、二年目室員は合格しやすい傾向にあるのに対し、長期継続室員

は合格にくい傾向にあります。

それは、長期継続室員には「根拠のない自信」や「前進を妨げるプライド」が根付き、「傷をなめ合うだけの仲間」が研究室内に多くいることに由来していると思われます。

勉強方法としても環境が変わらないためにマンネリ化してしまい、自己の弱点を補強できないことがあります。

そこで、長期継続室員には自主的に研究室を離れること勧めたり、定席を一時剥奪するなどして外部からマンネリ化を打破する切っ掛け作ってやるようにしています。

これらの施策は長期継続室員から反感を買うものではありませんが、これ以上の合格の停滞は本人にとっても私達にとっても不幸なことなので心を鬼にして指導をしています。

尚、①～⑥につきましては、法職市ヶ谷及び学研連市ヶ谷共通に実施していますが、⑦については意見の一致を見ずに学研連市ヶ谷には実施できていないことを付言させていただきます。

次に、多摩法職研究室においても四年生以上の室員対し、市ヶ谷と基本的に同様の指導をしています。

尚、平成一三年秋から法職多摩研究室ゼミ会員資格が学研連研究室室員にも解放されたため、学研連研究室室員で択一合格経験のある室員は多摩研究室ゼミ会員として上記の指導を受講できるようになりました。

この結果、市ヶ谷だけではなく、多摩においても学研連室員は法職研究室の充実した指導を受講

できるようにになりました。

この施策につきましては、お互いに切磋できて良い効果を生んでいるようです。

(3) 市ヶ谷研究室への中大受験生の結集

さらに平成一三年度論文試験発表直後に実施した調査によると、東京近郊に、約四五〇人近く、法職講座に關与していない平成一二年度、一三年度の択一合格経験者が在住していることが判明いたしました。

そこで、法職講座ではこれらの択一合格経験者を市ヶ谷研究室に吸収するためのプロジェクトも実施しています。

DMプロジェクトとして、これらの択一合格経験者に市ヶ谷研究室への入室を勧めるパンフレットや司法試験情報に関するパンフレットをダイレクトメールするわけです。

これらの者が室員にならなくても、いつでも法職研究室にアクセスできるように、簡易な会員登録システムも設置いたしました。

(4) その他の研究室室員優遇策

そして市ヶ谷研究室をより一層使い易くするために、大学法人のご協力を得て、来年度最終合格した室員、ゼミ会員には公開答案練習会・ゼミ料・室料の全額返還をすることとしました。

さらに、やはり大学法人のご協力を得て、経済的に研究室利用が困難なものに対して、合格後の指導協力を条件に支払猶予制度を導入することといたしました。

(5) 基本は一人一人に真摯な指導をすること

このように法職講座は、大学法人のご協力を得て、考えられるありとあらゆる手段をとり、平成一四年度に目標を達成させるための工夫を行っています。

そして、なによりも法職講座の基本的なスタンスは合格しようという意欲ある一人一人の受験生に真摯な指導をすることにあります。

第五 法職講座の課題「新三力年計画」の推進

1 「四力年計画」の終幕・「ロースクール開設」・「新三力年計画」の開幕

(1) このように「四力年計画」は着々と実施されてきました。

もちろんその過程では、様々な問題が起こり、他の関係団体との軋轢さえも生じました。しかしそれらを何とか克服してきました。

平成一四年度において「四力年計画」は終幕を迎えますが、法職関係者一同その成果を大いに楽しみにしているところです。

もっとも計画開始後三年が経過して、新たな課題が彷彿してきております。

(2) 平成一六年度にはいわゆる「ロースクール」が開設されます。

このため、現行司法試験制度の合格者は削減されるということは周知の事柄です。

またしばらくの猶予期間をおいた上で現行司法試験制度は廃止されると言われています。

この原稿を起案している平成一四年一月において「ロースクール」制度導入時の詳細は未だ不明確ですが、法職講座は①現行司法試験制度の合格者は削減されるということ、及び②しばらくの猶予期間をおいた上で現行司法試験制度は廃止されるということを前提に今後は運営されることとなります。

そこで、法職講座はその運営方針を「四カ年計画」から「新三カ年計画」へとシフトするスタンスを取り始めています。

(3) この「新三カ年計画」とは、「在庫一掃」のスローガンの下、法職講座への勢力結集を図り、今後三年間で中大出身の現行司法試験浪人組を一掃するプランです。

現行司法試験の合格者総数は平成一四年度二二〇〇人、平成一五年度二二〇〇人、そして平成一六年度には一五〇〇人となり、「忌まわしき丙案制度」も廃止されます。

このように合格者総数が飛躍的に増えるわけですから、「在庫一掃」は充分実現可能な計画です。

2 「炎の塔（学生研究棟）」運営委員会（仮称）」が指令塔

この「新三カ年計画」の指令塔は現在設置が検討されている「炎の塔（学生研究棟）」の運営委員会（仮称）」が担当するものと思われます。

平成一四年度には待望していました「炎の塔」が建設されます。

この建物は法職講座研究室及び学研連研究室他国家試験受験団体が入居し、二一世紀の中央大学の国家試験対策拠点となるものです。

学研連その他の国家試験受験団体が入居していた学生研究室棟（四号館）は設備不全及び老朽化のため、長い間、学生が研究室を利用しにくい状態でした。

クーラーも防音設備もなく、大学が休みの間には暖房すら止まる研究室で現代の学生が受験勉強に勤しむのは難しいのです。

「炎の塔」はかかる状況を改善する救世主的な存在といえます。

もっともかかる「炎の塔」を効果的に活用するには受験指導や学生の利用を調整する統一的な機関が不可欠です。

この点は、中大法曹会幹事長松家里明先生（中大理事）や中央大学国家試験等研究棟建設問題小委員会委員長大高満範先生が中心となって大学側に強く働きかけられました。

その成果として、現在、大学法人文書課がかかる機関の設置を検討するようになりました。

今後の見通しとしては、関係団体の多くと親交がある法職講座運営委員会が発展的に解消してかかる機関の母体となるようです。

そして、この「炎の塔（学生研究棟）運営委員会（仮称）」を指令塔にして、多くの司法試験受験生を収容することが可能な「炎の塔」と収容人数を大幅増員した市ヶ谷キャンパス研究室に中大出身の現行司法試験浪人組を結集させ、集中的な指導をし、今後三年間で「在庫一掃」を図ることになります。

また「四力年計画」で確立された受験指導体制はより「洗練された形」で継続されることとなります。

す。

「洗練された形」というのは、今までの計画を総ざらいし、「ロースクール」開設に伴う法学部の施策と摺り合わせ、枯渇している受験指導スタッフのマンパワーを勘案して今までの指導体制の微調整を行っていくということです。

法職講座としてはかかる新体制へ円滑に移行し、その中心となって体制造りに邁進することが課題となります。

3 法職講座事務室の特殊性を大学法人が一層理解してくださること

「四カ年計画」をずっと支えてきてくださったのは、法職講座事務室の専任職員の方々です。

法職事務室の職員の方々は本当に骨身を削って私たち後進達の合格をささえてきてくださいました。幸いにも大学法人のご理解を得て、「四カ年計画」開始時に五人であった法職事務室の専任職員の数、現在八人となっています。

また驚くべきことに法職事務室の専任職員平均年齢は三五歳で、中大の部課室でもっとも若い職員で編成されていることを誇っています。

それだけに法職事務室は素晴らしいチームワークの下、機動性も富み、アップトゥーデートな対応が可能な事務室といえます。

メンバーも最強です。

四年間にわたって幾多の難題を解決しながら、辛抱強く法職事務室まとめてこられた相澤明室長に

対し、受験指導スタッフ一同、心から敬意を表しています。

また、多摩の法職事務室は大黒柱である林和生副課長が力強いリーダーシップを発揮して皆を引っ張り、課員の宮崎賢さん、金子久美さん、鈴木渚さんらが的確に自己のポジションをこなす体制が確立しています。

市ヶ谷の法職事務室は、常に受験生を合格させるために何が大切かを考えて行動する須賀晋一郎さんの活躍を、永井美智子副課長、五十嵐敦子さんらが支える体制が整っています。

法職講座が充実しているのは専任職員の方々のおかげです。

もっとも、専任職員の方が増えても、法職事務室は繁忙期においては朝八時～夜二時まで稼働し、「不夜城」と称されていることは未だに変わりません。

これは年々、職員の方々に求める事務レベル・量が上がり続けていることに由来しており、私達受験スタッフにも責任の一端があるのかもしれませんが。

しかし成果を出すためには止むをえない要求です。

法職事務室の特殊性は、「司法試験」という日本最難関の試験合格を目指して日夜勉強に励む受験生をサポートするために、彼らのニーズを的確に捉え、事務室自体がアップトゥデートに変化することが求められることにあります。

ルーティン業務をこなすことを主目的とする多くの部課室とは異なった特性を持つのです。

「新三カ年計画」においても事務室の大活躍が求められることは変わりません。

また、前述の「炎の塔（学生研究棟）運営委員会（仮称）」の事務局は法職事務室が発展的に担当していく見通しが強いといえます。

学校法人が法職事務室の特殊性を認識し、その役割を果たしうるように適切に協力していく体制をとり続けてくださることは不可欠です。

4 受験指導スタッフの法職講座への結集

「四カ年計画」の開始時からの法職講座の課題は、良質の受験指導スタッフを数多く確保することでした。

質の高い受験生も必要ですが、質の高い講師やチューターを確保することはやはり大切なことです。幸いこの三年間は中大法曹会、学研連その他の団体、法職講座OB・OG会（法職講座法曹懇談会）の協力の下に良質のスタッフを確保することができました。

この点に关しましては「謝礼額」等スタッフの待遇において、大学法人の強いバックアップがあったことが大きなプラス要因でした。

もっとも、「中大法曹会」や「学研連」から、若手弁護士講師、チューターの派遣に关しましては問題点を指摘され続けてきたことも事実です。

それでも両団体から何とかスタッフをご推薦いただけたのは、中津靖夫先生、鈴木孟秋先生、伊達俊二先生、井手慶祐先生といった中大法曹会、学研連ご推薦の法職講座運営委員の先生方、萬羽了先生、曾田多賀先生といった法曹会の役員の先生方、鈴木康洋先生、厚井乃武夫先生（以上玉成会）、

田中絃三先生、笹浪恒弘先生、木村英明先生（以上中桜会）、島田一彦先生、関本隆史先生、中村忠史先生（以上瑞法会）といった歴代の学研連の役員の先生方のご尽力に尽きるといえることができます。このため誰よりも後進の受験生が恩恵を受けることができました。

若手弁護士が司法試験受験指導に協力することは、いろいろな意味で従来より難しくなっているのが実際です。

ですからどの中大司法試験関係団体も指導スタッフの枯渇への対処に頭を悩ませていると思います。中大司法試験関係団体のマンパワーの枯渇に鑑みれば、共通に指導できる部分は法職講座に委託し、そのための受験指導スタッフを法職講座に結集させていくことが合理的です。

受験指導スタッフの確保は、平成一四年度で終了する「四力年計画」にとっても、平成一四年度から始まる「新三力年計画」にとっても死命を制する事柄です。

あと三年間、是非とも引き続き御協力いただきたいと考えております。

第六 三和一博法職講座運営委員長のご活躍を胸に刻む

前回寄稿で述べました「四力年計画」は順調に遂行されております。

また、その時に課題として列挙させていただきました事柄も多くは解消いたしました。

四力年計画は中大一一五年の歴史の中で大学が初めて真剣に司法試験対策に向き合おうとするもので、これが失敗すればしくは「司法試験王国中央大学」の復活はないという重要な計画でした。

昭和五三年の「多摩キャンパス」への移転以来約二〇年かけてここまで中大司法試験対策の基礎体力を弱めておいて、一年や二年で成果が出せというのは無理な話だということは前回寄稿でも述べさせていただきました。

その思いは今も変わりませんが、この三年間で実感したことは関係者の取り組みは「確実に良い方向へ変化した」ということでした。

この過程でもっともご苦勞をされたのは、三和一博法職講座運営委員長であったと思います。

三和先生は絶え間ない中大法曹会や学研連への働きかけに勞を惜しまれませんでした。寸暇を惜しんで法職事務室に通われ、専任職員の方からの信頼も絶大でした。

他方、私自身、何度、三和先生にご迷惑をおかけした事か知れませんが、激論した後でも笑って非礼を許してくださいました。

平成一四年三月で中央大学を退職される三和先生は残念ながら、「四力年計画」の終幕の際には運営委員長を引退されています。

しかし、ここまでの成果は全て三和先生が原動力であられたことは誰もが疑わない真実です。

中央大学の大先輩である三和先生のご偉業を後輩として胸に刻みます。

第七 終わりに

前回寄稿した際は、私は中大の嘱託職員とし法職講座抜本的改革「四力年計画」立案に携わっていま

した。

あれから三年が経過し、司法修習を終えて、私は、学生の中からずっと憧れていた阿部三郎中央大学理事長の事務所で、弁護士として勤務させていただいております。

あまりにも偉大すぎる、「憧れの人」、阿部三郎先生の大きな背中を見つめながら、慣れない弁護士業務に当惑する毎日が続きます。

それにしても、司法修習中も、弁護士となつてからも、私は中央大学法学部の諸先輩が日本の法曹界の中で厳然たる力をもつていらっしゃることに感激し続けております。

裁判所に行つても、検察庁に行つても、弁護士会に行つても、中央大学の先輩方がいらっしゃいます。この感動を後進達にも味合わせさせてあげるのは私達若手法曹の義務だと思っております。

また先日、私の出身研究室である済美会の尊敬する先輩に大阪で馳走していただいた時、「最近娘からパパの大学の偏差値は低いね、と言われてショックだった。何でもいいから中大の司法試験合格者を増やして偏差値を上げて父親のプライドを守ってくれ!!」と激(?)を受けました。

「私一人では何もできません。」とお答えしましたが、この先輩の一言は多くのOB・OGが共通に感じておられる想いではないでしょうか。

現在、私は阿部三郎先生から「三分の一は法職講座の手伝い、三分の二は事務所の仕事」というご配慮をいただいて、存分に法職講座のお手伝いをさせていただいています。

今後とも、自分の力が「中央大学への恩返し」のために少しでも役だっていると自覚できる限りは、又

「先輩から受けた、あるいは受けている恩を先輩に返そう」という気持ちが持続する限りは、休むことなく一所懸命に私の役割を果たそうと思っております。

尚、最後になりますが、このような原稿を書く機会を与えてくださった中津靖夫先生に改めて心から感謝いたします。

以上

*この原稿に関するご意見、ご感想、ご批判がございましたら是非左記のメールアドレスなしファックス番号宛にご連絡ください。

尚、前回論考でメールをくださった先生方に心から感謝いたします。

e-mail hagane@tamajs.chuo-u.ac.jp

FAX 03-3501-6878 (阿部法律事務所)

編
集
後
記

中大法曹会創立五〇周年記念誌発行が大変に遅れ、関係の皆様にご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。

ようやく本書の形で世に出すことができ、ほっとしております。

写真については、白井正明氏に全てを委ね、御協力をお願い致しました。

皆様のご協力により御覧の通りの出来映えで、心より感謝申し上げます。

「中大法曹かくありき」の先輩の選択については不行届のところ多々あるうかと思いますが、全責任は私にあります。後日の完成を目指す一里塚ということで、暖かい目で見えて頂きたいと存じます。

今後の会誌において、毎年何人かの先人を取り上げていつて将来完成させたいと念願しております。

御協力頂いた皆様に対し（一々名前を申し上げますが）心よりお礼申し上げます。

（記念誌部会長 中津靖夫 記）

中央大学五〇周年記念誌

平成一四年三月 十二日 印刷

(非売品)

平成一四年三月二十五日 発行

発行人 猪 股 喜 藏

編集人 中 津 靖 夫

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社 高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話 (三九五六) 六五五〇 (代)

